



第2期八王子市子ども・若者育成支援計画

すくすく てくてく はちおうじ



みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ

八王子市では令和2年(2020年)に子ども・若者育成支援計画を策定し、「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」を基本理念に、地域と連携しながら施策の充実を図ってきました。この間、学童保育所の待機児童解消や、多摩地域で初となる幼児教育・保育センターの設置、若者総合相談センターの開設などによる子ども・若者支援の充実に取り組んでまいりました。令和5年(2023年)4月にはこども基本法が制定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で取り組んでいます。

子ども・若者を取り巻く環境は、虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、複雑化しており、様々な問題が重なり合っています。こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、子ども・若者を権利の主体として認識し、良好な成育環境を社会全体で確保していく必要があります。また、乳幼児期から青年期まで、ライフステージに応じて切れ目なく必要な支援を実施していくことも重要であり、妊娠期からの切れ目ない支援「八王子版ネウボラ」をさらに充実するべく、児童福祉分野と母子保健分野が一体となった「こども家庭センター」を中心に、支援が必要な家庭とつながり、しっかりと支援していきます。

こうした中、「第2期子ども・若者育成支援計画」では、未来の主役である子ども・若者の意見を聴き、様々な形で取り入れて策定しました。この計画を着実に推進していくことで、子ども・若者や子育て家庭を多面的・組織横断的に支援し、多くの方々が八王子で子どもを産み、育て、暮らしていきたいと思っていただけるようなまちづくりを、地域の皆様と力を合わせ取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、自分たちの意見を積極的に伝えてくれた児童、生徒、学生の皆様、子どもや若者の目線に立ち議論を重ねていただいた「八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の皆様、そして、アンケート調査やパブリックコメント等で貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年(2025年)3月

八王子市長 **初宿 和夫**



もくじ -contents-

第1章

計画の策定にあたって
P.5

1 計画の概要	6
(1) 計画策定の趣旨	6
(2) 計画の位置付け	7
(3) 計画期間	9
(4) 計画の対象	9
2 子ども・若者の現状と課題	10
(1) 八王子市の子どもの若者に関するデータ	10
(2) 子ども・若者育成支援計画(前期計画)の成果	15
(3) 子ども・若者をめぐる主な課題	17

第2章

計画の実現に向けて
P.19

1 計画の目指すもの	20
(1) 基本理念	20
(2) 実現に向けた視点	21
(3) 基本方針	21
2 施策の展開	22
(1) 計画の体系	22
(2) 子ども期から若者期への切れ目ない支援	24
(3) 公立施設の役割・機能について	24
(4) 子ども・若者の意見の反映	26
(5) SDGsとの関係	28

● 基本方針1

ミライを担う子ども・若者の育成	29
基本施策1 子どもの権利を大切にすまちづくり	30
基本施策2 生きる力を育む遊びや体験の充実	34
基本施策3 乳幼児期の教育・保育の質の向上	38
基本施策4 健やかな育ちや自立に向けた支援	42
基本施策5 子ども・若者の居場所づくり	46



第3章

子ども・子育て支援事業計画
P.101

第4章

計画の推進
P.113

資料編

P.117

● 基本方針2

子どもを育む家庭への支援 ————— 49

基本施策6

妊娠期からの切れ目ない支援の充実 ————— 50

基本施策7

働きながら子育てできる環境の整備 ————— 54

基本施策8

安心して子育てをするためのサポート ————— 58

基本施策9

子育て家庭の居場所の充実 ————— 62

● 基本方針3

子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり — 65

基本施策10

地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備 — 66

基本施策11

子育てプロモーションの推進 ————— 70

基本施策12

子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり — 73

● 基本方針4

配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援 ————— 77

基本施策13

児童虐待の防止 ————— 78

基本施策14

障害のある子ども・若者への支援 ————— 82

基本施策15

ひとり親家庭への支援 ————— 86

基本施策16

子ども・若者の貧困の解消 ————— 90

基本施策17

外国につながる子ども・若者と家庭への支援 — 94

基本施策18

様々な悩みを抱える子ども・若者への支援 — 97

1 区域 ————— 102

2 教育・保育 ————— 102

3 地域子ども・子育て支援事業 ————— 103

1 計画の推進 ————— 114

2 点検・評価体制 ————— 114

3 各基本施策の指標と目標一覧 ————— 115

1 計画の策定体制 ————— 118

2 計画の策定経過 ————— 118

3 八王子市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会委員名簿 ————— 119

4 用語集 ————— 120



はちおうじしこ せんげん 八王子市子どもすこやか宣言

自然豊かなこの八王子で、子どもたちがいきいきと生活し、自らの可能性を伸ばすとともに、子どもの権利をみんなが理解し、おたがいに信頼しあえる関係を大切にするにより、子どもたちが心も体も豊かに成長できるよう、ここに八王子市子どもすこやか宣言をおこないます。

- 1 わたしたちは、人にはみんな違いがあり、みんなよいところをもっていることを認め、おたがいに相手を尊重します。
- 1 わたしたちは、がまんすることの大切さを理解するとともに好きなことに夢をもち、元気にくらします。
- 1 わたしたちは、しっかりと自分を表現し、自分の意見や行動に責任をもちます。
- 1 わたしたちは、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して生活できる家庭を望みます。
- 1 わたしたちは、家庭や学校そして地域で、学習する楽しさがわかり自分の可能性を伸ばすことのできる環境を求めます。

平成13年(2001年)2月4日 八王子市

八王子市では、平成12年(2000年)3月に策定した八王子市新地域福祉計画の中で、子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもすこやか宣言を行うことにしました。子どもと大人による文案検討委員会で議論を行い、平成13年(2001年)2月にこの宣言文を発表しました。



第1章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

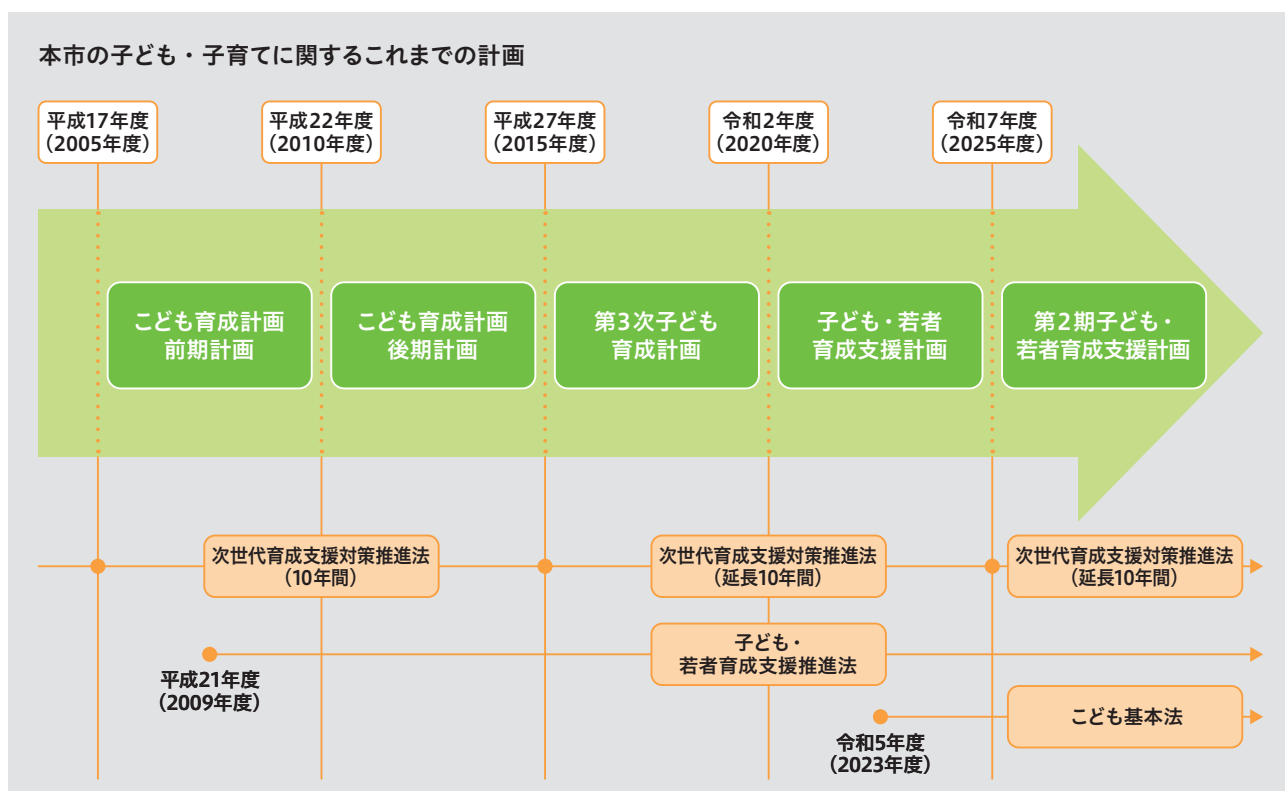
本市では、平成17年(2005年)にこども育成計画前期計画を、平成22年(2010年)に同後期計画を策定し、地域ぐるみで子育てを応援し、安心して子どもを産み、育てることができる施策を推進してきました。その後、平成27年(2015年)に「第3次子ども育成計画」を策定し、「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」の実現に向けて取り組んできました。続いて、令和2年(2020年)に「子ども・若者育成支援計画」を策定し、これまでの子ども施策に加え、若者施策を合わせ、市民・事業者・関係団体とともに、「子ども・若者にやさしいまち」、「子育てしやすいまち」、「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」の実現に向け、着実に成果をあげてきました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業の中止や制限が行われ、大きな影響を受けました。その後もリモートワークやキャッシュレス決済の増加など、新たな生活様式が普及し、市民ニーズも変化してきました。

また、少子化の進展により、労働人口の減少による経済活動への影響や、家族構成の変化による社会的孤立、年少人口の減少による子育て施策のニーズの変化など社会情勢は大きく変化しています。

この間、国は令和4年(2022年)6月に児童福祉法の改正を行い、令和5年(2023年)4月にこども基本法の施行及びこども家庭庁を発足し、12月に「こども未来戦略」を策定しました。また、東京都では、令和3年(2021年)4月に東京都こども基本条例を施行し、令和6年(2024年)2月に「こども未来アクション2024」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、本計画は、前期計画における考え方を引き継ぎながら、社会情勢の変化や国及び東京都の方向性に対応し、発展させていきます。行政と市民・事業者・関係団体が一体となって、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現することで、基本理念である「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」の実現を目指します。

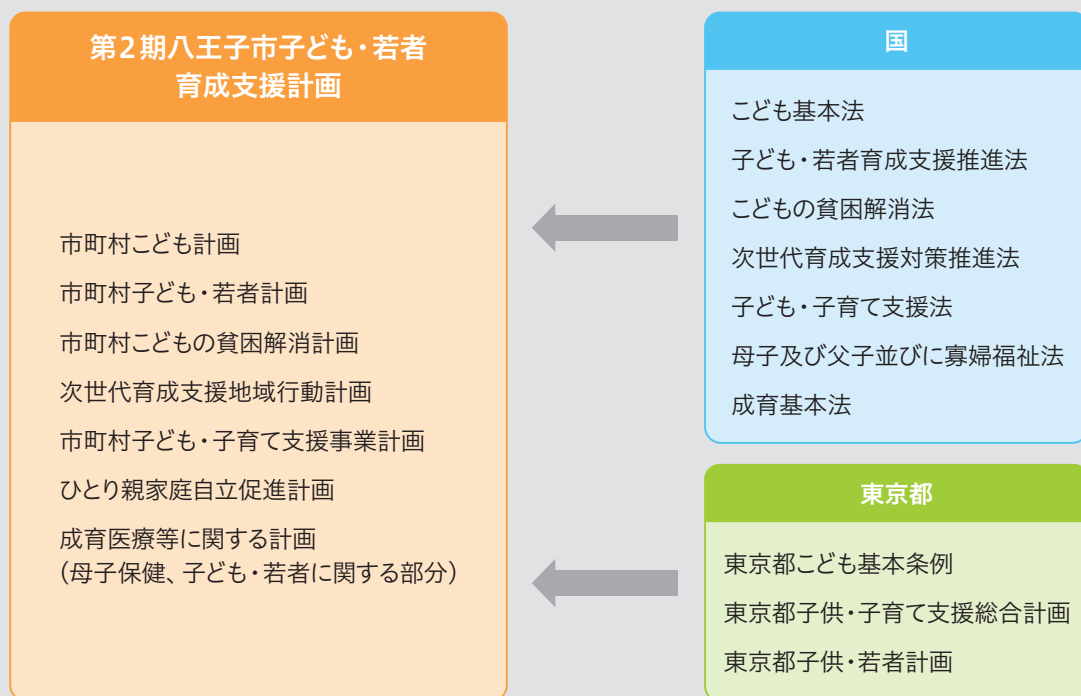


(2) 計画の位置付け

● 包含する計画と国・東京都との関係

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定し、子ども・若者育成支援推進法第9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」と子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下、「こどもの貧困解消法」という）第10条2項に基づく「市町村こどもの貧困解消計画」を包含しています。加えて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援地域行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、「成育基本法」という）第11条に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下、成育医療等基本方針という）を踏まえた「成育医療等に関する計画」（母子保健、子ども・若者に関する部分）も包含し、総合的に子ども・子育て・若者施策に取り組んでいきます。

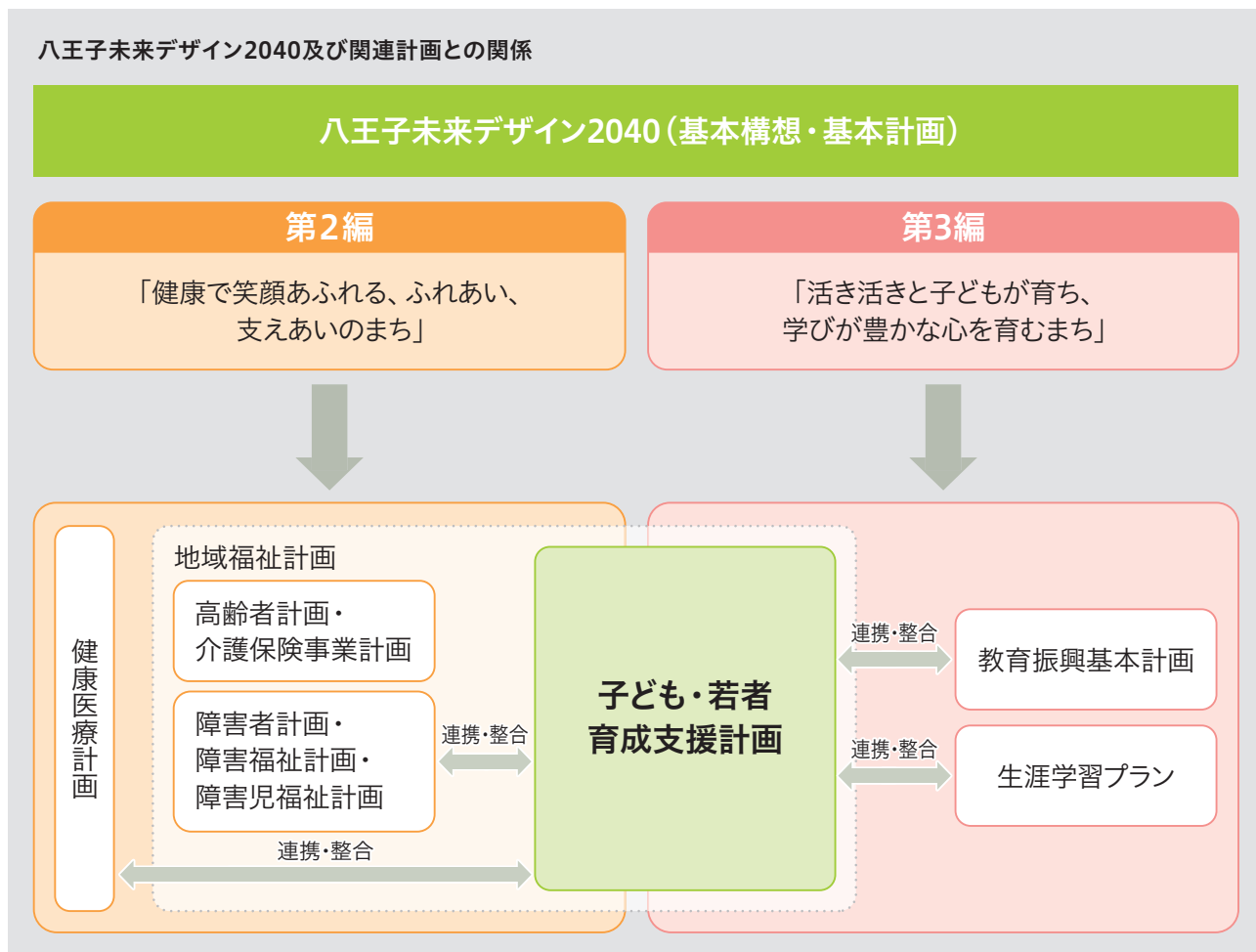
包含する計画と国・東京都との関係



●八王子未来デザイン2040及び市の関連計画との関係

本計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」の個別計画です。「八王子未来デザイン2040」に掲げる、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち(2編)」と「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち(3編)」の実現に向け、同じく3編に位置付けられる「教育振興基本計画」との連携を重視しており、子ども・若者・子育て施策と教育施策を一体的に推進していきます。

また、福祉分野の個別計画である「地域福祉計画」を上位計画として位置付けており、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」などの対象者別計画と理念や仕組みの整合を図っています。この他にも、子どもや若者、子育て家庭への支援は幅広い分野にわたる施策との連携が必要であることから、様々な計画と連携していきます。



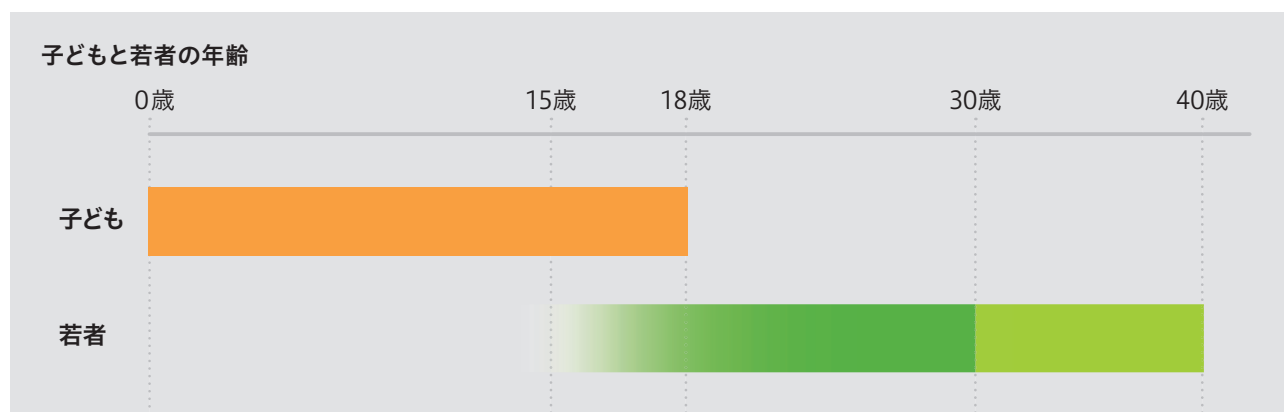
(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。計画の期間内においては、毎年度施策の点検と評価を行い、計画の進捗状況や社会情勢の変化、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。



(4) 計画の対象

本計画の対象は、子ども、若者、妊婦及びその家庭とします。子どもはおおむね18歳未満、若者は義務教育終了後から30歳未満としますが、就労支援については40歳未満を対象とします。



本計画における、子ども・若者の呼称と年齢区分

子ども	おおむね18歳未満
若者	義務教育終了後から30歳未満 ※就労支援については40歳未満
青少年	18歳未満のうち、主に義務教育年齢から18歳未満
乳幼児	義務教育年齢に達するまで
児童(児童福祉法)	18歳未満
児童(学校教育法)	小学生 (「児童・生徒」と表記する場合)
生徒	中学生

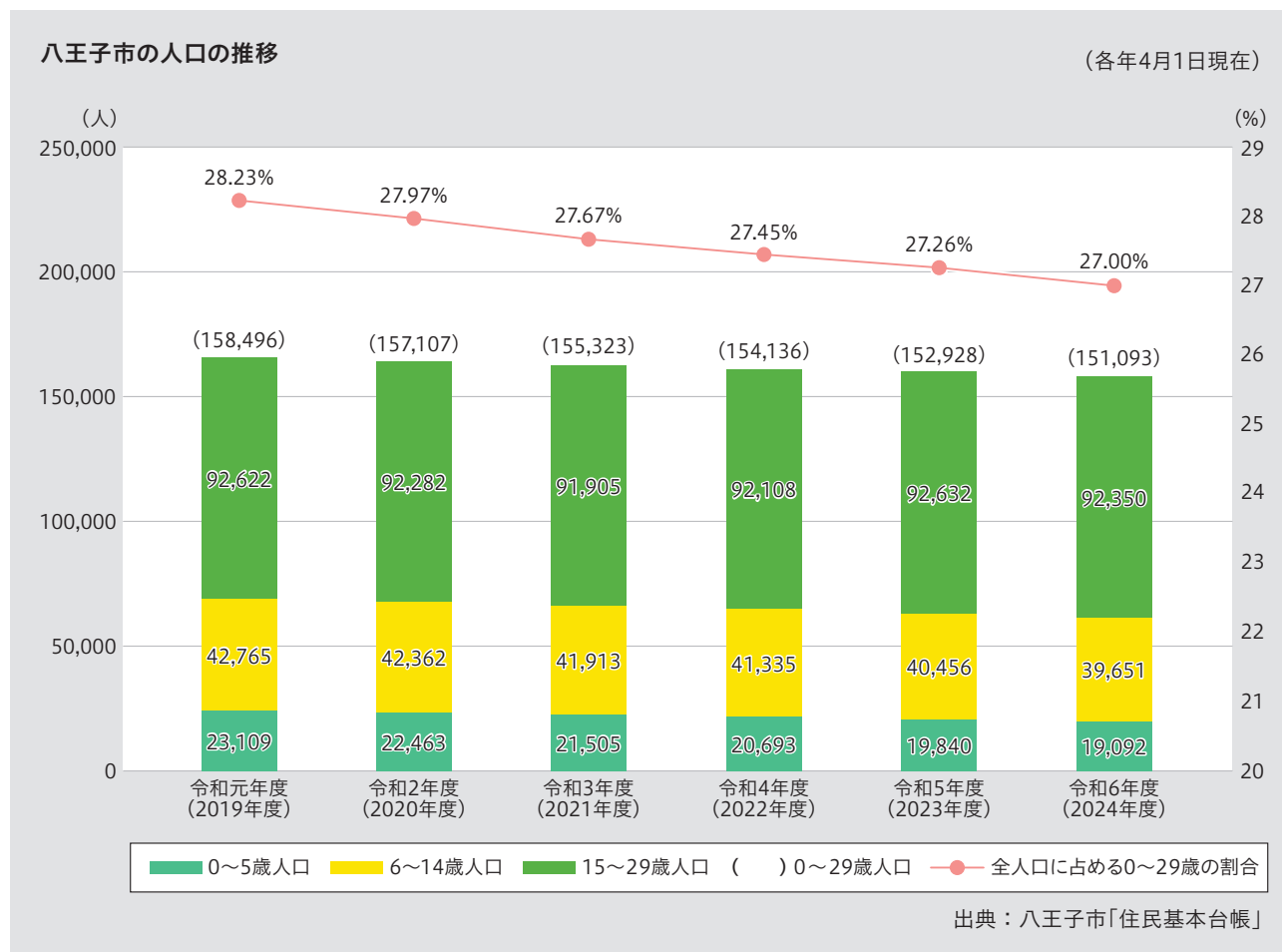
※そのほか法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合は、その用語を使用する。

2 子ども・若者の現状と課題

(1)八王子市の子ども・若者に関するデータ

ア 人口の推移

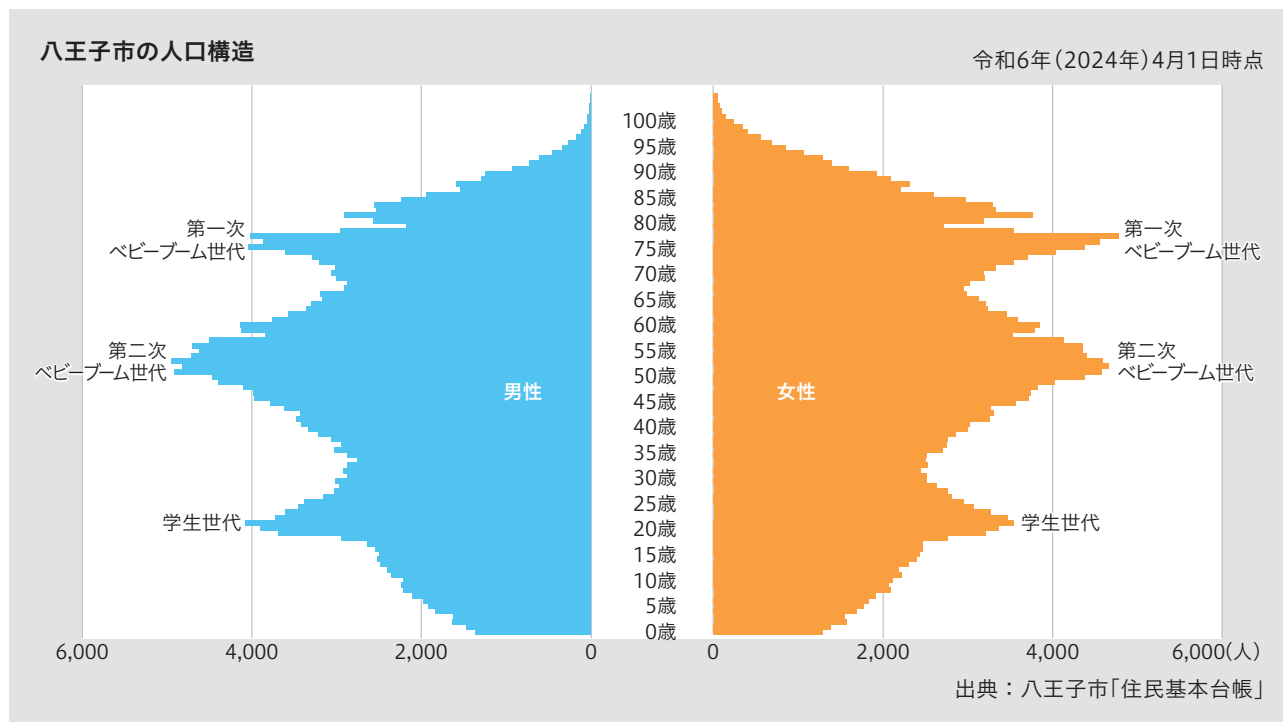
令和6年（2024年）4月1日現在、本市の0～29歳の人口は151,093人になっており、市の全人口に占める割合は27%となっています。そのうち、0～5歳、6～14歳、15～29歳の人口は、それぞれ19,092人、39,651人、92,350人になっており、令和元年度（2019年度）と比較してすべての区分で減少しており、年齢が低くなるほどその影響は大きくなっています。



イ 人口構造

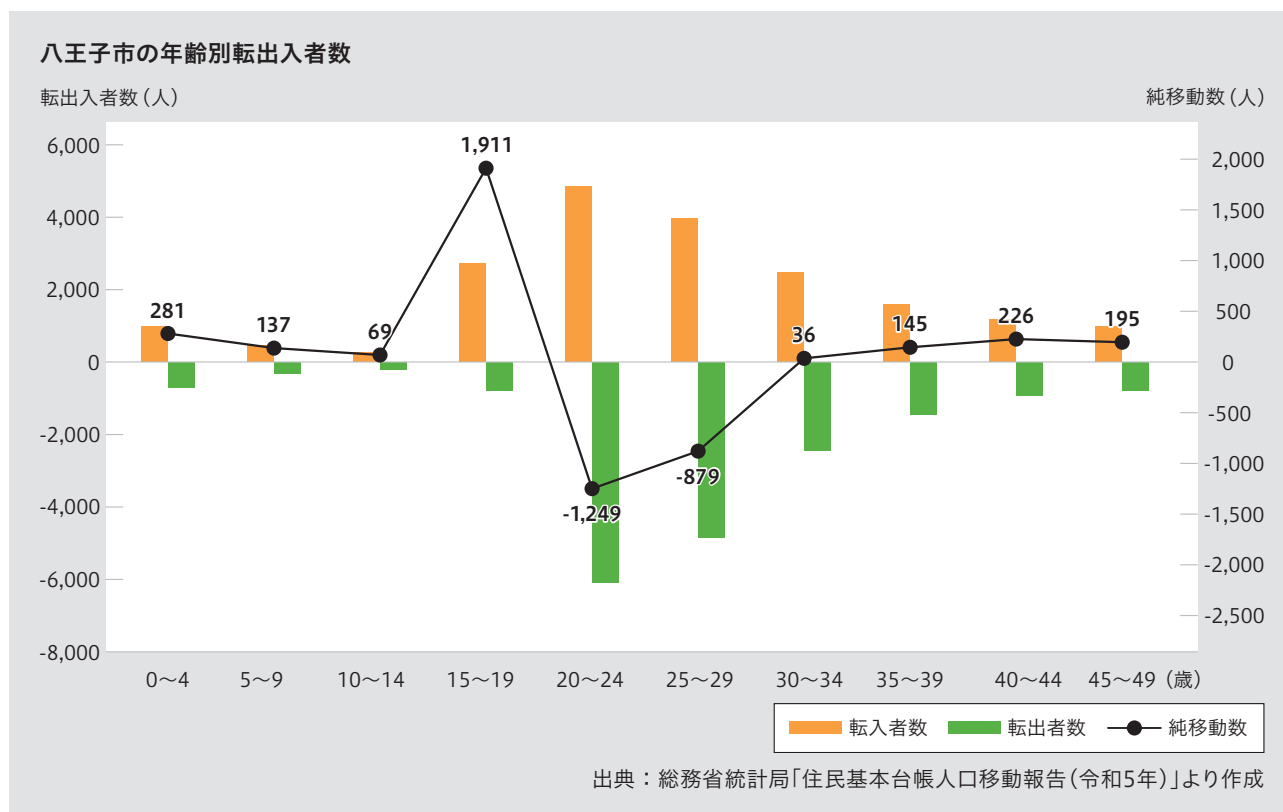
本市の人口構造を性別年齢別の人口ピラミッドとして示すと、次のとおりです。

第一次ベビーブーム及び第二次ベビーブームに加えて、学園都市である本市の特徴として、20歳前後の人口が多い形となっています。



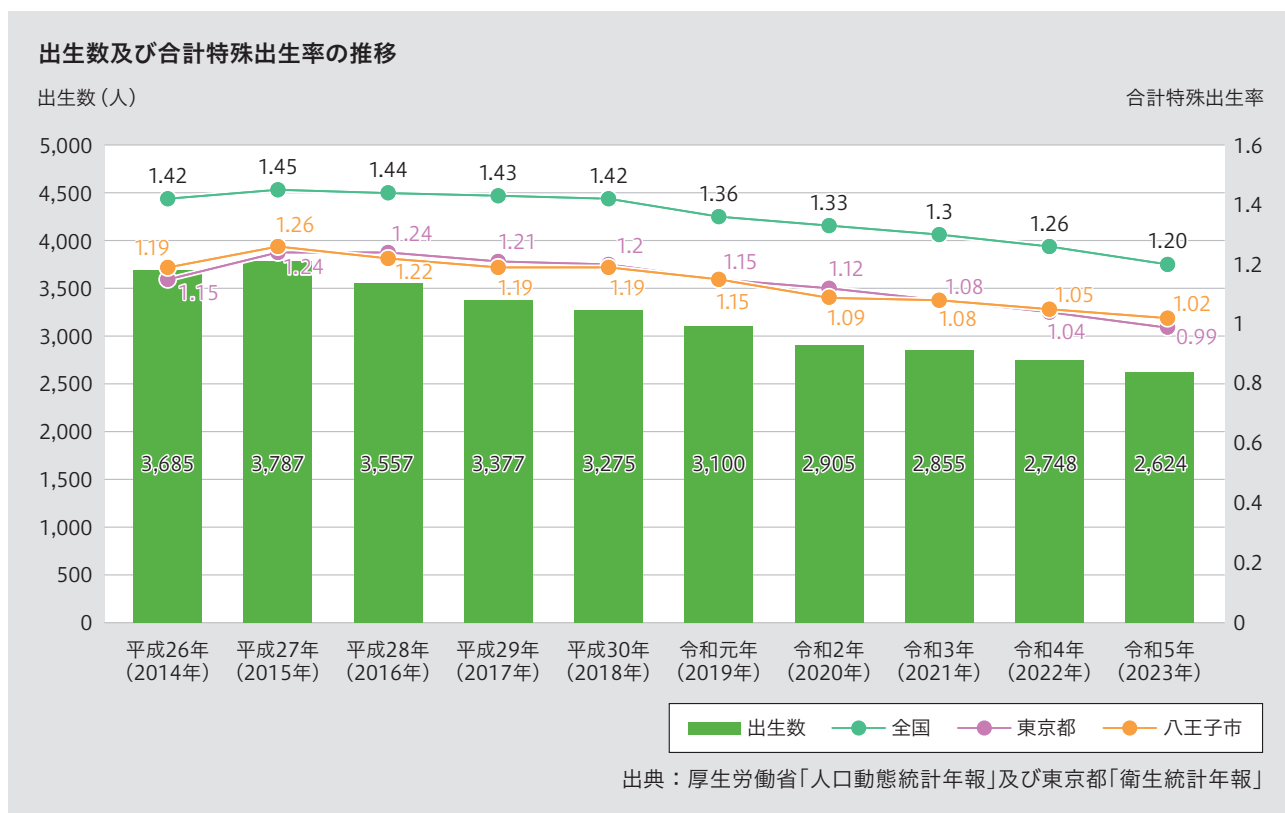
ウ 転入と転出

本市の転入数と転出数を5歳ごとの年齢別にみると、15歳から19歳は1,911人の転入超過であり、大学進学期での転入が特に多くなっていると考えられます。一方で、20代から30代にかけては、大学卒業や就職などに伴う転出が多いと考えられ、転出超過になっています。



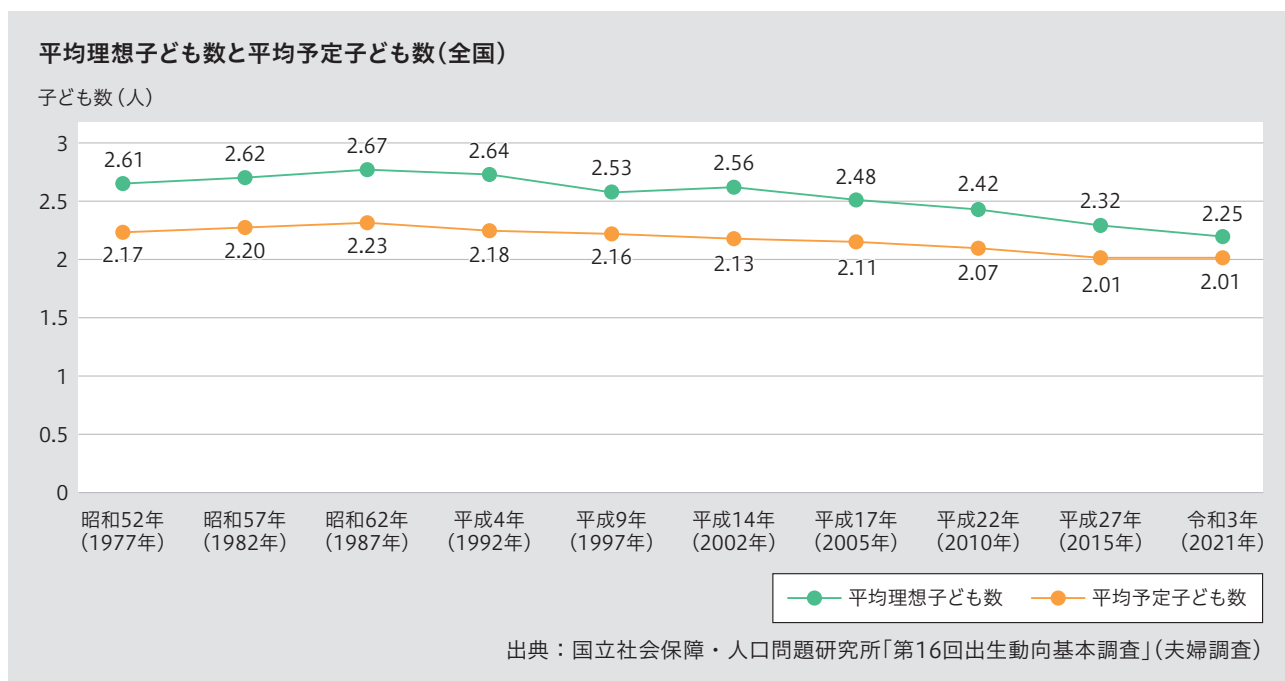
エ 出生数と合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、全国的な傾向と同じく減少傾向にあります。令和5年（2023年）の合計特殊出生率は、1.02となっており、全国の合計特殊出生率1.20を下回っています。出生率の減少に加えて、親世代の人口減少もあり、出生数は大きく減少しています。



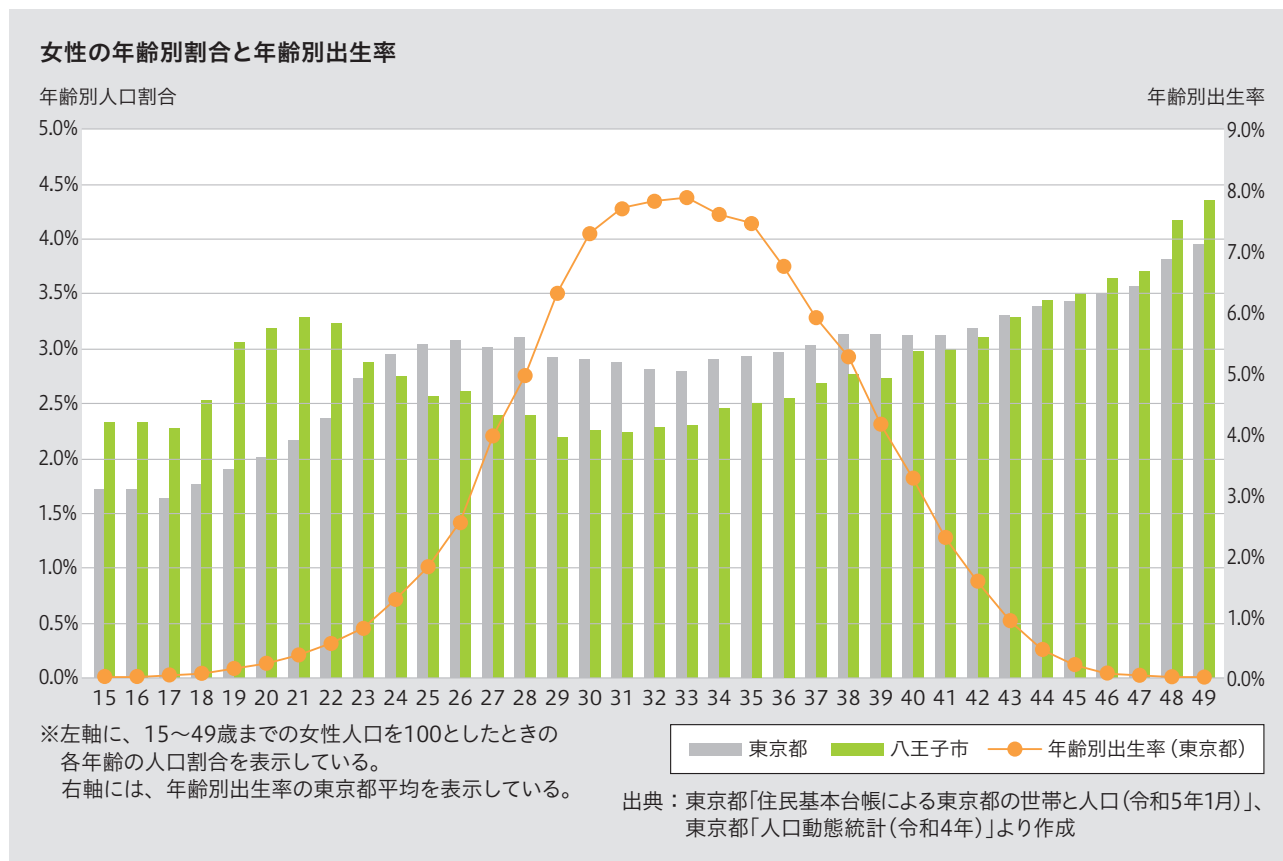
オ 平均理想子ども数と平均予定子ども数

夫婦に理想的な子どもの数を聞いた「平均理想子ども数」は、全国的に減少を続けており、令和3年（2021年）は2.25人となっています。また、実際の子どもの数とこれからもつ予定の子どもを足した「平均予定子ども数」も減少を続けており、令和3年（2021年）は2.01人となっています。



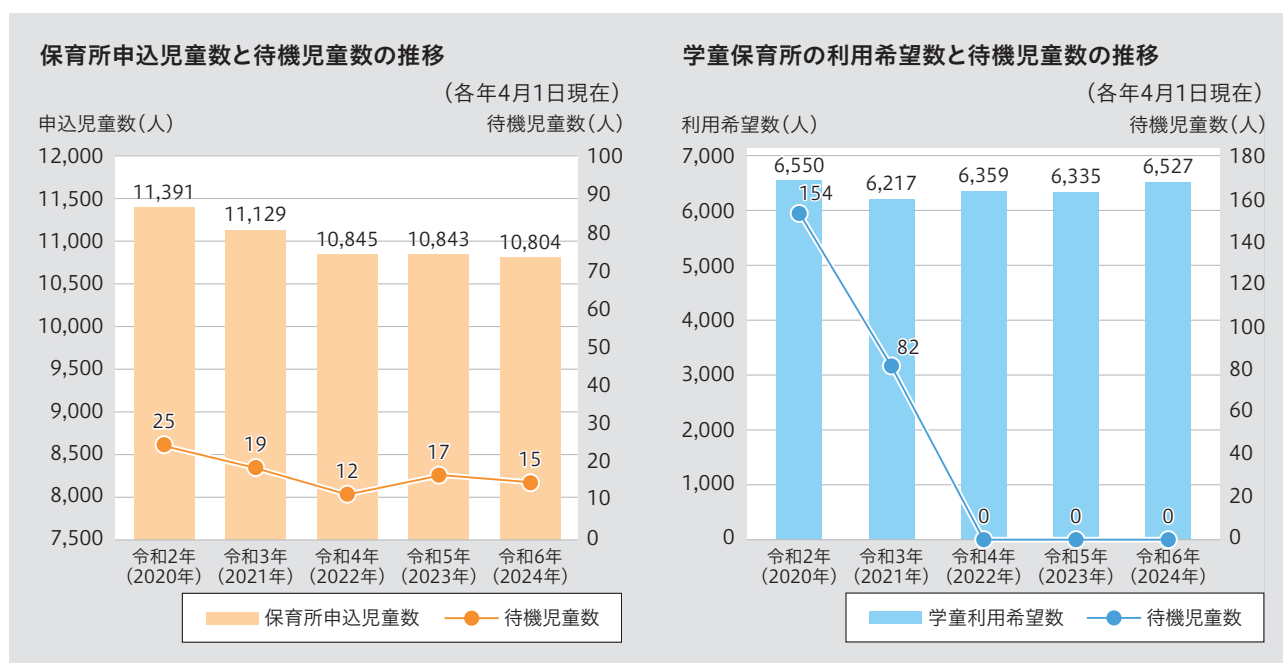
カ 女性の年齢別割合と年齢別出生率

女性の人口を100とし、各年齢の女性の人口を割合で示したところ、本市は東京都と比較して、大学進学などに伴い、10代後半から20代前半の女性の割合が大きくなっています。一方で、20代後半から30代にかけての割合は小さくなっており、東京都の年齢別出生率と合わせた場合、子どもを産む可能性の高い年齢層の女性が相対的に少ない現状になっています。



キ 待機児童数

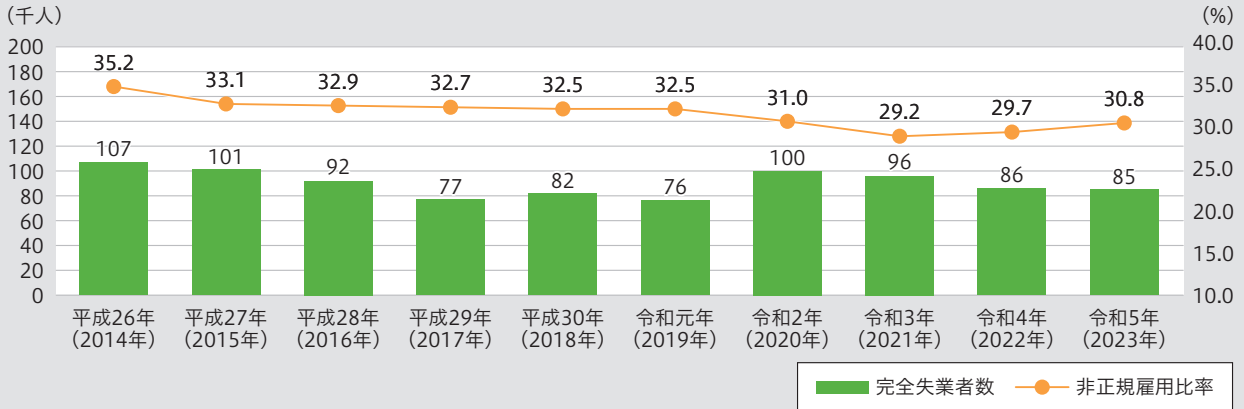
保育施設や学童保育所の待機児童については、施設整備や少子化の進行により減少しており、令和6年(2024年)4月1日現在、保育所等では15人、学童保育所では0人となっています。



ク 若者の就労状況

東京都における15歳～34歳の完全失業者数は新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の縮小により一時的に増加しましたが、再び減少しています。非正規雇用比率は減少が続いていたものの、直近では増加に転じています。

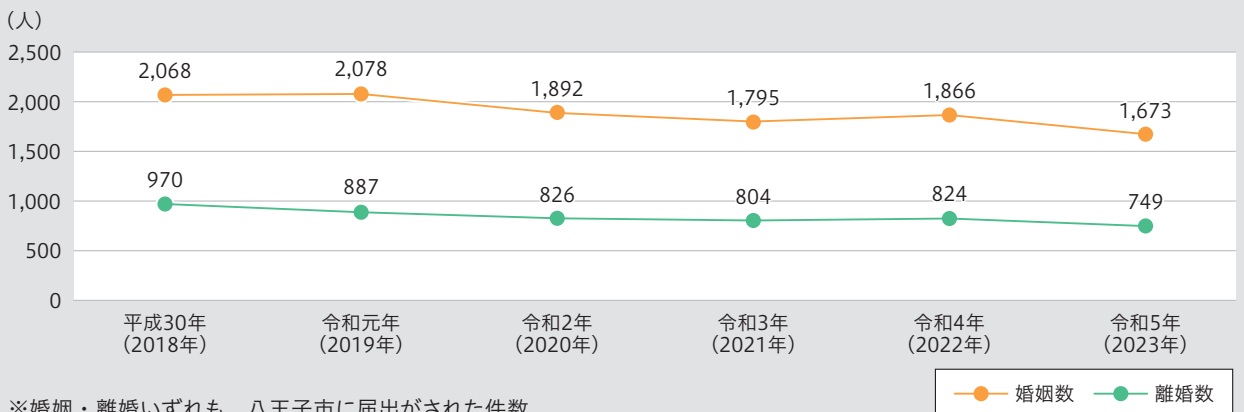
東京都における完全失業者数と非正規雇用比率（15～34歳）



出典：東京都「東京の労働力(労働力調査) 令和5年」より作成

ケ 婚姻・離婚件数の推移

本市に届出された婚姻数は減少を続け、令和5年(2023年)は年間1,673件となっています。離婚数も減少傾向となっており、令和5年(2023年)は749件となっています。

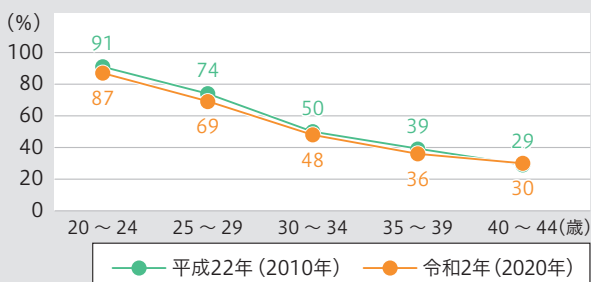


※婚姻・離婚いずれも、八王子市に届出がされた件数

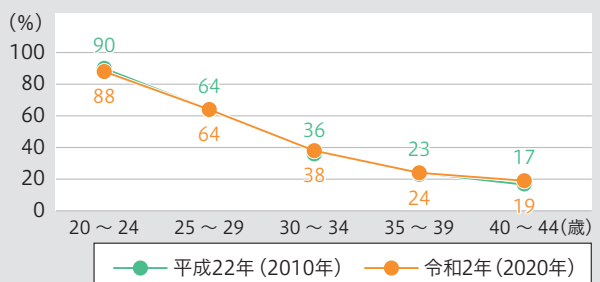
コ 未婚率

本市の未婚率について20～44歳までの男女及び年齢5歳区分で見ると、男性は20歳～39歳のすべての年齢区分で未婚率が低下し、40～44歳で上昇しています。また、女性においては、20～24歳で未婚率が低下し、30～44歳で未婚率が上昇しています。

男性の未婚率



女性の未婚率



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)より作成

(2) 子ども・若者育成支援計画(前期計画)の成果

令和2年(2020年)に策定した子ども・若者育成支援計画「ビジョン すくすく てくてく はちおうじ」では、「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」を基本理念に掲げ、5つの基本方針と21の基本施策、62の施策により、「子ども・若者にやさしいまち」、「子育てしやすいまち」、「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」の実現を目指して取り組んできました。

子ども・若者育成支援計画「ビジョン すくすく てくてく はちおうじ」の基本方針

- 基本方針1 ミライを担う子どもの育成
- 基本方針2 子どもを育む家庭への支援
- 基本方針3 子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり
- 基本方針4 配慮が必要な子どもと家庭への支援
- 基本方針5 若者の社会的自立に向けた応援・支援

ア 子ども・若者育成支援計画(前期計画)の主な取組

(ア) 若者総合相談センターの開設

進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け止め、一步を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った支援や情報を提供していく若者総合相談センターを令和2年(2020年)に開設しました。Web広告の活用などの効果もあり、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)の4年間で若者総合相談センターの利用件数は9,438件になっています。

(イ) 幼児教育・保育センターの設置

乳幼児期の教育・保育の質のさらなる向上を実現させるため、令和3年(2021年)2月に多摩地域で初となる幼児教育・保育センターを設置しました。幼児教育・保育センターは、①研修機能②幼児教育・保育施設への支援機能③情報収集・発信④関係機関をつなぐ連携機能の4つの機能を持っています。令和4年(2022年)3月には幼稚園や保育園等において、保育者が教育・保育を日々提供するなかで、子どもとの関わりや成長の見守りについて、エピソード事例を通して理解を深めることができる本市独自の「乳幼児すくすく てくてくガイドライン(八王子市乳幼児期の教育・保育の質に関する指針)」を策定しました。

(ウ) 子どもを育む家庭への支援

働きながら子育てできる環境整備を進め、保育所の待機児童は減少、学童保育所の待機児童はゼロを達成しました。妊娠期からの切れ目ない支援の充実についても、出産・子育て応援交付金事業の実施により、妊婦面談の実施率やあかちゃん訪問事業の訪問率が向上し、子育て家庭の支援体制を整えることができました。また、乳幼児、小・中学生を対象とした医療費の助成に加え、令和5年(2023年)4月から高校生世代についても医療費助成を開始し、令和6年(2024年)4月には所得制限を撤廃しました。

(エ) 児童館を子ども・若者育成支援センター(はちビバ)へ改正

令和5年(2023年)11月に児童館の機能を見直し、子ども家庭支援センター等との連携強化を図り、子ども・若者への切れ目ない支援をさらに充実するため、児童館を子ども・若者育成支援センターへと改正しました。改正により29歳まで支援対象を広げたほか、学校へのアウトリーチ等による活動を強化しました。子ども・若者育成支援センターの愛称を子ども・若者の意見を聴きながら決定し、令和6年(2024年)4月から「はちビバ」として地域の中で子ども・若者に親しまれています。

●「八王子ビジョン2022」から「八王子未来デザイン2040」へ

本市の最上位計画（基本構想・基本計画）であった「八王子ビジョン2022」は、子ども・若者育成支援計画（前期計画）の計画期間中である令和4年度（2022年度）に終了し、令和5年度（2023年度）から新しく「八王子未来デザイン2040」がスタートしています。八王子未来デザイン2040においても、基本構想や基本施策などは引き継がれており、子ども・若者・子育て施策は第3編「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」に位置付けられています。本計画の数値目標は、八王子未来デザイン2040の数値目標とも連動しており、施策を着実に推進していくことで、目指すまちの姿の実現につなげていきます。

【八王子ビジョン2022における子ども・子育て施策の数値目標】

指標	計画策定時 (平成24年度)	最終実績値 (令和4年度)	目標値 (令和4年度)
安心して子育てができていると感じている市民の割合	19.5%	55.0%	60%
子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	32.7%	44.7%	60%
子育て応援団Beeネットの登録者数(累計)	377人	657人	570人
子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数	—※	34校	37校 (全校区)

※平成28年度（2018年度）の中間改定時に追加した指標のため、平成24年度（2012年度）の数値は設定なし。

【八王子未来デザイン2040における子ども・若者・子育て施策の数値目標】

指標	計画策定時 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
現在、夢や希望を持っている児童・生徒の割合	小学生 86.7%	100%
	中学生 78.7%	100%
安心して子育てができるまちと感じている市民の割合	55.9%	70%

(3) 子ども・若者をめぐる主な課題

我が国の総人口は令和6年(2024年)4月1日現在で1億2,378万人、年少人口(0～14歳)は1,386万人となっており、年少人口の総人口に占める割合は11.2%と減少が続いています。1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成17年(2005年)のいわゆる1.26ショックをさらに割り込み、令和5年(2023年)の合計特殊出生率は1.20と少子化が進行しています。

本市の出生数については、令和2年度(2020年度)に3,000人を下回り、令和5年度(2023年度)の出生数は2,624人となっています。若者世代の人口の減少に伴い、今後も減少していくことが予想されます。

少子化の要因については、若者の経済的な不安定さや長時間労働、仕事と子育ての両立、子育ての孤立感や負担感、結婚・出産に対する意識の変化など、多様化していると考えられます。妊娠や出産を希望する個人の希望がかない、安心して産み育てられる環境づくりに向けて一層取り組んで行く必要があります。

また、少子化や核家族化、情報技術の発達により、子ども同士での遊びや会話、多世代との関わり合いを通じて社会を学ぶ機会や、発達段階に応じて必要となる実体験の不足が懸念されています。幼少期からの遊びや様々な体験を通じて、幅広い世代の人々と出会い、多様な価値観に触れることができるよう、様々な施策を推進していくことが重要です。

こうした子どもと若者、その家庭を取り巻く諸課題の解決に向けて、これまでの取組を引き継ぐとともに、今後重点的に本市が取り組んでいくべき主な課題を挙げます。

ア 子ども・若者をめぐる課題

(ア) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くのイベントや講座が中止になったり、施設の運営が休止・縮小されたことで、子ども・若者支援施策にも大きな影響がありました。オンラインの活用が進み、利便性の向上が図られた面もありますが、子ども・若者の成長に不可欠である直接的な体験や経験、機会が減少しており、その影響は生活に困難を抱える世帯ほど大きくなっています。

(イ) 子ども・若者の参画の充実

子ども・若者が市政に提案したり、参画する機会は増えていますが、意見を参考に事業を実施する体制に課題があります。継続して子ども☆ミライ会議や高校生によるまちづくり提案発表会などの取組を進めるとともに、子ども・若者の意見を反映する取組についても同時に充実させていくことが必要です。

(ウ) 子どもの権利の普及

子どもすこやか宣言を活用し、子どもの権利について普及啓発を実施してきましたが、子どもの権利の認知度は十分ではありません。引き続き、子どもの権利の普及を進めるとともに、子どもすこやか宣言の見直しや普及啓発の方法の充実を検討していくことが必要です。

(エ) 遊びや体験が行える環境整備

プレーパーク事業の実施支援やボール遊びができる場のルール作りは試行的な取組が進められている段階です。子どもたちの遊びや体験の機会を確保するための取組が求められています。

(オ) 子ども・若者の居場所の確保

放課後子ども教室実施校数は目標の全69校に対して64校となっています。居場所と感じることができる場所は一人ひとり異なるため、できる限り多くの種類の居場所となりえる場所を増やしていくことが重要です。

イ 家庭をめぐる課題

(ア) DXの推進・マイナンバーカードの普及による利便性の向上と活用

急速なデジタル化の進展により、オンライン申請やリモートワークなど場所や時間にとらわれない環境が当たり前のものとなってきています。また、マイナンバーカードの普及により、電子申請ができる手続きの幅も広がっています。本市の手続きにおいても変化に対応していくことが求められています。

(イ) 働きながら子育てができる環境整備

児童保育所の待機児童は令和4年度(2022年度)に0人を達成し、その後も0人を維持していますが、保育所では、令和6年度(2024年度)で15人の待機児童が発生しています。引き続き、待機児童0人を目指して取組を続けていきます。

ウ 子ども・若者・子育てを支えるまちづくりに向けた課題

(ア) 人口減少(労働力の減少)・少子化の進展

少子化の進展により若者世代の人口が減少していることから、今後出生率が改善したとしても出生数は減少することが見込まれます。

また、労働力人口も今後減少していくことは確実です。様々な分野において人手不足が見込まれ、人財の確保について考えていく必要があります。

(イ) 子ども・若者を支援する地域人財の確保

子育て応援企業の登録数やファミリー・サポート・センターの提供会員数など複数の指標で未達成となっています。地域のつながりの希薄化や人口減少により地域人財の確保は年々難しくなっています。社会情勢の変化に対応した人財の確保方法を検討していく必要があります。

エ 配慮が必要な子ども・若者と家庭をめぐる課題

(ア) 児童虐待の防止

妊娠期から切れ目のない支援を行っているものの、児童虐待の対応は増加傾向となっています。早期に支援ニーズをキャッチし、必要な支援に繋ぐために、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に支援を行う「こども家庭センター」を設置し、更なる予防的支援の強化を図っていく必要があります。

(イ) ヤングケアラーの認知度向上と支援ニーズの把握

国事業で実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、ヤングケアラーについて聞いたことがないと回答した子どもの割合は8割を超えており認知度は高くありません。ヤングケアラー自身がヤングケアラーであることを認識し、必要な支援につながっていくことが重要です。

(ウ) 増加する不登校児童・生徒への対応

不登校児童の数は急速に増加しており、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)の5年間で、3.5倍以上になっています。不登校の要因や状態、支援ニーズは様々であり、一律の手段で解決できる問題ではありません。不登校児童・生徒が、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す支援が必要です。

(エ) 子どもの発達に関する支援

巡回発達相談の件数は目標の329件に対して、274件となっています。巡回発達相談のニーズは多くあるものの、ニーズに対応しきれだけの体制が整っていない現状があることから、体制の強化が求められています。

第2章

計画の実現に向けて

1 計画の目指すもの

(1) 基本理念

みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ

本計画の基本理念は、「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」です。これは前期計画で掲げた基本理念を引き継いだものです。

この基本理念には、

- 未来を担う子ども・若者の育成をその家庭だけに背負わせることなく、地域や企業、大学など、八王子全体で成長を見守り、支えていく。
- 子ども・若者自身の成長はもとより、親や家族、地域の方々、企業など子育て支援に関わるすべての人々が子育てを通じて成長していく。
- 子どもも、若者も、大人も、すべての市民が主役として、未来に向かってつながっており、それぞれが選んだ、それぞれの道を歩むことができる八王子を、次の世代に、未来につなげていく。

という思いが込められています。

コラム まちを元気にする合言葉

八王子を一言で表し、まちをみんなで盛り上げていくためのブランドメッセージ「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」。

都会の賑わいと自然の心地よさがバランスよく調和した八王子には、多様な生き方、働き方、学び方、遊び方を選べる、なんでもそろった環境とやわらかな風土があります。誰かの道ではなく、あなた自身の道を歩いていけるまちを目指し、「まちのために何かしたい」と思う仲間を増やしていくためのシンボルとして、みんなで共有し、活用しています。

このメッセージを基に、すべての子ども・若者の成長と自立を支援し、一人ひとりが夢と希望を持って、自分らしい道を歩けるまちを目指していきます。



(2) 実現に向けた視点

基本理念の実現に向けて、次の3つの視点で施策を展開していきます。

■ 夢と権利をまもる

生まれ育つ環境に左右されることなく、すべての子ども・若者の夢や権利がまもられることを、大人が最善の努力を尽くして保障していく。

■ 育てる・育つが楽しい

八王子ならではの地域力(つながり)を活かして、子ども・若者の「生きる力」を育み、親も育ち、地域も育つまちづくりを実現する。子育て家庭の不安や負担を軽減し、地域ぐるみで子育てしやすいまちづくりを一層推進する。

■ ミライをひらく

八王子の魅力を未来に引き継ぐため、子ども・若者が八王子の豊かな自然や地域力を活かした遊び・体験の中で成長し、このまちに愛着を感じることで、次世代に選ばれるまちづくりを実現する。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本方針に基づき、施策を展開していきます。

基本方針1 ミライを担う子ども・若者の育成

すべての子ども・若者の自分らしく生きる権利を守るとともに、子ども・若者の意見を尊重します。また、八王子の特色を活かした遊びや体験をととして、子ども・若者の生きる力を育む環境を整え、未来を担う子ども・若者を育みます。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援

妊娠期からの切れ目ない支援や身近な相談環境の充実により、保護者が負担や孤立感を感じることなく、子どもに愛情を注ぎ、親としての成長を感じることができるよう支援していきます。

基本方針3 子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり

地域の方々や企業、大学など多様なつながりにより社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支えるまちづくりを進めます。また、子ども・若者の活動やチャレンジを地域で応援する環境づくりをすすめ、そうした取組を子育てプロモーションにより、市内・市外に向けて発信していきます。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

虐待や貧困など困難な環境にあり、配慮が必要な子どもや若者、子育て家庭への支援を充実していきます。すべての子どもが安心して健やかに成長し、すべての若者が成長と自立により自らの道を歩み、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援していきます。

2 施策の展開

(1) 計画の体系

基本理念の実現に向けて、3つの視点と4つの基本方針に基づき、施策を展開していきます。

本計画では、計画全体の進捗状況を客観的に把握できるよう、数値目標を設定、それぞれの施策の、成果目標として、基本施策ごとに指標を設定しています。

本計画全体における数値目標

指標	現状値 (令和5年度実績)	目標値 (令和11年度)
自分自身のことが好きだと思っている児童・生徒の割合	(小学生)56.3%	70%
	(中学生)45.3%	60%
今の自分が好きだと思っている若者の割合	71.7%	80%
安心して子育てができていると感じている子育て家庭の割合	81.5%	90%

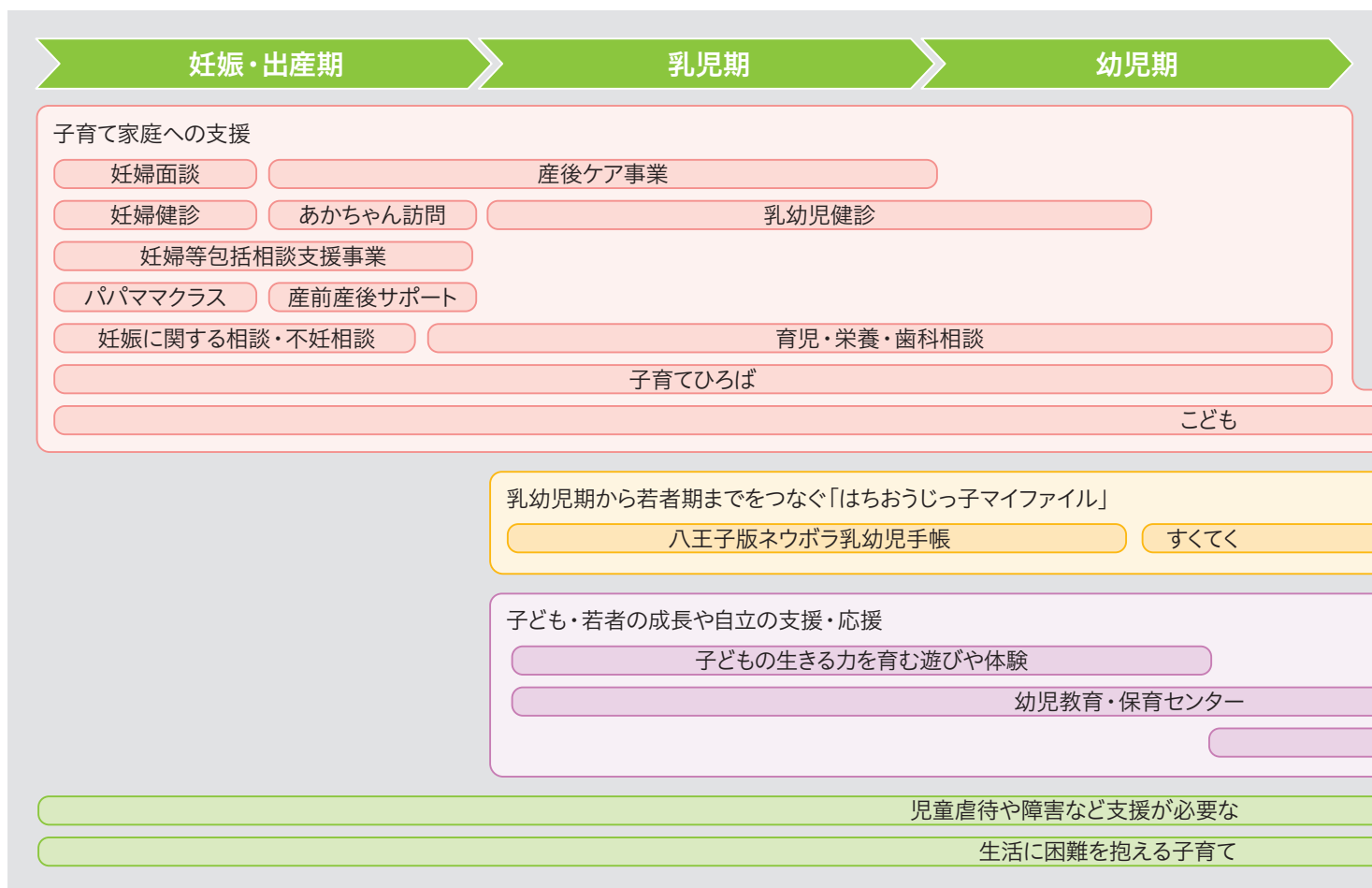
※次回、令和10年度(2028年度)調査

基本方針	基本施策	施 策
1 ミライを担う子ども・若者の育成	1. 子どもの権利を大切にするまちづくり	1. 子どもの意見を大切にするまちづくり
		2. 子どもの権利を守る取組
		3. 子どもの権利を広めるための取組
	2. 生きる力を育む遊びや体験の充実	4. 身体を使った遊びや体験機会の充実
		5. 豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実
		6. 若者の活動・体験機会の充実
	3. 乳幼児期の教育・保育の質の向上	7. 乳幼児期の教育・保育の質の向上
		8. 保・幼・小・学童連携の推進
	4. 健やかな育ちや自立に向けた支援	9. 健康で自立した生活に向けた取組
		10. 将来や生き方を考える機会の確保
		11. 青少年の健全育成に向けた支援
	5. 子ども・若者の居場所づくり	12. 多様な居場所の確保・創出
		13. 居場所につながる仕組みづくり
		14. より良い居場所にするための取組
2 子どもを育む家庭への支援	6. 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	15. 八王子版ネウボラの体制強化
		16. 妊娠前後の支援
		17. 産前産後の支援
		18. 乳幼児期の支援
	7. 働きながら子育てできる環境の整備	19. 多様な教育・保育の提供
		20. 学童保育所の充実
		21. 子育てと仕事が両立できる環境づくり

2 子どもを育む家庭への支援	8. 安心して子育てをするためのサポート	22. 子育て家庭への経済的支援
		23. 家庭での子育て力向上に向けた支援
		24. 子育てに関する相談体制の充実
	9. 子育て家庭の居場所の充実	25. 子育てひろばの充実
		26. 誰でも利用できる教育・保育環境の整備
		27. 地域の居場所づくり
3 子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり	10. 地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備	28. 地域人財の確保・育成
		29. 子ども・若者・子育てを応援する団体の支援
		30. 企業・大学等による子ども・若者・子育て支援
		31. ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携
	11. 子育てプロモーションの推進	32. みんなに届く子育て情報の発信
		33. 子育てをみんなで楽しむまちづくり
	12. 子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	34. 地域力を活かした防犯・防災対策の推進
		35. 子どもを事故から守るための取組
		36. お出かけしやすいまちづくり
4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援	13. 児童虐待の防止	37. 児童虐待の予防や早期発見・早期対応
		38. 支援が必要な家庭への支援と人財育成
		39. 社会的養護を必要とする子どもへの支援
	14. 障害のある子ども・若者への支援	40. 発達に不安がある子ども・若者への支援
		41. 切れ目ない支援体制の充実
		42. 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
	15. ひとり親家庭への支援	43. ひとり親家庭への支援
		44. ひとり親家庭で育つ子どもへの支援
		45. ひとり親家庭になる前からの支援
	16. 子ども・若者の貧困の解消	46. 子どもへの教育・生活支援
		47. 生活に困っている世帯への支援
		48. 若者の生活の安定
	17. 外国につながる子ども・若者と家庭への支援	49. 外国につながる子ども・若者と家庭への支援
		50. 多文化共生意識の啓発や国際理解の推進
	18. 様々な悩みを抱える子ども・若者への支援	51. 包括的な相談・支援体制
		52. 自殺や引きこもりなど様々な悩みへの支援

(2) 子ども期から若者期への切れ目ない支援

本計画では、18歳未満の子どもと妊婦、その家庭に加え、30歳未満（就労支援については40歳未満）の若者を対象としています。妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制（八王子版ネウボラ）を構築し、地域・企業・大学等と連携して、子ども・若者を支援するネットワークづくりを進めていくとともに、自らの道を歩む子ども・若者を応援することで、未来を担う次世代の育成に取り組みます。



(3) 公立施設の役割・機能について

本計画を効果的に推進するため、公立施設の果たす役割・機能を強化し、子ども・若者を対象とした施策や、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

ア 地域における中核的役割

地域における子ども・子育て支援を一層充実するため、公立施設がその中核的な役割を果たしていきます。幼児教育・保育施設や子育てひろばの質の向上、保・幼・小連携の推進など、これまでの取組の成果を引き継ぎつつ、情報の収集や提供、地域のコーディネートなど、公立施設が地域の中核的役割を担っていきます。

イ 地域をつなげ、社会全体で支援を行うための連携の推進

地域社会全体で子育てを支えていくため、公立施設のこれまでの取組を活かしながら、地域における多様な立場の方との交流と参画を進めていきます。

公立の子育て支援施設などが拠点の役割を果たし、コーディネーターとして、民間の幼児教育・保育施設や地域の教育機関・企業・市民との交流を支援し、一層地域の連携を推進していきます。

■ 子ども期から若者期への切れ目ない支援

- ・乳幼児期から若者期までをつなぐマイフアイル事業
- ・様々な不安や悩みを抱える子ども・若者への相談支援
- ・基本的な生活習慣の習得など、生きる力の基礎を育む取組
- ・小・中学校、高等学校、大学等で行われるキャリア教育
- ・非行防止や立ち直り支援など、青少年の健全育成
- ・生活に困っている子育て世帯や若者への支援

■ 若者の成長を応援する取組

- ・若者や学生の意見を市政に活かす仕組みづくり
- ・若者による社会参加・社会貢献活動の促進
- ・若者が参加できる活動の情報提供
- ・地域で活動する若者の取組を発信
- ・地域と大学等の連携・協力事業の支援

小学生

中学生

若者

子ども・若者の居場所・相談窓口

はちビバ

若者総合相談センター

学童保育所・放課後子ども教室・地域における子どもや若者の居場所

放課後デイサービス

ヤングケアラー・ダブルケアラーへの支援

家庭センター

シート

学校生活支援シート

生活や学びの基礎を育む取組 将来の生き方を考える機会

ミライへ歩む若者への応援

保・幼・小・学童連携の推進 小中一貫教育の推

子ども☆ミライ会議 若者や学生の声を市政に生かす取組

子ども・若者の早期把握・早期対応

世帯や子ども・若者への支援

ウ 要保護児童・要支援児童・困難を抱える若者とその家庭に対する支援

民間の子育て支援施設や関係機関との連携を図りながら、公立施設が要保護児童・要支援児童及び困難を抱える若者に対するセーフティネットの中心としての役割を果たし、その家庭への支援を充実していきます。

エ 公立保育園及びはちビバの再編

公立保育園では、多様化する保育ニーズや社会状況の変化などに対応するため、これまで担ってきた役割を踏まえながら再編を進めるとともに、先進的な保育の研究・実践や幼児教育・保育の「量」の適正化、「質」の維持・向上に取り組んでいきます。

はちビバでは、こども家庭センターの設置に合わせ、はちビバの担当圏域の再編・拠点化を進めます。関係機関と連携し、アウトリーチ型支援や予防的支援の強化などに取り組んでいきます。

(4) 子ども・若者の意見の反映

本計画の策定にあたり、子ども・若者の意見を施策に反映するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。子ども・若者から受け取った意見は、本計画を含め、今後の市の事業計画などに反映し、実現していく必要があります。

ア アンケート調査(定量的意見)

「子どもの生活実態調査」及び「子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査」を実施しました。アンケート調査の結果は、本計画策定の基礎資料として活用しています。

(ア) 子どもの生活実態調査

学齢期の子どもがいる家庭の生活実態や困りごと、経済状況などに関するアンケート調査です。

調査期間：令和4年(2022年)5月9日～令和4年(2022年)5月25日

調査対象：小学5年生とその保護者・中学2年生とその保護者

(イ) 子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査

市内での子ども・子育てに係るニーズや意識を把握するためのアンケート調査です。

調査時期：令和5年(2023年)11月～令和6年(2024年)1月までの間に実施
(調査対象により異なる)

調査対象：子ども(小学5年生、中学2年生)、15歳～29歳の若者
0～5歳児の保護者、ひとり親家庭の保護者

イ ヒアリング調査(定性的意見)

アンケート調査を補完するため、令和6年(2024年)7月～12月にかけて子ども・若者へのヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査のテーマは、アンケート調査を基に設定しています。ヒアリング調査の結果は、本計画の具体的な取組に反映しています。

実施場所：はちびバ(南大谷、中郷、浅川、松が谷、川口)、東京都立南大沢学園、
出前講座(帝京大学、創価大学)
子ども☆ミライ会議に参加している子ども企画委員及び学生サポーター(有志)

実施テーマ：悩みや相談について
住み続けたいまちについて
遊びについて
子どもの権利について
体験活動について
まちづくり全般について
※実施場所により異なる

ヒアリング調査における子ども・若者の主な意見

テーマ	主な意見	本計画への反映
悩みや相談について	・知らない人には相談しない。 ・関係性のできている人に「対面」で相談したいと考えている。 ・友だち同士で悩みを相談し合うことで、気持ちが落ち着くこともある。	施策2 子どもの権利を守る取組 施策12 多様な居場所の確保・創出
住み続けたいまちについて	・一定程度の賑わいを求める一方、居心地の良さも重視している。 ・家のまわりや通学路、街なかなどで怖い思いをすることがある。 ・地域の人や施設などとつながる機会を持ちたい。	施策29 子ども・若者・子育てを応援する団体の支援 施策31 ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携 施策34 地域力を活かした防犯・防災対策の推進 施策36 お出かけしやすいまちづくり
遊びについて	・子どもが遊びに出かける際の行動範囲は自転車で行ける範囲。 ・遊びを通して、友だちと集える場所（居場所）を求めている。	基本施策2 生きる力を育む遊びや体験の充実 基本施策5 子ども・若者の居場所づくり
子どもの権利について	・おおむね権利は守られているが、虐待やいじめなど重大な事象もある。 ・意見を聴く大人の理解や発達段階に応じた意見聴取が求められる。 ・意見聴取を通して、大人が対等に接してくれることがうれしい。	施策1 子どもの意見を大切にするまちづくり 施策2 子どもの権利を守る取組 施策3 子どもの権利を広めるための取組
体験活動について	・学校や地域団体が実施する体験で興味・関心が広がるケースが多い。 ・現在の興味・関心を基にしたスポーツ体験や情報技術体験が人気。 ・将来を見据えた職業体験もニーズが高い。	施策4 身体を使った遊びや体験機会の充実 施策5 豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実 施策10 将来や生き方を考える機会の確保
まちづくり全般について	・子ども自身も配慮しながら遊んでいるが、窮屈さを感じている。 ・日常的に使う空間や施設について意見を言いたい。 ・子ども・若者にとって自転車は身近な交通機関であり、関心が高い。	施策1 子どもの意見を大切にするまちづくり 施策14 より良い居場所にするための取組 施策35 子どもを事故から守るための取組
特別支援学校の生徒へのヒアリング（高校生）	・友達と一緒に楽しむための場所、一人で集中してやりたいことができる場所がほしい。 ・社会に出て働くことは楽しみでもあり、不安でもある。 ・自分の興味関心を仕事につなげたい。	施策6 若者の活動・体験機会の充実 施策10 将来や生き方を考える機会の確保 施策12 多様な居場所の確保・創出
出前講座での意見（大学生）	・画像や動画など、視覚的な情報の方が興味を持ちやすい。 ・キャリア支援や大人の体験談に関心がある若者が多い。 ・気軽に利用できるフリースペースや学習スペースのニーズが高い。 ・若者も愛着があるところに住みたいと思っている。	施策6 若者の活動・体験機会の充実 施策12 多様な居場所の確保・創出 施策32 みんなに届く子育て情報の発信

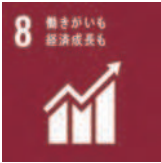
(5)SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された17のゴールと169のターゲットです。発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市は、まちづくりの基本理念を「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」とし、これを基に6つの都市像を掲げています。6つの都市像はSDGsの理念と方向性が一致するものであり、「八王子未来デザイン2040」を推進することがSDGsの達成につながります。

SDGsの17のゴールのうち、本計画と特に関連の深い項目は次のとおりです。

17のゴールのうち、本計画と関連の深い項目

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用および働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を推進する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		国内および国家間の不平等を是正する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本方針.1

ミライを担う子ども・若者の育成

基本施策1 子どもの権利を大切にするまちづくり

基本施策2 生きる力を育む遊びや体験の充実

基本施策3 乳幼児期の教育・保育の質の向上

基本施策4 健やかな育ちや自立に向けた支援

基本施策5 子ども・若者の居場所づくり

基本施策1

子どもの権利を大切にすまちづくり

めざす姿

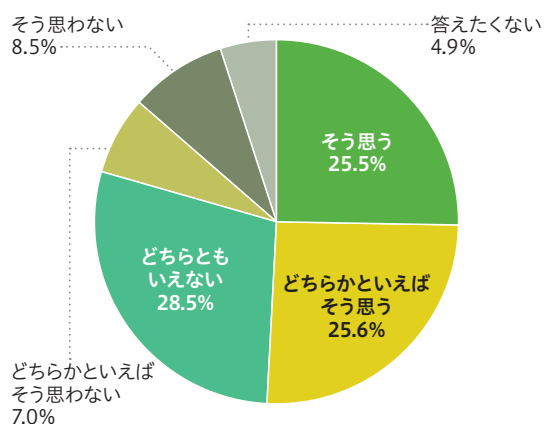
すべての子どもたちが、人として尊ばれ、安心して育つ環境が保障されており、自分らしく成長しています。子どもの意見が尊重され、子どもの生活する地域やまちづくりに反映されており、子ども自身がまちづくりに参加できています。

現状と課題

- 子どもは、自分に関係することについて意見を表し、それが十分に尊重される権利を持っています。本市では、20年以上に渡り子どもの参画を推進しており、こども基本法の制定により、社会的な関心が高まっています。様々な機会を活用し、子ども・若者との意見交換の機会を確保していくとともに、子ども・若者の意見を市政に反映していくことが求められています。
- 児童虐待やいじめなどによる子どもの権利侵害は深刻な状況です。市では、児童虐待やいじめの防止を図ってきましたが、児童虐待やいじめはなくなっておりません。子どもが安心して健やかに成長できるための環境を大人が保障していく必要があります。
- 小・中学生を対象にした調査では、9割以上の子どもが「身近に相談できる人がいる」と回答していますが、子どもが悩んだり、心身の安全がおびやかされたりしたときに相談しやすい環境が周囲に整っているなど、問題の解決に向け様々な機関が連携し、最後まで寄り添える体制を確保することが重要です。
- 不登校の児童・生徒は急増しています。学校に通う・通わないにかかわらず、すべての子どもたちが社会で生きていく力を身に付けるため、専門的な指導・相談等につなげていく必要があります。
- 本市では平成13年(2001年)に「子どもすこやか宣言」を定め、子どもの権利の普及・周知に努めてきました。こども基本法や東京都のこども基本条例の制定などにより、子どもの権利への関心は高まっていますが、社会全体に広まるには課題が多い状況です。

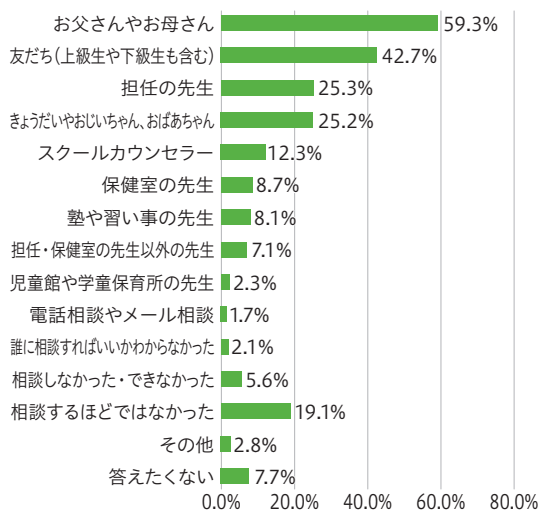
データ

自分自身の事を好きだと思うか



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(児童・生徒)

小・中学生が相談した人(複数回答)



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(児童・生徒)

関連計画

教育振興基本計画、地域福祉計画

》》 施策の展開

施策1 子どもの意見を大切にするまちづくり

成長に応じた子どもの意見表明の機会を確保し、聴取した意見を子ども・若者に関する施策に反映させていきます。また、子どもが市政に触れる機会を作ること、市政への関心を高めていきます。

〈主な取組〉

● 市政への子どもの参画の推進と仕組みづくり

子ども☆ミライ会議や高校生によるまちづくり提案発表会、大学コンソーシアム八王子での取組などにより子どもの年齢や発達に応じた意見聴取を実施していきます。子どもに関連する施策を実施する際には対象となる子どもの意見を聴取し、反映に努めるとともに、全庁的な仕組みづくりも検討していきます。

● 子ども・若者の声の発信

子ども☆ミライ会議や高校生によるまちづくり提案発表会、大学コンソーシアム八王子での取組など、様々な機会を捉え、子ども・若者の声(意見・考え)を発信していきます。

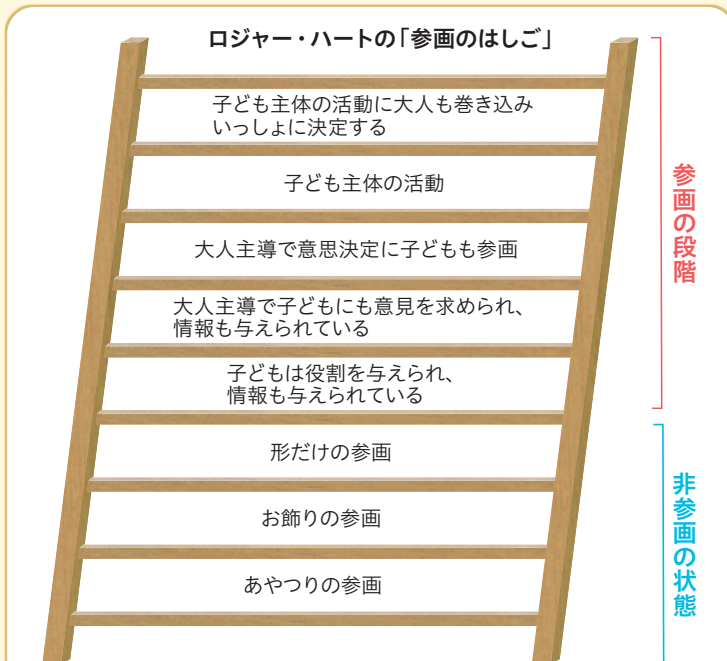
〈その他の取組〉

- 子ども・若者が主体的に行う活動の支援
- 子どもの意見聴取の多様な手法の検討
- はちびバでの子どもの意見を取り入れた運営

コラム 子どもの参画

ニューヨーク市立大学の心理学教授であるロジャー・ハートは、子どもたちの参画の度合いを示す「参画のはしご」を提唱しています。段階が大きくなるほど参画の度合いは高まりますが、単に上を目指せば良いというものではありません。子どもの発達段階や活動の趣旨に合わせ、適切な段階の参画を行っていくことが大切であり、こうした考え方を大人が理解することも重要となります。

※上の段階を目指すように、大人が子どもたちを必要以上に誘導することは、「子どもの主体的な活動」とは言えず非参画となる。



施策2 子どもの権利を守る取組

学校や支援機関において子どもが信頼できる大人に悩みを相談できる環境づくりを進めていきます。また、児童虐待やいじめの防止、不登校の子どもたちの支援、ヤングケアラーへの支援にも力を入れていきます。

〈主な取組〉

● 子どもが相談しやすい環境づくり

子どもにとって身近な場所で信頼できる大人に対し、悩みを相談できる環境づくりを進めるため、要保護児童対策地域協議会や小・中・義務教育学校を始めとした関係機関のスタッフと教職員を対象に、相談対応に関する研修を実施していきます。

より相談しやすい環境とするため、要保護児童対策地域協議会の構成機関職員向けのスタッフに対する研修や、児童・生徒が相談できる大人に関する調査を行い、実態の把握に努め、子どもが一人以上の大人に相談できる環境づくりを進めていきます。

● 児童虐待やいじめ被害などの防止

児童虐待を防止するため、児童虐待防止ネットワーク事業の中で周知啓発や研修を行っていきます。また、こども家庭センターの設置により児童虐待の予防や早期発見に取り組みます。

いじめ被害を防止するため、スクールロイヤーによる問題の早期解決や、いじめを許さないまち八王子条例の周知に取り組んでいきます。また、いじめ被害に悩む子どもが相談できるよう、子どものいじめ相談電話や総合教育相談など、いじめに関する相談窓口を周知します。はちビバでは、職員が相談を受けるほか、子どもたちの居場所の提供も行います。

● 不登校の子どもの教育の機会と居場所の確保

八王子市教育委員会の「つながるプラン」(不登校総合対策)に基づき、つながりをキーワードとして総合的な対策に取り組みます。学校では、別室指導の充実、教育委員会ではバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したバーチャル空間での相談・指導をきっかけとして、児童・生徒の社会的自立につなげていきます。

また、はちビバや図書館、給食センターなどの公的機関と学校が連携し、不登校の子どもたちが安心できる居場所を確保していきます。

● ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー自身が、ヤングケアラーであることを知り、必要な機関から支援が受けられるように、ヤングケアラーに関する周知を進めていきます。

また、ヤングケアラーが年齢とともに若者ケアラーとなっても、本人の意向に寄り添いながら、自立に向けて支援していきます。

〈その他の取組〉

● スクールカウンセラーによる全員面談 ● スクールソーシャルワーカーによる市立小・中・義務教育学校の定期巡回相談 ● 市立小・中・義務教育学校の児童・生徒を対象とした「児童・生徒が相談できる大人に関する調査」を実施

施策3 子どもの権利を広めるための取組

学校の授業などを通じて子どもに、子どもの権利について学ぶ機会を提供していきます。また、大人に対しても子どもの権利の理解促進や周知を図るための取組を実施していきます。

〈主な取組〉

●子どもの権利の理解促進や周知

子どもすこやか宣言の周知や、子ども☆ミライ会議の開催により、子どもの権利の理解促進や周知を進めます。

市立小・中・義務教育学校において、自由に意見を表したり、グループをつくったりしながら活動することを通して子どもの権利の一つである参加する権利について学ぶほか、授業を通じて子どもの権利条約について学ぶ機会を提供していきます。

●子どもの権利保障に向けた取組

子どもの権利を保障していくため、子ども条例の制定や子どもすこやか宣言の見直しなどを検討していきます。

〈その他の取組〉

- 児童福祉週間をきっかけとした子どもの権利の周知 ●子どもの遊ぶ権利の理解促進

不登校総合対策「つながるプラン」

全国的に不登校児童・生徒が増加しており、本市でも平成29年度（2017年度）の約500人が令和5年度（2023年度）には約1,900人に増加しています。こうした中、市教育委員会では「つながるプラン」を策定し、「つながり」をキーワードとした総合的な不登校対策に取り組んでいます。このプランでは、魅力ある学校づくりや支援ニーズの早期把握などに取り組み、すべての子どもが社会で生きていく力を身に付けられるよう支えていきます。

〈支援のイメージ〉



《指標》基本施策1

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子ども・若者との意見交換の機会の回数	14回	20回	20回以上
相談できる大人が1人以上いると回答した小学生・中学生の割合	(小学生)99.4% (中学生)98.9%	毎年度、 前年度を上回る	毎年度、 前年度を上回る
自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合	(小5)89.1% (中1)88.5%	毎年度、 前年度を上回る	毎年度、 前年度を上回る

基本施策2

生きる力を育む遊びや体験の充実

めざす姿

すべての子どもが楽しみながら社会性・創造性を育めるよう、文化芸術やスポーツなど様々な体験機会が十分に確保されています。

若者が社会参加・社会貢献活動を通じて同世代や多世代の交流を行い、地域とのつながりが作られています。子ども・若者は、いろいろな人との出会いや豊かな経験を重ねていく中で、まちへの愛着を深め、地域社会の大事な一員として、自立に向けた生きる力を育んでいます。

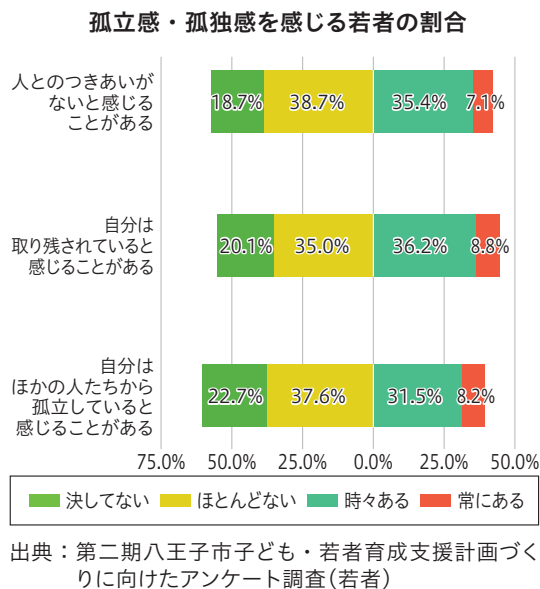
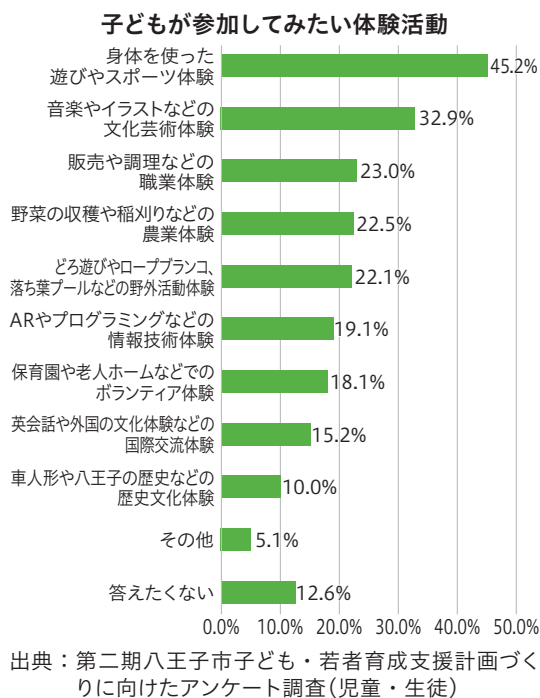
現状と課題

- 地域コミュニティの希薄化や少子化をはじめとした、子ども・若者を取り巻く環境の変化とともに、豊かな成長に欠かせない、多くの人や自然、文化芸術、スポーツ、伝統文化などにふれる「直接体験」の機会が乏しくなっています。
- 子どもにとって、体験の機会は忍耐力や学習意欲などの非認知能力を向上させるのに重要です。子どもを取り巻く環境に左右されず、すべての子どもに体験の機会を確保することが必要です。本市では、自然を生かした活動や日本遺産をはじめとした伝統文化の体験など本市ならではの体験活動の機会を提供してきました。
- はちビバ等でのヒアリングでは、体験活動については、現在の興味・関心をもとにしたスポーツ体験や情報技術体験が人気です。また、将来を見据えた職業体験もニーズが高いです。
- 地域のつながりの希薄化により約4割の若者が人との付き合いがないと感じたり、孤立していると感じています。孤立感・孤独感を解消するためには、同世代や多世代の人と関わる機会を作ることが必要です。

関連計画

環境基本計画、みどりの基本計画、水循環計画、生涯学習プラン、スポーツ推進計画、文化芸術ビジョン、教育振興基本計画、八王子駅南口集いの拠点整備基本計画、地域福祉計画

データ



》》 施策の展開

施策4 身体を使った遊びや体験機会の充実

本市が誇る四季折々の自然の中で、様々な遊びや体験をとおして、子どもが自分で考え、判断し、行動していく、「生きる力」を育むことができるよう、体験活動を充実します。また、スポーツイベントやスポーツ教室の開催など、子どもたちが身体を使った遊びやスポーツを楽しめる環境づくりにも力を入れていきます。

〈主な取組〉

● 本市の自然を活かした遊びや体験活動の充実

本市の自然を活かした遊びや体験活動として、自然体験講座、水辺の楽校、親子里山体験、農業体験などを実施します。また、高尾100年の森などの民間事業者との協働のほか、行政機関同士や教育機関などとの連携により、体験機会を充実していきます。

令和8年(2026年)10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、自然観察会などのイベントや体験活動を通じて、環境教育などに活用できる場づくりを進めます。

● 身体を使った遊びやスポーツができる環境づくり

スポーツイベントの開催やスポーツ教室により、子ども・若者が身体を使った遊びやスポーツをする機会を確保していきます。すべての小・中学校及び義務教育学校では、オリンピック・パラリンピック教育を「学校2020レガシー」として継続して実施し、児童・生徒が自ら運動に親しむ態度を育成するとともに、健康の保持増進と体力の向上をはかります。

また、はちビバ、公園などで身体を使った遊びができる環境を整備していくとともに、ボール遊びができる機会づくりも進めていきます。

〈その他の取組〉

- 幼児教育・保育施設や放課後子ども教室における遊びの充実
- プレーパーク事業の実施協力
- 身体を使った遊びや体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実
- あらゆる子どもが遊べる広場などの環境づくり

コラム 遊びながら育つ子ども

子どもは豊かな体験を通じて、知識や感覚の基礎を身に付けていきます。特に屋外での体験は、自然や季節の変化を感じることで、好奇心や探究心をもって考え、表現しながら、身近な出来事への関心が高まっていきます。また、身の回りの動物や植物などとふれあう中で、命の不思議さや尊さに気づき、大切にしたい気持ちをもって関わるようになります。

★「八王子くわっぱ」からのメッセージ

かぶかぶ山のようなちえん「八王子くわっぱ」は、0歳からの親子自然体験の場です。自然の楽しみ方を伝える専門家と共に、市内公園の豊かな自然に触れながら、子育て仲間とつながることができます。ぜひ遊びにいらしてください！



施策5 豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実

子どもの豊かな発想や好奇心を引き出す様々な文化芸術体験の機会を充実します。また、子どもたちが八王子の魅力を発見し、市への誇りや愛着を深めることができるよう、八王子の歴史や伝統文化に触れる機会を充実します。

〈主な取組〉

● 文化芸術に関する多彩な遊びや体験活動の充実

芸術や音楽、読書など、子ども・若者の豊かな感性を育てる文化芸術活動を体験する機会を充実していきます。日野市と合同で開催する「子ども体験塾」では、本物のオーケストラを子どもたちが聴く経験やプロの奏者と一緒に演奏する機会を提供していきます。

● 八王子の歴史や伝統文化に触れる機会の充実

桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)で子どもが八王子の歴史や文化に触れる機会を確保するほか、小・中・義務教育学校で八王子の伝統文化に関する講座や体験を実施していきます。

令和8年(2026年)10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点にできる歴史・郷土ミュージアムでは、展示・公開などの博物館の基本機能に加え様々な活動・体験とが結びつき、郷土の歴史について体験を通じてわかりやすい学べる場づくりを進めます。

〈その他の取組〉

● 青少年の海外交流 ● 都市間交流の実施 ● 乳幼児期から読書に親しむ環境づくり ● 多世代が交流するボランティア活動への参加の機会の提供 ● 親子クッキングなど食の大切さを学ぶ機会の提供 ● 体験を通じた理科教育の実施 ● 豊かな感性を育てる遊びや体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実 ● 産業観光コンテンツの育成 ● 学童保育所・放課後子ども教室での体験活動の実施

コラム 歴史や文化を身近に感じ、豊かに育つ

八王子には今も多く歴史や文化が残っています。江戸末期に考案された伝統芸能の「八王子車人形」、関東屈指の山車祭りである「八王子まつり」、千人町の町名は江戸幕府を支えた「千人同心」が由来となっています。また、かつて八王子は養蚕や織物が盛んだったことから、「桑都(そうと)」という美称が付けられ現在も引き継がれています。

そんな歴史や文化を子どもたちにも親しんでもらうため、「歴史・郷土ミュージアム(仮)」がオープンします。

歴史・郷土ミュージアムは、八王子で暮らしていた人たちの生活及びまちの成り立ちなどを、子どもたちも遊びながら学べる体験型の展示を充実させます。また、未就学児も八王子の歴史文化をテーマにした遊具で遊べるキッズスペースの開設や、車人形や養蚕、織物等、現在も八王子の歴史文化を受け継ぐ人たちと一緒にを行うワークショップなどを企画しています。

新しい博物館では、これまで郷土資料館が大事にしてきた「歴史や文化を学び、実物に触れる体験」を継承しつつ、集いの拠点のコンセプトである「人や情報を紡ぎ、未来を織りなすサードプレイス」を目指しています。



施策6 若者の活動・体験機会の充実

同世代や多世代の人と交流できる社会参加・社会貢献活動の場を提供し、若者が地域とつながる機会をつくります。また、日ごろの活動成果を発表する機会の提供や、自主的に企画運営するイベントなど、若者の活動を支援します。

〈主な取組〉

● 若者を対象とした体験機会の充実

生涯学習フェスティバル内でのボランティアの募集や、緑地保全に関わるボランティアなど若者が参加できるボランティアの充実を図っていきます。

ユースオーケストラの編成、演劇に携わる高校生や大学生などによる合同イベントなど、日ごろの活動を地域で発表する機会や、同世代の交流の機会を提供します。

● 若者による社会参加・社会貢献活動の促進

大学生が八王子を舞台に企画や運営をするイベントの支援や、青少年の非行などからの立ち直り支援を行っている団体の活動を支援していきます。

また、二十歳を祝う会を実行委員会形式とし、若者が携わることができるようにしていきます。

● 大学コンソーシアム八王子等との連携による学生活動の支援

学生活動の支援に関する情報を、大学コンソーシアム八王子加盟校等に情報提供して大学生の活動を呼びかけていきます。学生発表会や学生企画事業補助金など大学生の活動の支援を行っていきます。

〈その他の取組〉

- 若者向け情報発信の充実
- 伝統文化ふれあい事業
- 若者の読書活動支援
- 留学生の地域交流支援

《指標》基本施策2

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
体育の授業のほかにも運動をしている小学生・中学生の割合	(小学生)85.5%	100%	100%
	(中学生)80.2%		
1年以内に文化・芸術等の体験をした子どもの割合	13.3%	現状値以上	現状値以上
若者が対象となる生涯学習講座の数	10回	現状値以上	現状値以上

基本施策3

乳幼児期の教育・保育の質の向上

めざす姿

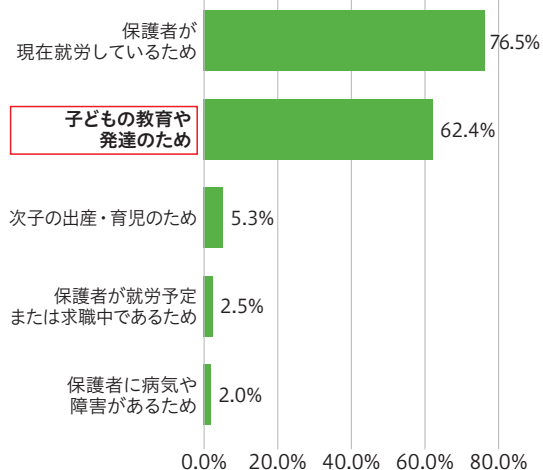
乳幼児期において、他者との関わりの中で子どもが生きる力の基礎を育むためのよりよい環境が整えられており、心身の健やかな発達が促され、子どもが笑顔で成長しています。子どもの成長を連続して支えるため、地域と連携しながら、幼児教育・保育施設と小学校等との円滑な接続が行われています。

現状と課題

- 乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の人間の生き方を大きく左右する、極めて重要な時期です。
- 乳幼児期の子どもの健やかな心身の発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められています。本市では、「乳幼児すくすくてくてくガイドライン(八王子市乳幼児期の教育・保育の質に関する指針)」を策定し、乳幼児期の教育・保育の質の向上に努めてきました。
- 国は、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的とした「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を策定しました。
- 乳幼児期の他者との関わりの経験は心身の発達に大きな影響があります。保育園・幼稚園等に通っていない子どもにも他者との関わるの機会を確保することが重要です。
- 本市では、子どものよりよい成長という共通認識のもと、幼児期から児童期への接続が円滑に移行できるようすることが求められています。
- 全市立小・義務教育学校において、幼児教育の遊びと小学校教育の学びを接続するスタートカリキュラム(八王子モデル)を年間指導計画に位置付けて取り組んでいます。スタートカリキュラムを改定し、幼児期から児童期への円滑な接続が求められています。
- 支援が必要な子どもについては、乳幼児期から小・中学校期へと必要な支援が継続されるとともに、年齢に応じた支援機関との連携が求められています。

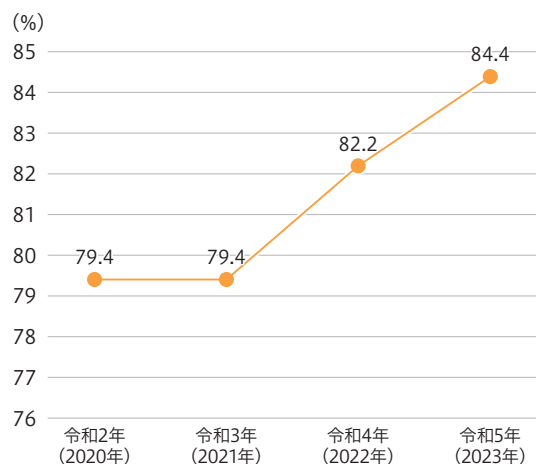
データ

定期的な教育・保育事業を利用している主な理由



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)

保・幼・小連携の日実施率(オンライン実施含む)



関連計画

教育振興基本計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画



》》 施策の展開

施策7 乳幼児期の教育・保育の質の向上

すべての子どもの乳幼児期における健やかな成長を保证するため、幼児教育・保育センターによる支援や研修、「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」の活用などにより、市内幼児教育・保育施設における教育・保育のさらなる質の向上に取り組みます。

〈主な取組〉

● 幼児教育・保育センターによる乳幼児期の教育・保育の質の向上

幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援や研修内容の充実、情報収集・発信や、保・幼・小・学童連携を推進し、幼児教育・保育施設のさらなる幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

● 「乳幼児すくすくてくてくガイドライン(八王子市乳幼児期の教育・保育の質に関する指針)」を活用した幼児教育・保育の質の向上

保育者の幼児教育・保育活動を支援し、より質の高い幼児教育・保育の提供及び子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実を目的とした「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」を、市内すべての幼児教育・保育施設に普及し、子どもたちの健やかな発達や成長を保障していきます。また、幼児教育・保育施設各園の環境や強みを活かしながら、テーマに沿った取組を行い、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動(とうきょう すくわくプログラム)を行う施設を支援していきます。

● 量の適正化による幼児教育・保育の質の維持・向上

保育者の幼児教育・保育活動を支援し、安全・安心な環境において子どもたちが健やかに成長を育めるよう、公立保育園の再編も含めた地域に合わせた幼児教育・保育施設全体の提供量の適正化を図りながら、幼児教育・保育の質の維持・向上のための方向性を示し、展開していきます。

〈その他の取組〉

- こども誰でも通園制度の実施
- 教育・保育人財の育成と確保の支援
- 公認心理師による巡回発達相談の実施
- 幼児教育・保育施設における子どもの事故防止対策の推進
- 乳幼児期の遊びの機会の確保
- 保護者サロンの実施
- 東京都と連携した幼児教育
- 保育施設の経営情報の見える化

施策8 保・幼・小・学童連携の推進

幼児期から小学校へ移行する子どもの成長や学びの円滑な接続性を図り、中学校まで見据えた取組を推進していくため、幼児教育・保育施設と小学校等の連携を一層充実していきます。

〈主な取組〉

●「すくてくシート(旧就学支援シート)」の活用及び支援機関の連携推進

幼児教育・保育施設、小学校及び学童保育所に対して「すくてくシート(旧就学支援シート)」に関する周知や研修を行っていきます。また、保護者に対する「すくてくシート」活用の啓発や、「すくてくシート」提出を契機とした各機関の連携を推進します。

●スタートカリキュラムの活用

各学校においてスタートカリキュラムを活用し、幼児教育・保育施設で学んだことを小学校で活かす取組を進めていきます。

●「保・幼・小連携の日」の取組の充実

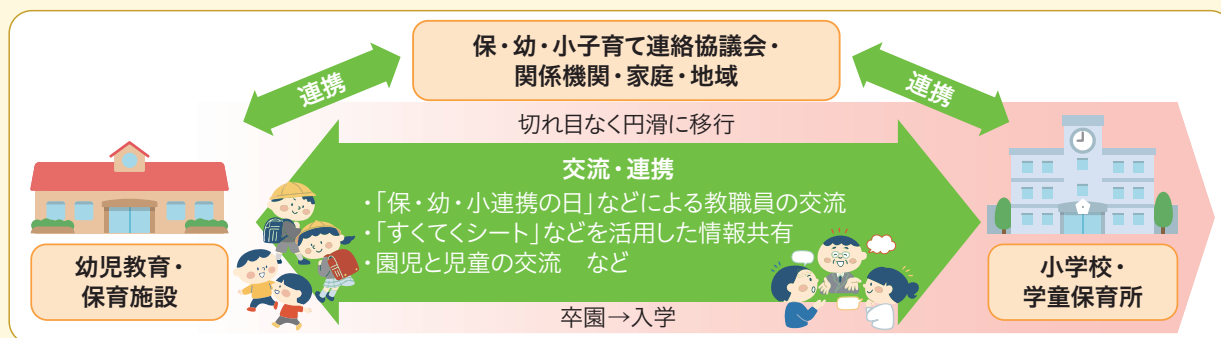
保育・授業参観や教職員の意見交換などにより、子どもの発達や、生活・学習の実態について相互理解を深める「保・幼・小連携の日」を実施していきます。5歳児から小学1年生までの2年間は、幼児教育と小学校教育の「架け橋期」と呼ばれ、就学に向けた円滑な支援が特に必要な時期となります。幼児教育・保育センターや教育委員会など、子どもに関わる関係者が連携・協働し、「架け橋期」の教育の充実に取り組んでいきます。

〈その他の取組〉

- 「保・幼・小連携の推進に関するガイドライン」の実践
- はちおうじっ子マイファイル

保・幼・小・学童連携

幼児期の子どもの成長や学びが、小学校でも活かされ、さらなる育ちにつなげていけるよう、保育施設・幼稚園、小学校、学童保育所、はちビバ、こども家庭センターなどが連携。



《指標》基本施策3

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
幼児教育・保育従事者研修実施回数	3回	8回	8回以上
幼児教育・保育施設における「保・幼・小連携の日」の実施率	84.4%	90.0%	90%以上

八王子市が推進する保・幼・小・学童連携において、その中心的な役割を担っている「保・幼・小子育て連絡協議会」(以下、協議会)。保育施設・幼稚園、小学校、学童保育所、はちびバ、こども家庭センターなどが連携を深め、情報を交換し、共通の課題に取り組むことを目的とし、平成12年度(2000年度)から活動。すべての子どもが安心して小学校生活を始められるよう、幼児期の子どもの成長や学びをつなげています。

■長沼幼稚園での連携について(玉生園長より)

長沼幼稚園は、近隣の打越保育園と共に、長沼小学校と「保・幼・小連携の日」に教職員間の交流を続けています。

暑さが続く8月末、長沼幼稚園の園児の生活を参観していただき、午後には教職員が集まり、特に今年から学童の先生も一緒に施設それぞれを知り、架け橋期(5歳児から小学1年生)の子どもたちの生活と学びについて話し合いをすることができました。

緊張した面持ちの入学式に始まり、1学期の学校公開の日は、まだ園児の気持ちが抜けきれず授業中に園の先生を見つけては手を振る1年生たちでしたが、2月末に行った園児と小学1年生との交流会では、すっかり小学生の顔になって園児に優しく話しかけている姿を見ることができて成長を感じました。また、卒園間近の年長児にとっても、小学校体験をしたことで憧れが膨らみ、嬉しそうに帰園した子どもたちの顔が印象に残る1日になりました。

毎年継続してきた園と小学校の連携、園児と児童の交流は、文科省が示す「幼保小の架け橋プログラム」の実施に向けて「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての理解を深め、「架け橋期のカリキュラム」策定の大切な繋がりになっています。



■城山学童での連携について(小島施設長より)

城山学童では、子ども達が「切れ目なく、育ちをつないでいく」ために様々な取組を行っています。

まず小学校との連携では、2年生が授業で学童の仕事を調べにきて、学童を知ってもらい、学童を知ってもらっています。先生方も一緒に知ってもらい、学童とはどういうところかを理解してもらっています。また、学校行事のお手伝いを学童職員がしています。令和6年度は2回の遠足の付き添い、運動会の児童席対応、授業中の見守りお手伝い、お祭りの出店などを行いました。職員間でも信頼関係ができているからこそ、子どもを真ん中にした連携が取れていると思っています。

また、保育園との取り組みでは、毎年年長の子ども達とその保護者に、学童はこういうところですよ、小学校はこういうところですよ、と話しに行く懇談会を実施しています。小学校の先生と一緒に子ども達や保護者に様子を伝えたり、質問を受けたりして、入学や学童入所前の不安を少しでも取り除き、楽しい気持ちがたくさんになれるような取り組みとなっています。



基本施策4

健やかな育ちや自立に向けた支援

めざす姿

基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣が身に付いており、心身ともに健康的な生活を送っています。子どもから若者期まで連続して自分自身の将来について考える機会が確保されています。薬物やインターネットトラブルなどから子ども・若者自身が身を守ることができるよう正しい知識が身に付いています。

現状と課題

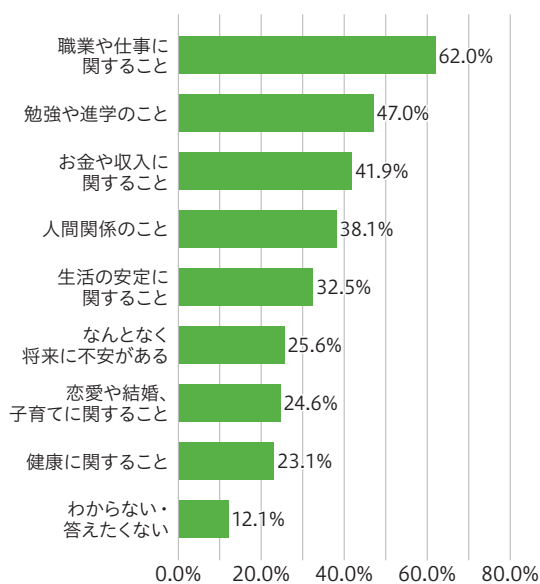
- 子ども・若者の食や健康をめぐるっては、発育の重要な時期にありながら、食や健康への関心の低さや生活リズムの乱れといった問題が生じており、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。
- 勉強や進学のことを始めとして、子どもは将来の様々なことを不安に思っています。キャリア形成について考える機会を提供し、不安を取り除いていくことが重要です。
- 本市では中学生に、赤ちゃんのぬくもりを感じ、命の尊さや家族の大切さを再確認する機会や、自らの将来や生き方について考える機会を提供しています。自分を大切に、予期しない妊娠を防ぐためにも、早い時期から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を伝えていく必要があります。
- 市内には青少年の健全育成を支える団体による活動が数多くあります。子ども・若者が団体の活動に参加したり、多様な人と関わったりする経験を通じて、地域の中で成長できる環境づくりを行っています。
- 増加するインターネットやSNSを介したトラブルや犯罪から、子ども・若者が自ら身を守るとともに、生涯を通じて望ましい生活習慣を実践していくため、子ども・若者がメディアリテラシー、薬物や飲酒、喫煙に関する正しい知識を習得することが必要です。

関連計画

教育振興基本計画、健康医療計画、
再犯防止推進計画、食育推進計画

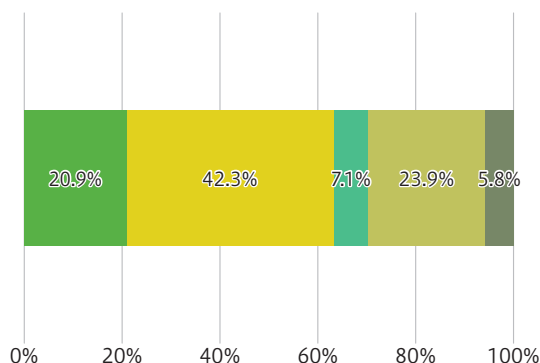
データ

子どもが将来不安に思っていること



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(児童・生徒)

若者の将来の夢や希望の有無



- 夢や目標があり、そのためにとても努力している
- 夢や目標があり、そのために少し努力している
- 夢や目標はあるが、そのための努力はしていない
- 夢や目標はまだ見つからない・探している
- 無回答

出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(若者)



》》 施策の展開

施策9 健康で自立した生活に向けた取組

生きる力の基礎を育むため、基本的な生活習慣や食習慣を身に付けられるよう、幼児期・学齢期から啓発を行います。また、子どもや若者が運動習慣を身に付け、心身ともに健康的で自立した生活につなげていくため、運動に親しむ機会を提供していきます。

〈主な取組〉

● 基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発

乳幼児健診や親子つどいの広場の活動の中で、食生活や体を動かす遊びなどの基本的な生活習慣等に関する啓発を行っていきます。小学校では、スタートカリキュラムを活用し、各学校における生活指導を充実させていきます。

● 食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進

食育イベントの開催や、幼児食講習会等を通じて、食べることの大切さを啓発していきます。また、給食センターでの試食会や食育ルームを活用した「調理体験」、八王子の名産品を活用した給食などにより、食べる楽しさや大切さを伝える食育を推進していきます。

● 子ども・若者が自ら運動に親しむ機会の創出

スポーツイベントやスポーツ教室の開催により、身体を動かす機会を確保していくとともにすべての小・中学校及び義務教育学校において、教育課程に体力向上の取組を位置付けていきます。

また、若者も含めて、日頃のスポーツの成果を試す場として市民スポーツ大会や全関東八王子夢街道駅伝競走大会を実施するほか、気軽に参加できるイベント等を開催しています。

〈その他の取組〉

- 主権者教育の充実
- 交通安全教育

施策10 将来や生き方を考える機会の確保

思春期の頃から赤ちゃんといふれあう機会や、職業観・勤労観を育む機会をととして、子ども自身が自分を大切にすることを育みながら、自らの将来や生き方について考える機会を確保します。また、創業・起業に関する支援や学びの機会の提供など、若者の挑戦を支援します。

〈主な取組〉

● キャリア教育の推進

児童・生徒が自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変化や成長を自己評価するために「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用していくほか、キャリアカウンセラーの資格を持った教員を学校に派遣して講義をするキャリア教育講座を実施していきます。

また、若者のキャリア教育を進めるため、大学コンソーシアム八王子と連携した企業説明会の実施や、八王子市役所での就業実習やインターンシップの受入れを行います。

● 赤ちゃんふれあい事業の推進

思春期の子どもが妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得するとともに、赤ちゃんやその保護者・妊婦とのふれあいなどをととして、自己肯定感を育み、いのちの大切さや親になるイメージを感じることが出来る取組を、関係機関と連携しながら進めます。

● 若者の創業・起業の支援

様々な産業が創出されることによる地域産業の活性化のため、サイバーシルクロード八王子による「本気の創業塾」などを通じて、創業を志す若者を支援します。

〈その他の取組〉

● ボランティア活動や地域活動への参加の機会の充実 ● 「こどもシティ」などはちびバでの就労体験事業の充実 ● 車いすや高齢者疑似体験、障害当事者の話を聞く機会など福祉教育の充実 ● リカレント教育に関する機会の創出 ● ヤングケアラーや若者ケアラーの自立に向けた支援

コラム 命のあたたかさに触れて

赤ちゃんふれあい事業は、中学生が、助産師さんの講義「いのちの授業」を聞き、妊婦体験、赤ちゃん親子や妊婦さんとの交流などを通じて、命の大切さを再確認するための取組です。初めて聞く話や普段なかなか機会のない小さな命とのふれあいに、中学生は集中して真剣に、そして楽しく参加しています。

★参加した中学生の感想

「赤ちゃんはとても小さくて、柔らかかったです。生まれるというのは、奇跡が重なり合ってできることなんだと感じました。」

「自分を産んでくれた母や育ててくれた人たちに感謝して、1日1日大切に生きようと思いました。」



施策11 青少年の健全育成に向けた支援

地域で子どもの健全育成のために活動している団体が、充実した活動ができるよう支援し、子どもが多様な人との関わりの中で自己肯定感や社会性を育む環境づくりを推進します。また、メディアリテラシーの向上を図る取組のほか、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発活動を推進します。

〈主な取組〉

● 青少年育成指導員や青少年対策地区委員会の活動支援

青少年育成指導員による地域の実情に応じたパトロールや、各種店舗の実態調査等の活動を支援します。また、中学校区ごとに活動する青少年対策地区委員会によるスポーツや文化活動といったイベント等、青少年が地域とつながる多様な体験機会を提供する活動を支援していきます。

● メディアリテラシーの向上に向けた啓発活動の実施

インターネットの利用に関する家庭でのルール作りの啓発を行うほか、小・中学校ではメディアリテラシーの向上に向けた専門家による教育を実施します。

● 学校や関係機関と連携した、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発・教育活動の実施

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会指導員による教室や情報誌への掲載などの手段を通じて、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発を進めていきます。

また、薬物依存症から回復するために、当事者やその家族が適切な治療や支援を受けることができるよう、多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の広報・周知に努めます。

〈その他の取組〉

- 青少年健全育成協力店と連携した活動の推進
- 社会を明るくする運動の実施
- 犯罪実行者募集情報(闇バイト)の防止

八王子市青少年健全育成基本方針

家庭・学校・地域・行政の連携のもと 健全な「はちおうじっ子」を育てよう

八王子市では、青少年の健全育成を推進していくため、家庭・学校・地域・市及び関係行政機関の役割とそれぞれの責任ある行動の基本となる方針を策定しています。

家庭 子どもの健やかな成長の基本

- ・ 親から子へ伝えよう、思いやり・感謝の気持ちの大切さ
- ・ おはようから始まる基本的な生活習慣と家族でつくろう、みんなのきまり
- ・ 地域に目を向け、親子で一緒にやってみよう

地域 一人ひとりの力を持ちより、高める地域の子育て力

- ・ 地域の大人が手本となって続けていこう、あいさつ・声かけ
- ・ 青少年が活躍できる地域づくり
- ・ 人とひととのつながりで広げていこう、地域の安全・安心

学校 家庭・地域とともに、生きる力を育む教育

- ・ 学ぶ意欲や豊かな心を育む教育
- ・ 健やかな心と体を育む体験活動の充実
- ・ 地域とつながる学校づくり

市・関係行政機関 連携とサポート体制の充実

- ・ 家庭・地域・学校をつなぐコーディネート機能の充実
- ・ 青少年健全育成活動の支援
- ・ 人材育成支援と情報提供の充実

《指標》基本施策4

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
朝食を毎日食べている小学生・中学生の割合	(小学生)84.7% (中学生)78.7%	毎年度、 前年度を上回る	毎年度、 前年度を上回る
赤ちゃんふれあい事業の実施校数	35校	35校以上	35校以上

基本施策5

子ども・若者の居場所づくり

めざす姿

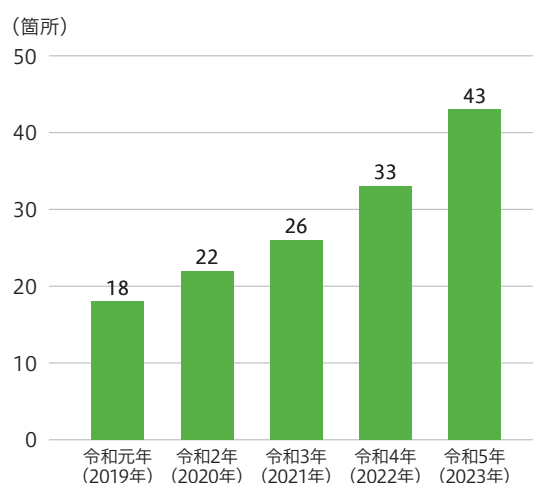
子ども・若者が自分の居場所を持つことができ、様々な他者と関わりながら成長しています。居場所づくりの担い手が増加し、多様な居場所が確保されるとともに、子ども・若者自身も居場所づくりに参加しています。

現状と課題

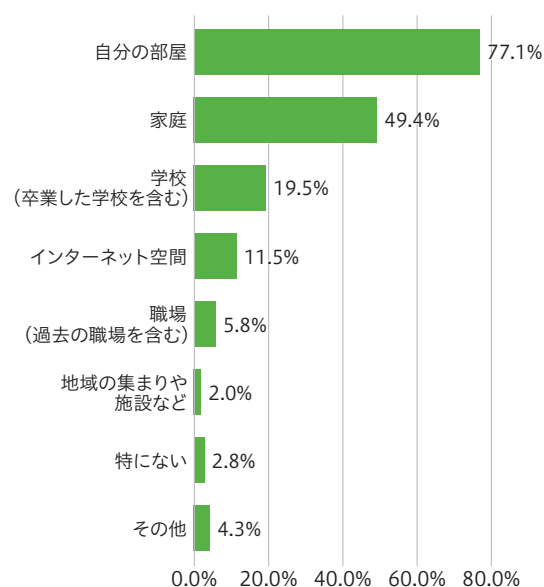
- 居場所の存在は自己肯定感や自己有用感に関わっています。居場所がないことで、人とのつながりが失われ、孤立・孤独をまねいてしまうため、それぞれが自分の居場所を持つことは重要です。
- 少子化の進展や自由に遊べる場が少なくなったことで、子ども・若者同士のコミュニティが少なくなり、子ども・若者が自分の居場所を持つことが難しくなっています。
- 本市では、児童館の名称を子ども・若者育成支援センター(愛称：はちビバ)に変更し、館内だけでなくアウトリーチ型支援を行うなど、子ども・若者の居場所の確保に努めてきました。
- 市内には居場所となりえる場所が多くあります。子ども食堂を実施する団体数は立上げ支援を行ったことなどにより前計画期間中に大きく増加しています。しかし、子ども・若者の居場所となりえる団体の周知は十分とは言えません。居場所の情報を子ども・若者に送り届け、居場所を必要とする子ども・若者を居場所につなげていく取組が必要です。
- 人口減少により、居場所の担い手を確保することは難しくなっています。より良い居場所にしていくためには、居場所の担い手の育成や、子ども・若者自身が居場所づくりに参加していく必要があります。

データ

地域子ども支援事業の子ども食堂の登録数



若者が居場所だと思う場所



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(若者)

関連計画

地域福祉計画



》》 施策の展開

施策12 多様な居場所の確保・創出

子ども・若者が人とのつながりを持ち、安心して過ごせる自分の居場所を見つけることができるよう、市や学校、地域が連携して、様々な居場所づくりを推進します。また、災害時においても、子どもが安全で安心できる居場所を確保するため、検討を進めていきます。

〈主な取組〉

● 公共施設を活用した居場所づくり

生涯学習センターや図書館のフリースペース、はちびバ、放課後子ども教室、学童保育所、市民センター、令和8年(2026年)10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点などの公共施設を活用し、子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

● 地域資源を活用した居場所づくり

子ども食堂や重層的支援体制整備事業を通じた民間企業との共創による多様な居場所の創出など、地域資源を活用した居場所づくりを進めていきます。

● 災害時の居場所づくり

災害時に遊びの機会や学習スペースなどを確保し、避難所など普段の生活とは異なる場所においても居場所を確保することは、心の回復の観点からも重要となります。避難所を始め、災害時であっても子ども・若者が居場所を持てるよう、関係機関と連携し、その手法などを調査・研究していきます。乳幼児については、公立保育園において、大規模災害時に代替保育(普段通所していない園で緊急的に保育を行うこと)を含めた居場所づくりに取り組んでいきます。

〈その他の取組〉

- 若者総合相談センターにおけるフリースペースの提供
- 街なかにおけるフリースペースの提供
- 「朝の子ども教室」の実施

施策13 居場所につながる仕組みづくり

居場所を必要とする子ども・若者に、市内の居場所に関する情報発信を行います。また、居場所を提供している支援者に、支援者にとって有益な情報や支援者同士がつながる場を提供します。

〈主な取組〉

● 子ども・若者への情報発信

子どもや若者に居場所を提供している団体の情報を発信していきます。子ども・若者が利用できるフリースペースの開催状況や若者総合相談センターに関する情報などをSNSを活用して発信していきます。

● 支援者への情報発信

子ども・若者に居場所を提供している団体のネットワークを利用し、団体相互の取組や企業からの情報提供、定期的な情報交換の場を設け、その活動を支援していきます。

〈その他の取組〉

- 困難を抱える子ども・若者の居場所づくり
- 居場所に関するニーズの調査と発信

施策14 より良い居場所にするための取組

より過ごしやすい場所となるよう、子ども・若者の意見を活かしながら、ともに居場所づくりを進めていきます。また、子ども・若者の居場所が継続的に確保されるよう、新たな居場所づくりの担い手確保のための取組を進めていきます。

〈主な取組〉

● 子ども・若者とともに作る居場所づくり

はちビバや放課後子ども教室、図書館など、子ども・若者が利用する様々な居場所において、子ども・若者の意見を活かしながら、より良い居場所にしていきます。

● 居場所づくりの担い手の確保・育成

子ども食堂を立上げたいと考えている人向けに講座を実施するなど、新たな居場所づくりの担い手を確保するための取組を進めるとともに、現在、居場所づくりに携わっている人向けの研修などの育成にも努めていきます。

〈その他の取組〉

● 居場所間の連携

コラム 子ども・若者の声がかたちになる～はちビバの取組～

はちビバでは、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立ち、子どもとともに居場所づくりを進めてきました。

意見ボードや意見箱を設置し、いつでも、だれでも意見表明ができるように工夫をしています。また、遊びやイベントの実行委員活動に取り組みながら、意見や提案を見える形として実現しています。

子ども・若者が居場所のルールを決めていくプロセスやイベントの企画運営に参加し、成功体験を重ねることは、居場所づくりにおける重要な点です。この日常の子ども・若者の意見表明や意見聴取の取組は、子ども☆ミライ会議や高校生によるまちづくり提案発表会として、まちづくりに子ども・若者が参画する仕組みにつながっています。



▲意見ボードでいつでも、だれでも意見表明



▲子ども☆ミライ会議で話し合う様子

《指標》基本施策5

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区(全37校区)	26校区	33校区	37校区
地域に居場所があると感じている子ども・若者の割合	(子ども)88.6%	89.4%	89.8%
	(若者)68.8%	70.0%	75.0%

基本方針.2

子どもを育む家庭への支援

基本施策6 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

基本施策7 働きながら子育てできる環境の整備

基本施策8 安心して子育てをするためのサポート

基本施策9 子育て家庭の居場所の充実

基本施策6

妊娠期からの切れ目ない支援の充実

めざす姿

妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援や情報提供が行われており、妊婦は心身ともに安定した状態で出産を迎えます。誕生した赤ちゃんは、家族や地域の愛情に包まれながら健やかに成長しています。出産した母親や赤ちゃんを迎えた家庭が、対面だけでなく、オンラインでも必要な支援を受けられ、地域のつながりの中で孤立感を感じることなく安心して子育てをしています。

現状と課題

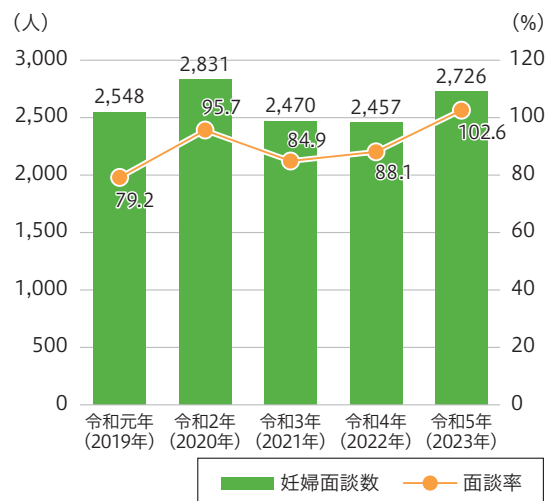
- 母親にとって、妊娠・出産期は、身体の変化に不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多く、適切な支援が求められています。
- 本市では「八王子版ネウボラ」として、フィンランドで実施しているネウボラ（アドバイスの場所）のように、様々なリスクの早期発見・早期支援につながる、切れ目ない包括的な相談・支援体制を整えてきました。
- 令和7年度（2025年度）には、妊産婦、子育て世代、子どもを対象に一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置します。
- 妊娠・出産・子育てに関する質の高い情報を適切なタイミングで、丁寧にわかりやすく提供していくとともに、妊娠中から身近な場所で仲間ができ、支え合いながら子育てができる環境づくりを進め、妊娠・出産・子育て期の安心感につなげていく必要があります。
- SNSが普及していく中で、子育てに関する相談も対面だけでなく、オンラインでの相談のニーズも高まってきています。子育て当事者が利用しやすい手法でサービスを提供していくことが求められています。

関連計画

健康医療計画

データ

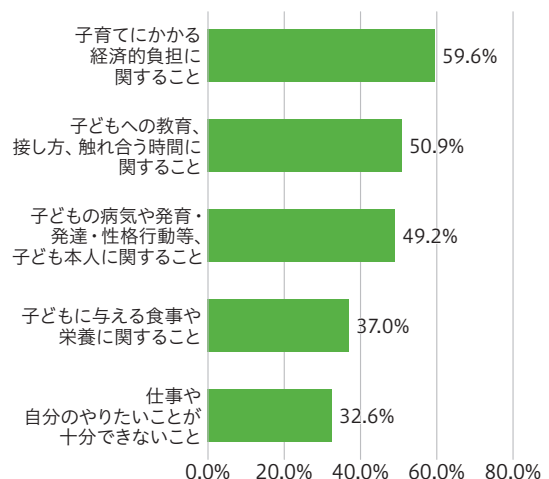
妊婦面談の実施状況



※妊婦面談実施数÷妊娠届数で算出。他自治体で妊娠届を提出した方が転入後に妊婦面談を受けた場合、数値は100%を超える場合がある。

出典：八王子市健康福祉の概要（統計版）

子育てに関して悩んでいること、気になること（上位5項目）



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査（就学前児童保護者）



》》 施策の展開

施策15 八王子版ネウボラの体制強化

すべての妊産婦、子育て世代、子どもを対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う、こども家庭センターを運営し、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目ない支援（八王子版ネウボラ）の体制強化を進めていきます。また、分野を横断した連携強化や相談体制の強化のため、DXを推進します。

〈主な取組〉

● こども家庭センターの運営

すべての妊産婦、子育て世代、子どもを対象に一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターを運営します。こども家庭センターでは、保健師等と子ども家庭支援員等が連携・協力しながら児童虐待の予防的支援を行っています。

● 妊婦等包括相談支援事業等の実施

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに応じた適切な支援につなぐため、妊婦面談とあかちゃん訪問による伴走型相談支援を行うとともに経済的支援も合わせて行っています。

● 情報連携DXの推進

保健・医療・福祉・教育との情報連携を円滑に行うため、データに関するDXを推奨していきます。

● 専門職によるオンライン相談の実施

小児科医・産婦人科医・助産師によるSNSを活用したオンライン相談を実施し、相談体制を強化していきます。

こども家庭センターの設置・運営による八王子版ネウボラの体制強化



施策16 妊娠前後の支援

これから迎える妊娠・出産・子育てへの不安を軽減するため、妊娠・出産・子育てに関する情報提供、妊婦面談や妊婦健診の実施など、妊娠前後の母子とその家庭を支援していきます。

〈主な取組〉

● 保健師等による妊婦面談の実施

妊娠届出時など妊娠早期に、保健師等が妊婦と面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する疑問や不安などの相談や、出産後に役立つ事業を紹介し、安心して出産・子育てができるよう支援します。

● 妊婦健診の実施

医療機関で行う妊婦健診の費用を補助し、母子の健康を支えるとともに、個別に支援が必要な母子を把握して必要な支援を行います。

〈その他の取組〉

● 妊娠期からの仲間づくりや家庭での準備をサポートする講座などの充実 ● すくすく☆メールによる妊娠・子育て情報の発信 ● パパママクラスの実施

施策17 産前産後の支援

心身ともに安定した状態で出産・子育てができるよう、母子の心身のケアや乳児の発育・発達や育児相談など、産前産後の母子とその家庭を支援していきます。

〈主な取組〉

● あかちゃん訪問事業の実施

乳児や妊産婦の家庭を訪問し、子どもや母親の健康管理、乳児の発育・発達や育児相談などを行うあかちゃん訪問事業を実施します。また、産後うつを診断するための質問票を活用し、産後うつの予防及び早期発見を行い、出産後の母親の気持ちに寄り添った支援につなげます。

● 産後ケア事業の拡充

出産後の母子の心身をケアし、安心して子育てがスタートできるよう産後ケア事業の拡充を図ります。必要な方が利用しやすい事業となるよう施設や体制を整備します。

〈その他の取組〉

● 産前・産後サポート事業の実施 ● すくすく☆メールによる妊娠・子育て情報の発信

施策18 乳幼児期の支援

乳幼児健診による発達・発育の確認や予防接種の実施など、乳幼児期の子どもの健やかな成長・発達を支援するとともに、保護者の育児に関する不安や悩みの軽減・解消につなげます。

＜主な取組＞

● 乳幼児健診の充実

子どもの発達・発育を確認し、保護者の日ごろの育児に関する不安や悩みを解決できる場として、乳幼児健診を実施します。乳幼児への切れ目ない支援を提供するため、1か月児健診の実施の検討など、乳幼児健診の充実を図っていきます。

● 予防接種の実施、情報発信

子どもの疾病予防を図るため、予防接種法に基づく定期接種及び市独自の特別接種（B型肝炎、おたふく風邪及び麻疹風しん等）を実施します。予防接種の情報については、予防接種の個別通知やSNSなどにより発信していきます。

＜その他の取組＞

● ファーストバースデーサポート事業

コラム 産後のお母さんをサポート！産後ケア事業

出産後、サポートが必要なお母さんが赤ちゃんと一緒に助産師さんによるケアを受けられる産後ケア事業。「授乳がうまくいかない」「育児全般自信がないので相談したい」「無理なく育児をスタートするためにサポートしてほしい」など、そんなお母さんたちに向けたサービスです。宿泊型、通所型（ロング・ショート）、訪問型があり、受けたいケアを選んでご利用ください。

♥産後ケア事業を利用したママの声

2人目の育児ですが、ちょっとしたことで不安になってしまいます。そんなとき助産師さんに話を聞いてもらうことで、リフレッシュできて助かっています！



▲助産師さんにかからだのケアをしてもらうお母さん

《指標》基本施策6

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子育てを支える環境が整っていると感じている子育て世帯の割合	55.2%	62%	70%
妊婦面談を受ける妊婦の割合※	100.3%	100%	100%
産後ケアの利用の満足度	92.0%	95.0%	95%以上
あかちゃん訪問事業の訪問率	99.2%	100%	100%

※妊婦面談実施数÷妊娠届数で算出。他自治体で妊娠届を提出した方が転入後に妊婦面談を受けた場合、数値は100%を超える場合がある。

基本施策7

働きながら子育てできる環境の整備

めざす姿

仕事と子育ての調和のとれた生活を希望するすべての家庭が、安心して子どもを育てながら働くことができます。働きやすく子育てしやすい職場環境が整い、父親も母親も協力しながら子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを実現しています。

現状と課題

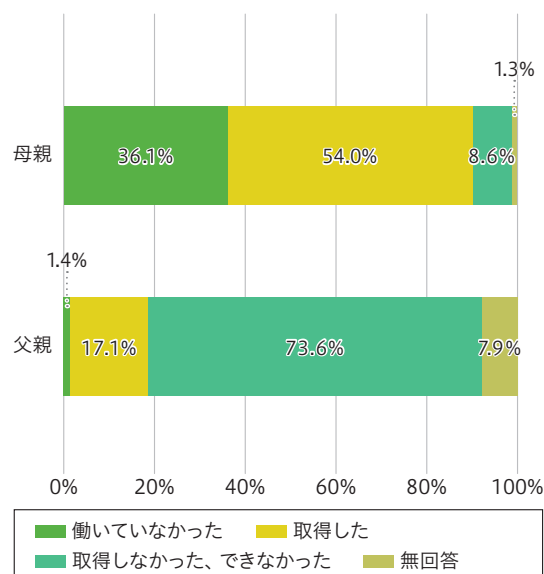
- 共働き世帯が増加する中、家庭とともに社会全体で子どもを育てていく環境の整備が必要です。
- 少子化や保育施設の整備が進んだ結果、保育所の待機児童は一部の地域で発生するのみとなりました。一方で保育需要の地域的な偏りや少子化のさらなる進展により、保育施設の定員割れが問題となっています。
- 学童保育所においては、地域ごとの保育ニーズを見極めた施設整備のほか、学校の授業後の特別教室等を活用するなどの取組により令和4年度(2022年度)より待機児童ゼロを達成しています。
- 核家族化や、働き方、生活スタイルの多様化に伴い、保育ニーズも多岐にわたり、多様な教育・保育の提供が求められています。
- 父親と母親が協力して子どもを育て、子育ての楽しさも苦労も共有できる時間が持てるよう、企業においては「働き方改革」の推進が必要です。
- 共働き世帯の増加により、保育の申し込み手続きについても、時間を問わずに申請ができるオンラインでの手続きのニーズが高まっています。

関連計画

生涯学習プラン、
男女が共に生きるまち八王子プラン

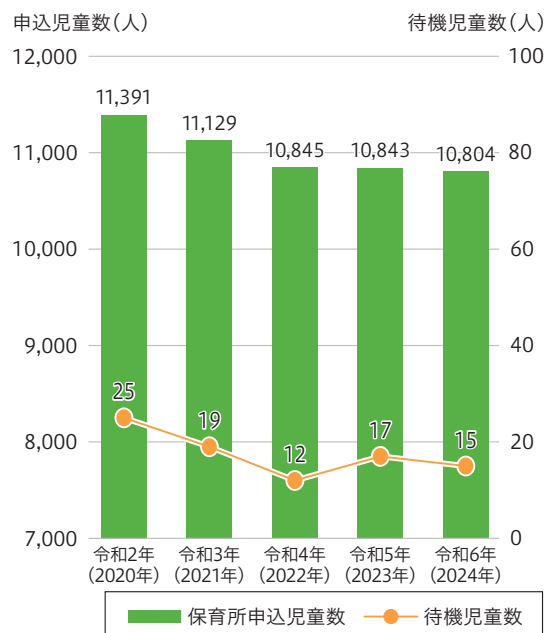
データ

育児休業の取得状況



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)

保育所の待機児童数





》》 施策の展開

施策19 多様な教育・保育の提供

安全安心な環境で子どもたちが健やかに成長できるよう、幼児教育・保育の質の維持・向上に取り組めます。また、希望するすべての家庭が安心して子どもを預けて働くことができるよう、良質な保育環境の確保を図るとともに、保護者の様々な就労形態や多様化する保育ニーズに対応する取組を進めます。

〈主な取組〉

● 乳幼児期の教育・保育に関する方針の展開

保育者の幼児教育・保育活動を支援し、安全安心な環境において子どもたちが健やかに成長できるよう、公立保育園の再編も含めた地域に合わせた幼児教育・保育施設全体の提供量の適正化を図りながら、幼児教育・保育の質の維持・向上のための方向性を示し、展開していきます。

● 病児・病後児保育の充実

病気や病後で集団保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育について、利用定員の拡充を行うなど充実に取り組んでいきます。

● 幼児教育・保育施設のDXの推進

一時保育や病児・病後児保育の手続きを電子申請できるようにしています。今後、その他の手続きについても電子化を検討し、いつでも申請ができるよう利便性を高めていきます。

〈その他の取組〉

●一時保育の実施 ●幼児教育・保育施設の適正配置 ●ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施 ●ファミリー・サポート・センター事業の実施

施策20 学童保育所の充実

希望するすべての子どもが生き活きと放課後を過ごせるよう、受入体制の確保・維持に取り組むとともに、学童保育所と放課後子ども教室の事業連携を推進します。また、長期休み中の昼食提供や申請手続きの電子化など、保護者負担軽減に取り組めます。

〈主な取組〉

● 一体的連携による学童保育所・放課後子ども教室の拡充

学童保育所待機児童ゼロを維持するとともに、放課後に様々な体験活動に参加できるよう、放課後子ども教室との連携を拡充していきます。

● 学童保育所における夏季休業中の昼食提供

長期休み中の児童の健康維持増進と学童保育所を利用する保護者の負担を軽減するため、夏季休業中の昼食提供をすべての学童保育所において実施することを目指します。

● 学童保育所のDXの推進

学童保育所の入所申請の手続きを電子申請でできるようにしています。今後、入所申請以外についても電子申請を導入できるように検討を進めていきます。

〈その他の取組〉

● 学童保育所での高学年の受入拡大

コラム “おなか”も“こころ”も大満足！学童保育所の昼食提供

学童保育所に子どもを預ける保護者にとって、長い夏休みの間のお弁当作りは、大きな負担の1つ。出勤前の朝の慌ただしい時間の負担増加や、子どもたちが猛暑の中持参するお弁当の安全面・衛生面への心配など、夏休みの昼食は全国的に課題となっています。また、給食が無いこの期間はカルシウム、ビタミン、ミネラルの摂取量が減少するなど、栄養バランスの偏りも報告されています。このような現状から、本市では、温かくて栄養満点の昼食を夏休みの学童保育所で提供しています。

この取組は、児童の健康維持増進や、保護者の負担軽減を図ることを目的とし、学校栄養士が栄養バランスを考えたメニューを小学校の給食調理室及び学校給食センターで調理し、提供しています。八王子産の食材を取り入れた学校給食でおなじみのメニューは子どもたちにも大人気！温かくおいしい手作りの昼食は、子どもたちの笑顔を広げ、健やかな成長につなげています。



施策21 子育てと仕事が両立できる環境づくり

家族が協力して子どもを育て、子育ての楽しさも苦労も共有する時間が持てるよう、企業における子育てと仕事が両立できる職場環境の整備について、情報発信を行います。また、仕事と子育てを自らが望むバランスで両立できるよう市民や企業に対し、意識啓発を進めます。

〈主な取組〉

● ワーク・ライフ・バランスについての情報発信

子育てと仕事が両立できる環境づくりの気運醸成を行うため、妊婦面談などの機会を活用し、父親の育児休業やワーク・ライフ・バランスに関する情報を発信していきます。また、市内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する支援策やイベント等に関する情報提供を行い、周知・啓発を推進します。

● 子育て応援企業への支援

子育て応援企業の取組を周知していくことにより、子育て応援企業の支援や子育てを応援する職場が増えるための気運醸成を行っていきます。

〈その他の取組〉

- 女性のための再就職支援 ● 父親の育児参加の促進 ● ファミリー・サポート・センター事業
- 若者の安定した雇用の促進 ● 朝の子ども教室

子育て応援企業

八王子市では、子育てにやさしいまちを目指して、子育て中のお母さん・お父さんを応援し、子どもの成長をやさしく見守るサービスを提供する企業のみなさんを「八王子市子育て応援企業」として登録しています。子育て応援企業は、子どもと一緒に利用できるサービスや設備を提供したり、小・中学生の職業体験の受入、短時間勤務制度やフレックス制の導入など、子育てしながら働きやすい環境づくりを行っています。

幸運の四葉のクローバーに子どもと大人の笑顔を▶
重ねたシンボルマークが目印です。



《指標》基本施策7

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
保育施設の待機児童数	15人	0人	0人
病児・病後児保育事業の延利用児童数	946人	1,700人	1,700人以上
学童保育所待機児童ゼロの維持	0人	0人	0人
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現している市民の割合	43.5%	47.0%	50.0%

基本施策8

安心して子育てをするためのサポート

めざす姿

子育て家庭の生活基盤が安定しており、家庭内に愛情が満ち、子どもの健やかな成長へとつながっています。子育てに関する不安や悩みが取り除かれ、子育てについて学ぶ場や仲間づくりの機会により、家庭での子育てがより一層充実しています。

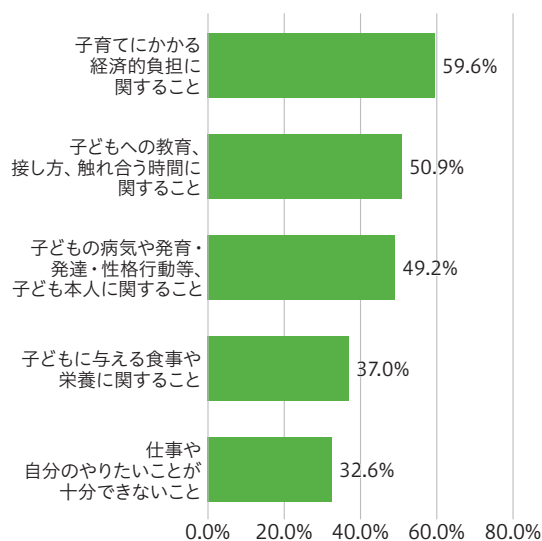
現状と課題

- 子育てに必要な費用は、妊娠期から青年期にいたるまで保育・教育・医療などの多分野にわたることから、家計への負担が大きく、経済的支援の充実が必要とされています。
- 幼児教育・保育無償化や児童手当の拡充、第2子の保育料の無償化、医療費の高校生世代の無償化など子育て家庭に対する経済的支援の制度は拡充されてきています。引き続き、経済的支援を継続していくことが重要です。
- 子どもの健やかな成長を地域で支え合うことは重要ですが、家庭は子育てにおいて最も重要な役割を果たしています。周囲の様々なつながりや支えの中で、家庭の子育て力を高めていくことが必要です。
- 子育てに関する不安や悩みを解消することは家庭での子育てにおいて重要です。子育てに関する様々な不安や悩みを相談できることが求められています。
- 父親の育児参加は育児休業の取得率の向上などにより進んでいますが、十分とは言えません。家庭内において、育児や家事の負担が過度に母親に偏ることなく、父親と母親が協力しあえる環境が必要です。
- 保護者が、子育て時期に必要な情報や知識を、身近なところで仲間と一緒に楽しみながら得られる場が求められています。

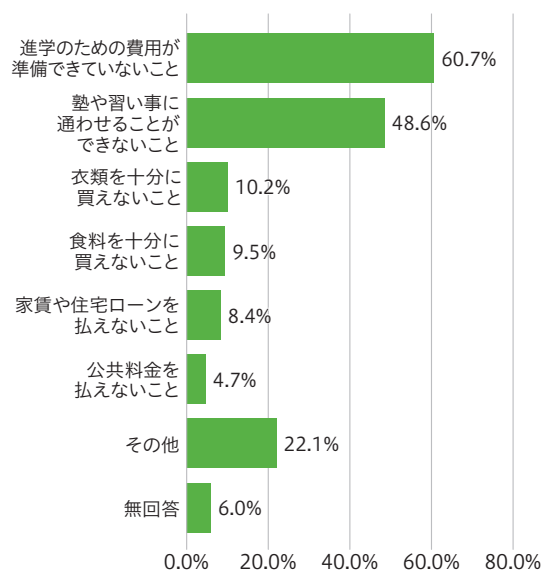
関連計画

住宅マスタープラン、健康医療計画、生涯学習プラン、地域福祉計画、地域福祉推進計画(社会福祉協議会)

データ

子育てに関して悩んでいること、気になること
(上位5項目)

出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)

子育てにかかる経済的な不安の具体的な内容
(上位5項目)

出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)



》》 施策の展開

施策22 子育て家庭への経済的支援

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、給食費の無償化、住宅支援など、子育てにかかる経済的支援に取り組んでいきます。

〈主な取組〉

● 各種手当・医療費の助成

児童手当・児童扶養手当・児童育成手当の支給や医療費の助成など、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための手当や助成を実施します。

● 学校給食の給食費の無償化

市立小・中学校及び義務教育学校の給食費を無償化し、保護者の経済的負担を軽減していきます。

● 子育て家庭への住宅支援

市営住宅や市が入居者を募集する家賃補助対象住宅の優先入居・家賃補助など、子育て家庭を含めた住宅支援を充実していきます。

〈その他の取組〉

● 幼児教育・保育の無償化 ● 多子軽減の実施



施策23 家庭での子育て力向上に向けた支援

子どもが基本的な生活習慣や倫理観、社会的マナー、食習慣などを身に付け、将来、心身の調和がとれており、健康的で自立した生活を送ることができるよう、家庭での子育て力向上に向けて取り組みます。

〈主な取組〉

● 家庭教育の支援の充実

保護者が子どもに生活習慣や基本的倫理観、社会的マナーなどを身に付けさせる家庭教育「いえいく」を支援していくため、家庭教育支援講座を実施していきます。

● 食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進

食育イベントの開催や、幼児食講習会等を通じて、食べることの大切さを啓発していきます。また、給食センターでの試食会や食育ルームを活用した「調理体験」、八王子の名産品を活用した給食などにより、食べる楽しさや大切さを伝える食育を推進していきます。

また、親子クッキングや保育園での給食試食会などを実施していきます。

〈その他の取組〉

- 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない情報提供
- 基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発
- 子育てに関する講座やイベントの充実
- 父親の育児参加の促進

コラム 食べることって、楽しいね！

幼児期は、「いろいろな食材に親しみを持つ」「一緒に食べる楽しさを知る」「食事のマナーを身に付ける」など、将来にわたる健全な食生活の基礎を身に付ける大切な時期です。

公立保育園では、給食の時間や食体験を通じて、食べる楽しさを伝える食育に取り組んでいます。給食では、子どもたちが園庭で育てた野菜や下処理（皮をむいたり、ちぎったり）した食材を使ったり、季節感や食文化に触れる行事食や伝統食、地場産の食材を取り入れることで、食への興味・関心を育んでいます。また、年に数回、調理保育やおやつクッキングを実施し、料理の楽しさやスキルを身に付ける体験機会を作っています。

★おやつクッキング

この日のメニューはヨーグルトパンです。自分たちで生地をこねて、ヒヨコやネコ、イヌなど、それぞれ好きな形をつくれます。焼き上がりを待つ間もわくわく。パンが焼きあがると、子どもたちは「おいしい！」「ヨーグルトの味がする！」「形をつくるのが楽しかった！」と、出来立てのパンを食べてとても嬉しそう。おやつができる過程を知り、みんなで一緒に作って食べる楽しさに触れる、充実した時間になりました。

これからも子どもたち一人ひとりが楽しみながら食に親しめる、豊かな食体験を積み重ねていきます。



施策24 子育てに関する相談体制の充実

こども家庭センターやはちまるサポートにおいて、子どもに関する相談や多様化する家庭の悩みを包括的に受け止め、その専門性やソーシャルスキルを活かして支援を行っていきます。

〈主な取組〉

● 子どもと家庭に関する総合相談

こども家庭センターでは妊産婦や子育て家庭、子どもに関する相談を専門の相談員や保健師が、その専門性やソーシャルスキルを活かして相談や支援を行っていきます。

● 多様化する家庭の悩みに対する包括的な相談・支援体制

多様化・複合化した生活課題に対し、分野横断的な支援を一体的に提供できるよう、こども家庭センターやはちまるサポートなど、相談を包括的に受け止められる支援機関を運営していきます。また、発達障害の子どもの子育て経験があり、一定のトレーニングを受けたペアレントメンターの体験談と談話会を行い、保護者の不安を取り除きます。

〈その他の取組〉

- 支援機関や分野を横断した連携の強化
- 相談しやすい環境や体制の整備
- 相談窓口の周知

重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、子育てを含む福祉に関係する様々な相談支援機関の分野横断的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

分野横断的な福祉の総合相談窓口となる「はちまるサポート」を市内13か所に設置し、地域のつながりづくりや誰もが安心して暮らし続けられるためのコーディネートを行っています。



《指標》基本施策8

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
はちまるサポートの整備数	13か所	14か所	15か所
はちまるサポートの認知度	13.5%	31.0%	50.0%
いつでも相談できる人・場がある子育て世帯の割合	77.0%	80.0%	85.0%

基本施策9

子育て家庭の居場所の充実

めざす姿

子どもを育てるすべての人が安心して過ごせる場所があり、地域や人とつながっています。地域全体が協力し合い、温かいコミュニティが形成され、保護者は孤立せずに育児を楽しむことができ、子どもたちは健やかに成長しています。

現状と課題

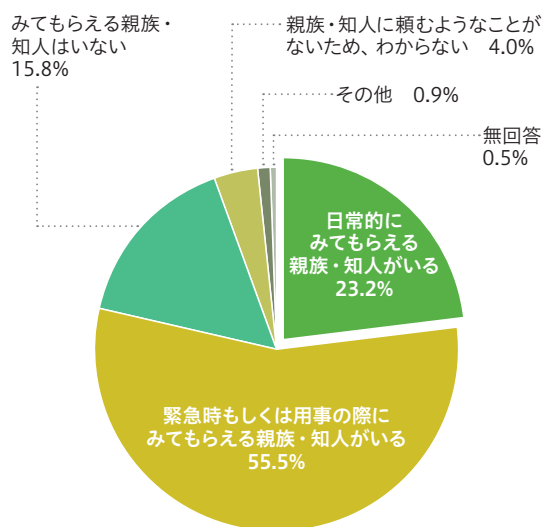
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、身近なところに子育てを支えてくれる人がいないという家庭が増え、子育ての孤立感や負担感を感じる人が少なくありません。
- 日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる割合は23.2%にとどまっています。買い物などのちょっとした時間に子どもを預けられるようなサービスのニーズは高まっています。
- 親子つどいの広場・保育園・はちビバ・地域の子育てひろばなどで、子育て家庭が気軽に交流・相談ができる居場所づくりを行っています。
- 子どもの年齢が低いほど、子育てひろばの利用希望が高く、子育て中の保護者を支える身近な居場所となっており、子育てに関する相談や仲間づくりの支援などの役割が求められています。
- 本市独自の子育てひろばガイドラインを策定し、子育てひろばのさらなる質の向上に取り組んでいます。
- 子ども食堂の団体数は増加しており、市内の様々な場所で開催されています。地域とつながる場や気軽に悩みを話せる場としての役割が期待されています。

関連計画

地域福祉計画、教育振興基本計画

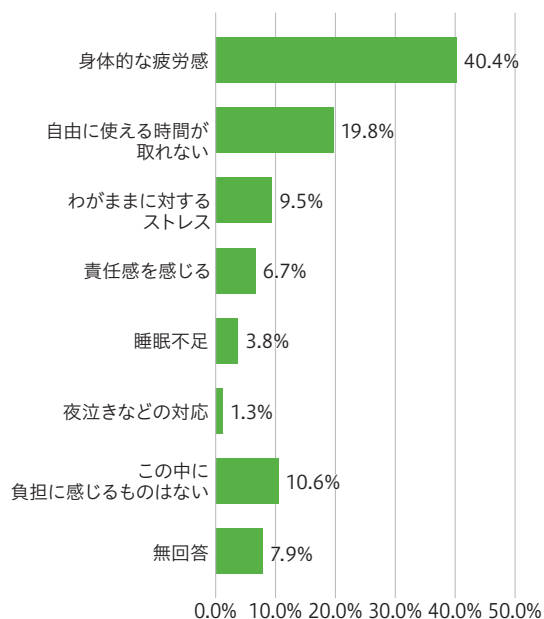
データ

日ごろ子どもをみてくれる親族・知人の有無



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)

子育てにかかる負担感



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)



》》 施策の展開

施策25 子育てひろばの充実

保護者の身近な居場所として、気軽に子育て相談や親子の交流ができる子育てひろばについて、保護者への利用を促し、子育て中の不安や悩みの軽減・解消につなげます。また、多様な子育てひろばがある中で、どの子育てひろばを利用しても満足を得られるよう、市独自のガイドラインの活用などにより、子育てひろばの質の向上を図ります。

〈主な取組〉

●「子育てひろばガイドライン」の活用

子育てひろばの利用者がより安心して利用できるように「子育てひろばガイドライン」を活用し、スタッフを対象とした研修の実施など子育てひろばの質の向上を目指します。

●子育てひろばに関する情報発信の充実

子育てひろばで作成した毎月のお知らせを、各こども家庭センターなどで配布するほか子育て応援サイトにイベント・講座情報を掲載し、情報発信を行っていきます。

〈その他の取組〉

- 子育てひろばと地域の連携推進
- 子育てサークル等の地域資源の把握及び開拓

施策26 誰でも利用できる教育・保育環境の整備

保護者の就労要件を問わず、幼児教育・保育施設に通っていない家庭の子どもを定期的に預かる、こども誰でも通園制度の実施により、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等につなげます。また、利用のための要件が少なく、保護者の仕事の都合や育児疲れのリフレッシュなど、いつでも気軽に子どもを預けられる環境を提供します。

〈主な取組〉

●こども誰でも通園制度の実施

保護者の就労等の有無に関わらず未就園児を定期的に預かり、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、保護者に対する継続的な支援を行うこども誰でも通園制度を実施します。

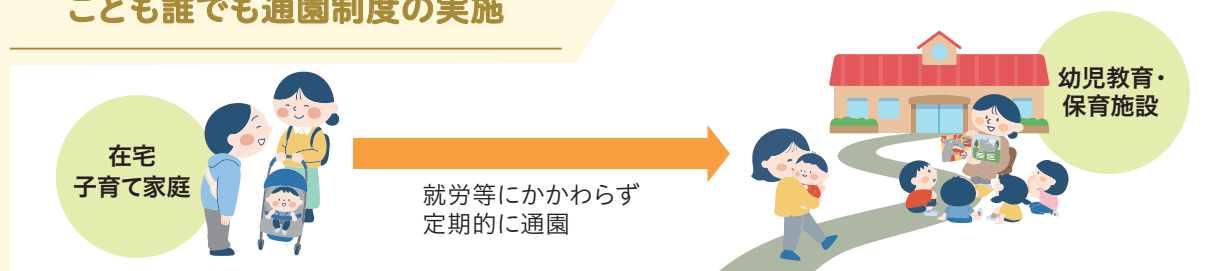
●子育てひろばでの一時預かり

親子つどいの広場旭町（ゆめきっず）で、毎週日曜日と祝日に一時預かりを実施し、買い物などのちょっとした時間に一時預かりができる環境を提供していきます。

〈その他の取組〉

- 幼児教育・保育施設の多機能化

こども誰でも通園制度の実施



施策27 地域の居場所づくり

子ども食堂において、子どもや保護者の身近な地域の居場所としてだけでなく、悩みや相談を受け止め、必要な支援につながる場となるよう、活動を支援していきます。また、様々な生活課題が深刻化しないよう、民間企業との共創により、早期発見・早期支援に向けた新たな解決策の創出を推進します。

〈主な取組〉

● 子育て支援団体の支援

子どもや子育てを応援する取組を行っている市民活動団体同士の情報交換や関係機関のネットワークづくりなど、市民活動支援センターやはちまるサポートなどが連携し、地域活動のさらなる活性化に向けた支援を行います。

● 子ども食堂における子どもや保護者の居場所づくりや気軽に悩みを話せる場づくりの支援

子ども食堂を実施する団体への支援を通じて、子どもや保護者の居場所づくりや、気軽に悩みを話せる場として、支援が必要な家庭が支援機関につながるきっかけづくりを行います。

● 民間企業との共創による居場所の充実

民間企業との共創により、“つながり”を目的とした居場所の充実や新たな支援サービスの創出など、生活課題が深刻化しないための、早期発見・早期支援の仕組みづくりに取り組みます。

《指標》基本施策9

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子育てひろばの年間利用者数	126,215人	132,000人	132,000人以上
こども誰でも通園制度の実施園数	実施前	35園	35園以上
子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区(全37校区)	26校区	33校区	37校区

基本方針. 3

子ども・若者・子育てを みんなで支えるまちづくり

基本施策10 地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備

基本施策11 子育てプロモーションの推進

基本施策12 子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策10

地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備

めざす姿

子どもや若者の成長を通じて、人と人とのつながりや支援の幅が広がり、子ども・若者を応援する人が増えています。市民・企業・大学等がつながりながら、地域全体で子ども・若者を支える環境が整っています。

現状と課題

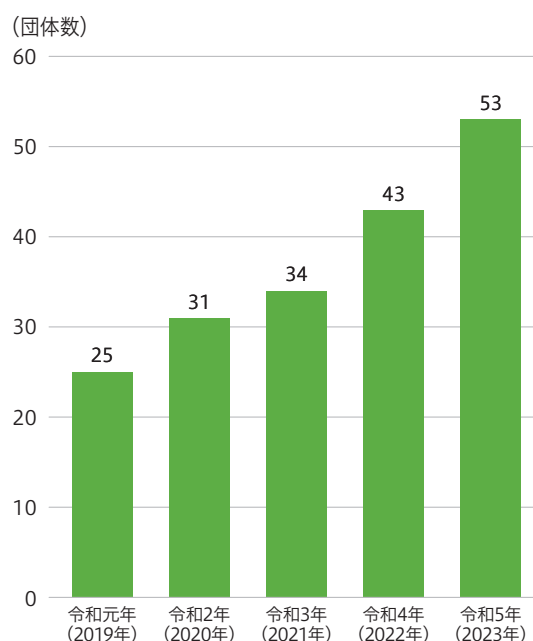
- 地域のつながりの希薄化により、地域で活躍する人財の確保や育成が難しくなっています。人と地域を結び付けていく取組が必要です。
- 子育てひろばの運営や子育て応援企業による取組、地域における青少年健全育成団体や子育てグループの活動など、本市の子ども・子育て支援は、市民活動団体・ボランティア・民間企業・大学など、多彩な担い手により支えられています。
- 学園都市である本市では、大学等の特徴を活かし、学生が主体的に関わる子ども向けの様々な体験事業が行われており、地域がフィールドワークの場として活用されることで、子ども・若者の育成にもつながっています。
- 市民活動団体等が運営する子ども食堂や無料塾などが地域に増えてきています。食事の提供や学習支援にとどまらず、子どもの居場所や地域コミュニティの拠点としての機能が期待されています。
- 地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて取り組む「地域づくり」が進められています。

関連計画

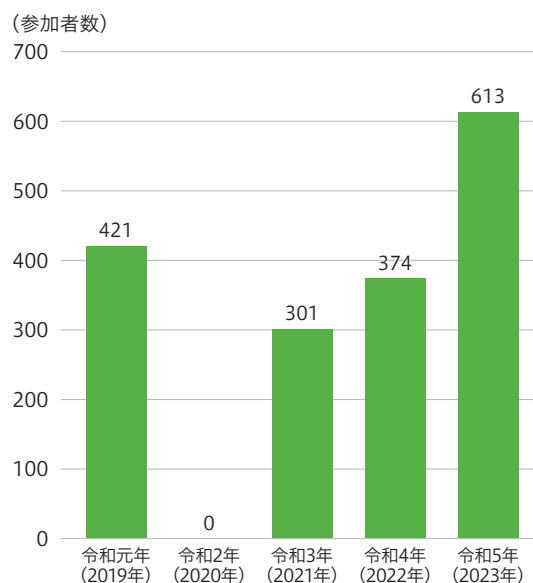
第2期はちおうじ学園都市ビジョン、行政と市民活動団体との協働のあり方に関する基本方針、地域福祉計画、地域づくり推進基本方針

データ

はちおうじミライ応援団
(子ども食堂や学習支援団体など)の団体数



子どもいちょう塾参加者数



※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止



》》 施策の展開

施策28 地域人財の確保・育成

身近な場所で子どもや子育て家庭を応援する地域のボランティアや支援者について、きっかけづくりや情報提供により参加する市民を増やすとともに、人財育成を進めていきます。

〈主な取組〉

● ボランティアの育成、きっかけづくり

市民活動センターや親子つどいの広場、はちまるサポートなどでは、子育て支援を行う団体や個人への活動支援(相談・研修など)を行っています。

また、はちビバで学生や大学サークルとの連携により学生ボランティアの受け入れを行うほか、新入生向け情報誌へのボランティア情報の掲載など、ボランティア活動へのきっかけづくりを行います。

● ファミリー・サポート・センター事業

地域での子育て相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を推進するため、事業の周知を行うとともに、援助を行う提供会員に向けた講習会や研修会を実施します。

〈その他の取組〉

● 子育て支援者への研修機会の実施

施策29 子ども・若者・子育てを応援する団体の支援

地域全体で子ども・若者を支えるまちづくりに向けて、子育て支援に関わる市民活動団体の取組を活性化する支援を行います。

〈主な取組〉

● 市民活動団体等のネットワークづくりの支援

市民活動センターやはちまるサポートなどと連携しながら、子ども・若者や子育てを応援する取組を行っている市民活動団体や支援機関同士の情報交換やネットワークづくりなど、さらなる活性化に向けた支援を行います。

● 八王子駅南口集いの拠点での市民活動支援

令和8年(2026年)10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点に公園、ライブラリ、ミュージアム機能をつなぐ交流の場を設置します。常駐するコーディネーターが子ども・若者の学びやチャレンジを応援し、様々な活動をサポートしていきます。

● 子ども食堂や無料学習塾などの活動支援

子ども食堂や無料学習塾等、地域の身近な場所で活動する団体との連絡会を定期的に行い、情報共有や関係機関の情報提供を行います。また、子ども食堂を運営する団体に対し、安定的な運営を行うための支援を行います。

〈その他の取組〉

● 市民企画事業補助金による支援 ● 町会や自治会、子ども会など地域で活動する団体の支援

施策30 企業・大学等による子ども・若者・子育て支援

学園都市として、地域に多くの大学等を有する本市のメリットを生かし、大学等や学生が主体となって行う子ども・子育て支援の取組を支援していきます。また、子育て応援企業を始めとした様々な企業の取組を、子育て中の市民に周知・広報していきます。

〈主な取組〉

● 大学等と連携した子ども・若者の育成、子育て支援

大学コンソーシアム八王子との連携により、大学等や学生が主体となって取り組む子ども・子育て支援活動を支援します。STEAM教育を始めとした専門的な学習機会を子どもに提供するため、夏休み子どもいちょう塾の開催や八王子まるごと子どもキャンパスの発行など、大学等による子ども向けの体験事業を子どもや保護者に対して発信していきます。

● 子育て応援企業の活動支援

子育て応援企業同士や関係機関との連携の支援などによりその活動を支援するとともに、市民への広報を充実していきます。

〈その他の取組〉

- はちまるサポーター養成講座
- 産業観光コンテンツの育成

コラム 大学等の「知」で育つ子どもたち ～大学等と連携した子育て支援の取組～

多くの大学等が立地し、約10万人の学生が学ぶ、全国有数の学園都市・八王子。大学等の「知」を活かし、子どもたちの成長を応援しています。

地域の25大学等が加盟する大学コンソーシアム八王子が主催する「夏休み子どもいちょう塾」では、子どもたちの学ぶことへの関心・意欲を高めることを目的として、小学校4～6年生を対象に大学等の教員による特別講座を実施しています。VR・CGの制作体験や、語学、理科、図画工作などが楽しく学べる多彩なラインナップは、毎年子どもたちにも大人気。学園都市・八王子の魅力に触れられるこのイベントには、毎年約500名の小学生が参加しています。

ほかにも大学等では、各校の特色を生かしたワークショップや特別講座などのイベントを地域に向けて多数開催。市では、これらのイベントを掲載した情報誌「八王子まるごと子どもキャンパス」を市内の全小・中学生に配布しています。

子どもたちの「わくわく」を育む貴重な時間。八王子では多くの子どもたちが、大学等の「知」に触れながら、すくすくと育っています。



施策31 ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携

地域が主体的に地域の魅力向上や地域課題解決に向けた地域づくりを推進することで、地域の多様な活動団体や住民、行政が協働するためのゆるやかなつながりを育み、安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでいきます。

〈主な取組〉

● 地域づくり推進事業

地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて取り組む「地域づくり」を推進することで、子ども・若者を含めたゆるやかな地域のつながりを育みます。

● はちまるサポートによるコーディネート事業

はちまるサポートに常駐しているCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)が多様な主体と連携し、地域のつながりづくりや地域活動の支援など、誰もが安心して暮らし続けられるためのコーディネートを行っています。

● 子育て施設や学校施設を核とした地域連携の推進

こども家庭センターやはちびバ、幼児教育・保育施設、親子つどいの広場などの子育て施設が、市民活動団体や企業、大学、はちまるサポートなどと連携し、多様な立場の子育て支援者の交流と協働を推進します。

また、地域学校協働活動の拠点である学校を核として、様々な市民や団体の連携のもと地域全体で子どもの学びや成長を支える活動を支援します。

〈その他の取組〉

- はちまるサポーター養成講座 ● 学習支援を通じた世代交流の場づくり

コラム ゆるやかなつながりを大切に、地域をもっと好きになる！

地域に暮らす人、地域で働く人・学ぶ人、地域に関心のある人・団体・企業、学校、行政など、様々な地域の担い手がゆるやかにつながり、「こんなことをやってみたい!」「これならできそう!」とアイデアを出し合いながら取り組むことで、新しい活動やアイデアが生まれ、地域が発展していきます。このようなつながりの中で、地域に愛着を持ち、地域のことを“我がこと”として想う担い手が増え、みんなでほっとする住みよいまちをつくっていく…そんな地域づくりを目指します。



《指標》基本施策10

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
ファミリー・サポート・センターの活動に対するマッチング率	92.5%	94.0%	94%以上
子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	44.7%	52.0%	60.0%
子育て応援企業の登録数	150事業所	195事業所	225事業所

基本施策11

子育てプロモーションの推進

めざす姿

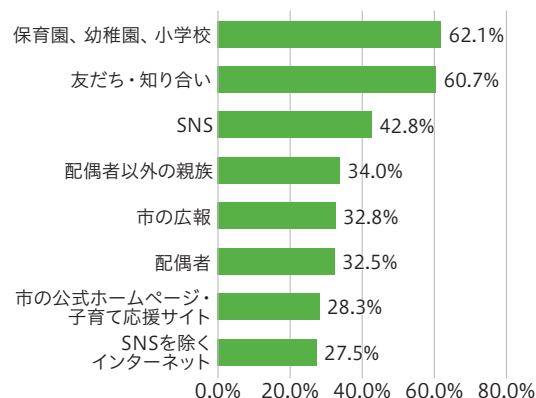
子育てプロモーション活動を通じて、子ども・若者の育成や子育て支援の情報・取組がつながり、地域の様々な人が出会い・交流することによって、地域活動が活性化しています。まちへの愛着が生まれ、このまちで子育てしたい、住み続けたいという気運が醸成されています。

現状と課題

- 市の持続可能な発展に向けて、子育て世帯の定着、年少人口や生産年齢人口の増加を図ることが重要です。子育て世代に「八王子で子育てしたい」「住みたい・住み続けたい」と感じてもらうためには、本市の「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」への取組や魅力ある子育て情報を積極的に発信し、プロモーション活動をしていく必要があります。
- 子ども・子育て支援の取組を充実させるだけでなく、子育て世帯のニーズに合わせた情報発信を工夫していく必要があります。
- 市では、子育て支援情報やイベント情報などをまとめた「子育て応援サイト」を運営するほか、LINEで子育て情報を掲載した「すくすく☆メール」を配信するなどの取組を続けてきましたが、すべての人に周知が行き届いている状態ではありません。
- 市の取組だけでなく、市民活動団体や企業等による子育てを応援する取組についても積極的に情報発信し、社会全体で子どもの成長や子育てを楽しむ気運の醸成が必要です。
- 市民や企業・大学など様々な立場の人々がゆるやかにつながり、地域社会みんなで子育て支援に参加していけるようなきっかけづくりを行っていくことが大切です。

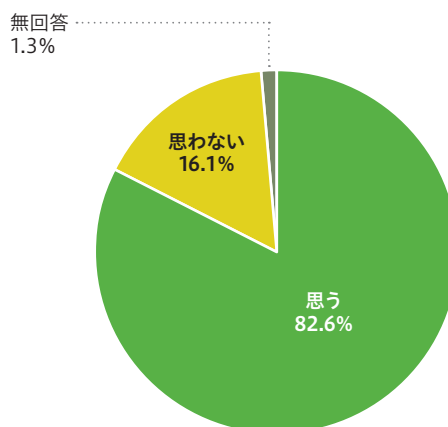
データ

子育て情報の入手方法(上位8項目)



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)

八王子で子育てしたいと思うか



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査(就学前児童保護者)

関連計画

デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画、教育振興基本計画、地域福祉計画



》》 施策の展開

施策32 みんなに届く子育て情報の発信

豊かな自然や社会資源、市民力を活かした本市ならではの子育てしやすいまちづくりを進め、様々な媒体の活用や子育て応援サポーターによる子育てプロモーション活動により情報発信していくことで、「八王子の子育て、いいね!」というメッセージを市内外に広げていきます。

〈主な取組〉

● 様々な媒体を活用した、きめ細かな情報発信

保護者が安心して出産・子育てができ、子どもたちが地域の情報を楽しんで知ることができるよう、ホームページ、SNSや紙媒体などを活用し、きめ細かな情報発信を行います。

● 子育て応援サイトや子育てガイドブックによるわかりやすい情報発信

子育て応援サイトの運営や子育てガイドブックの作成により、子育て支援情報や、子育て家庭からのニーズが高い園情報やイベント情報など、それぞれの特性を活かしてわかりやすく発信していきます。

● 子育て応援サポーターによる子育て情報の発信

子育て応援サポーターが、本市の子育て情報や魅力ある子育て環境を発信することで、子育てプロモーションを推進していきます。

〈その他の取組〉

● 子育て情報の多言語化

子育てに役立つ情報が満載！八王子市子育て応援サイト

「子育て応援サイト」は、妊娠中から子育て中の家庭をサポートする情報がひとまとめになったサイトです。「シーン」「年齢」「目的」ごとに簡単に検索でき、子育ての様々な疑問や悩みに対応。また、親子で楽しめるイベント情報やお近くの子育て支援施設が一目でわかる施設マップなど、知りたい情報を分かりやすく届けます。



URL : <https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp>

施策33 子育てをみんなで楽しむまちづくり

市民や企業、大学等、様々な立場の人々のつながりや取組を支援することで、子育てを応援し、子どもの成長をみんなで楽しみ、喜び合うまちづくりを進めます。

〈主な取組〉

● 市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進

様々な子育て支援者の参画による子育てイベントの実施や情報発信により、保護者と地域が一体となって子どもたちの成長を喜び、子育てを支えあう環境づくりを進めます。

● 子ども・子育てフォーラムの開催

子どもや子育てに関する活動をつなげて活性化していくため、子育て家庭と、市民、団体、企業や大学などの子育て支援者が実際に集い、めざす姿を共有し、参加・活動・協力するきっかけとなるようフォーラムを開催します。

● 子育て応援企業への支援

子育て応援企業の取組を周知していくことにより、子育てを応援する企業が増えるための機運醸成を行っていきます。

〈その他の取組〉

● 市民企画事業補助金による支援 ● 町会や自治会・子ども会など地域で活動する団体の支援

《 指標 》 基本施策11

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
すくすく☆メール(LINE)の利用者満足度	54.4%	57.0%	60.0%
子育て応援サイトの認知度	76.8%	現状値以上	現状値以上

基本施策12

子ども・若者が安全・
安心に暮らせるまちづくり

めざす姿

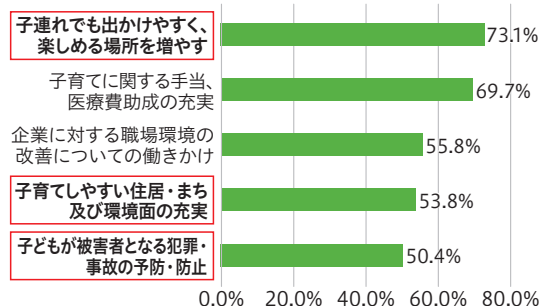
子ども・若者が安心して暮らし、外出しやすい環境が整えられているとともに、安全に遊んだり、学んだり、通園・通学できるよう、地域の協力による見守りの輪が広がっています。子ども・若者自身が事故やトラブルを防ぐための知識を持っており、すべての子ども・若者が安心して住み続けることができます。

現状と課題

- 就学前児童世帯の保護者を対象としたアンケートでは、子育て支援環境充実のための施策のうち重要だと思う施策として、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やす」を始め、親子が安全・安心に過ごせるまちづくりが求められています。
- 子どもへのインタビュー調査では、家のまわりや通学路、街なかなどで怖い思いをすることがあるという意見がありました。街灯の設置や道路の危険箇所など、子どもの目線に立った調査や点検が必要です。
- 本市では、地域で子どもを見守る取組を推進してきましたが、地域の関係の希薄化などにより、十分な量が確保できていません。引き続き、取組を推進していく必要があります。
- 本市では子どもを犯罪被害から守るため、不審者情報のメール配信や地域と連携したパトロール活動、防犯カメラの通学路への設置を行っています。また、通学路や園のお散歩コースなど、子どもが頻繁に利用するルートについて、地域が一体となった安全点検を行っています。
- 自分が生活する地域がきれいなまちであることを、子どもは望んでいます。大人が子どもの模範となり、自分の暮らす地域に関心を持ち、きれいで安心して暮らせるまちづくりを自ら実践していく必要があります。

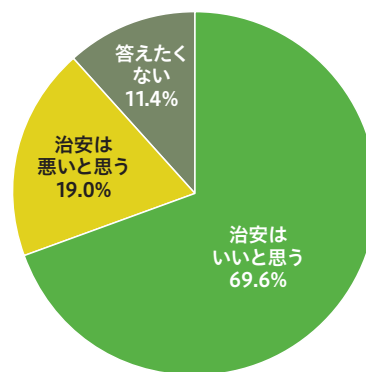
データ

子育て支援環境充実のための施策のうち重要だと思う施策



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査（就学前児童保護者）

八王子市は治安がいいと思うかどうか



出典：第二期八王子市子ども・若者育成支援計画づくりに向けたアンケート調査（児童・生徒）

関連計画

都市計画マスタープラン、地域防災計画、交通安全計画、安全・安心まちづくりのための防犯対策方針・教育振興基本計画、消費生活基本計画、環境基本計画、水循環計画、八王子駅南口集いの拠点整備基本計画、再犯防止推進計画

施策34 地域力を活かした防犯・防災対策の推進

子ども・若者を犯罪被害から守るため、地域のコミュニティを生かした安全・安心を確保する活動を促進するとともに、犯罪から身を守るための意識啓発や家庭への情報提供を行います。また、地域の一員として災害に備え、防災活動に参加できるよう、防災意識の向上に向けた取組を進めます。

〈主な取組〉

● 地域や事業者と連携した見守りやパトロール活動の充実

登下校中や放課後、長期休暇期間中の子どもの安全のため、学校、PTA、青少年対策地区委員会、青少年育成指導員や民生委員・児童委員など地域の方々による見守りやパトロール活動を促進します。また、「ピーポくんの家」や事業者・労働組合による「こどもを守るネットワーク」の周知を進め、子どもの安全を見守る活動を推進します。

● 地域における防災力の向上

子ども・若者も地域の一員として、積極的に防災活動に参加していくことが重要です。地域の防災活動の中核となる自主防災組織の結成や活性化を支援していくとともに、防災リーダーを育成するための研修会を開催していきます。

● 青少年・若者の非行防止や立ち直り支援

青少年問題協議会において、青少年の非行、薬物の乱用などに関する地域の現状について、警察署、関係機関、団体間で共有を図るとともに、青少年の健全育成に向けた周知・啓発を行っていきます。また、更生保護などに関連する機関や団体が連携し、若者の立ち直りを支援します。

〈その他の取組〉

- 小・中学校における子どもの安全・安心確保の取組
- 地域防犯リーダーの養成
- キッズパトロール隊防犯教室の開催
- 犯罪・不審者情報メール・SNSによる情報発信

コラム キッズパトロール隊防犯教室 ～安全で安心なまちは、子どもの願い～

町会・自治会や学校など、多くの方が防犯活動を行っている中、子どもたちに人気の活動が「キッズパトロール隊防犯教室」。この教室は、市内の小学生を対象に、夏休みの思い出のひとつとして、普段は大人が担っている防犯活動を子どもたちに体験してもらいイベントです。各警察署や母の会（母親の立場から社会貢献を行うボランティア団体）の協力のもと、子どもの防犯意識を高め、地域を愛する心を育むことを目的に実施しています。

イベントでは、青色回転灯付きの安全パトロールカー（通称「青パト」）に乗りパトロールしながら、地域の方々に空き巣や不審者等に気を付けるよう呼びかけたり、街なかを通行する人に「特殊詐欺に注意してください!」と声をかけながら、ティッシュを配布したりします。

子どもたちの大活躍で、地域の大人も、防犯の大切さを再認識できますね。



施策35 子どもを事故から守るための取組

交通事故や家庭内での事故を防ぐため、通学路などの安全点検や交通安全教室の開催、予防のための情報発信・情報提供を行います。

＜主な取組＞

● 地域が一体となった交通安全点検の実施と対策の推進

通学路や園のお散歩コースなどの安全点検を定期的を実施し、対策が必要な箇所については市と国・都が連携しながら安全確保の対策を推進します。

● 年齢に応じた交通安全教室・自転車教室の実施

交通公園で楽しみながら交通ルールを学ぶ取組や、子どもの年齢に応じた段階的な交通安全教室を実施します。

● 幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間の実施

幼児教育・保育施設における子どもの事故防止について、継続的な取組を推進するため、毎年9月に「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」を実施し、子どもの事故防止に向けた研修の実施・啓発などに取り組みます。

＜その他の取組＞

●チャイルドシートの適正使用や自転車用ヘルメットの着用など、子どもを交通事故被害から守る対策の啓発 ●園外活動交通安全ハンドブックを活用した安全確保の取組 ●災害から子どもを守る取組 ●子どもの不慮の事故を予防するための情報提供



▲東浅川交通公園で自転車の練習中



▲交通安全教育指導員による交通安全教室で交通ルールを学んでいます

施策36 お出かけしやすいまちづくり

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進するとともに、妊婦や子ども連れに対する配慮など、お出かけしやすいまちづくりを進めていきます。また、子育て世帯も若者も、外出が楽しくなる魅力的な居場所の整備を進めていきます。

〈主な取組〉

● 道路や公共施設におけるユニバーサルデザインの促進

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進め、赤ちゃんや幼児と一緒に安心して外出できる環境づくりを進めます。また、すべての公共施設において、誰もが気兼ねなく心地よい雰囲気の中で過ごせる空間づくりを推進します。

● 親子や若者も楽しめる八王子駅南口集いの拠点

令和8年(2026年)10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、ピクニックや幼児の遊び場として利用できる芝生広場や、乳幼児を連れた保護者が読書できるいこいライブラリなど、子どもと楽しめる居場所を整備していきます。

また、施設内では、中高生や大学生等が自習やグループワークを行えるスペースを用意するなど、若者にとって魅力のある居場所としていきます。

● きれいなまちづくりの推進

喫煙マナーアップキャンペーンなどによる路上喫煙やごみのポイ捨ての禁止、みんなの町の清掃デーなどに取り組み、きれいなまちづくりを進めていきます。

〈その他の取組〉

● 乳幼児連れに対する配慮の推進 ● 赤ちゃん・ふらっとの周知 ● おでかけをサポートする情報の発信 ● 身近な遊び場や居場所としての公園の情報発信

コラム 八王子駅南口集いの拠点

令和8年(2026年)10月、八王子駅南口に位置する八王子医療刑務所跡地に、新しい複合機能施設「集いの拠点」が誕生します。防災機能を備えた公園に、ライブラリ、交流スペース、ミュージアムなどが一体となったこの施設は、八王子の新たなサードプレイス(自宅や職場・学校以外の心地よい第3の居場所)として、学べて、遊べて、交流できるみんなの居場所となるよう整備を進めています。



《指標》基本施策12

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
地域防犯リーダーの数(町会等当たり平均人数)	2.4人	3人	3人以上
八王子市内の交通事故の件数(18歳以下)	143件	143件	129件以下
赤ちゃんふらっとの認知度	78.7%	現状値以上	現状値以上

基本方針.4

配慮が必要な子ども・若者と 家庭への支援

基本施策13 児童虐待の防止

基本施策14 障害のある子ども・若者への支援

基本施策15 ひとり親家庭への支援

基本施策16 子ども・若者の貧困の解消

基本施策17 外国につながる子ども・若者と家庭への支援

基本施策18 様々な悩みを抱える子ども・若者への支援

基本施策13

児童虐待の防止

めざす姿

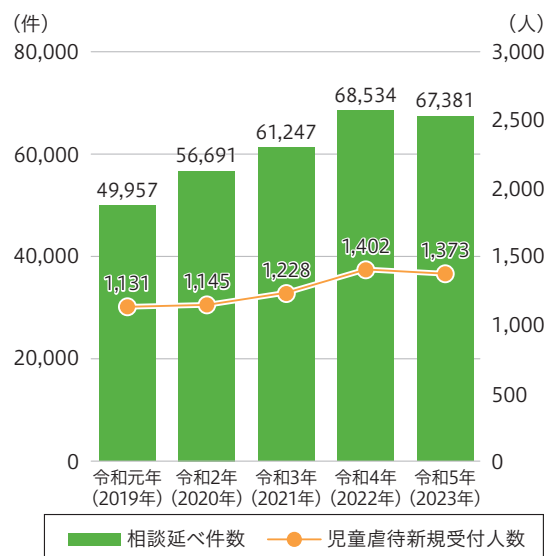
地域の関係機関の連携が進み、親の子育ての不安や負担感が早期に軽減され、児童虐待を予防する環境が整っています。やむを得ず家族と離れて暮らす子どもがあたかな環境で育ち、次代を築いていくための支援体制がつくられています。

現状と課題

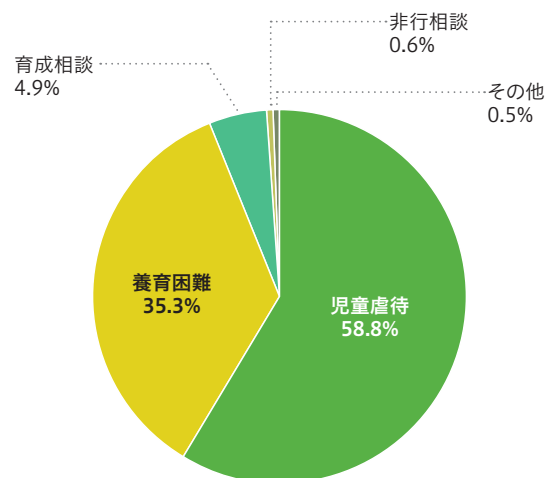
- 各機関が児童虐待防止に取り組んでいますが、子ども家庭支援センターにおける児童虐待受理件数や相談件数は高止まりしています。引き続き、児童虐待防止のための取組を進めていく必要があります。
- 令和4年に児童福祉法が改正され、市町村はすべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援を行うこども家庭センターの設置に努めることとなっています。
- 東京都においては「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を制定し、保護者の体罰の禁止について定めるとともに、社会全体で子どもを虐待から守る取組を進めています。
- 児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題です。予防的支援から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない支援が必要となっています。
- 子ども家庭支援ネットワークでは、中学校区ごとのブロック会議を開催し、より身近な地域で児童虐待防止の取組を進めています。
- 児童虐待を防止するため、専門性を有する職員の育成や子どもや親にとって身近な場所での支援者を増やしていく必要があります。
- 親元で暮らせない子どもを家庭的な環境で養育する里親制度については、児童相談所と連携し、周知や啓発に取り組んでいますが、制度への理解や新たな里親の担い手は十分ではありません。

データ

子ども家庭支援センターにおける児童虐待受理数及び述べ相談件数



子ども家庭支援センターの新規受付件数 (相談内容別) (令和5年度 (2023年度))



関連計画

教育振興基本計画、地域福祉計画、地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)



》》 施策の展開

施策37 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につながります。また、支援が必要な家庭に対しては訪問事業の充実により、早期に対応していきます。

〈主な取組〉

● 子育ての負担や不安軽減による虐待予防

子育てに負担や不安を抱える家庭に対し、育児・家事支援や訪問相談を行う子育て世帯訪問支援事業やショートステイ、トワイライトステイなどの事業を行い、子育ての負担や不安軽減を図り、虐待予防に取り組めます。

● 面談や健診での児童虐待の早期発見

妊婦面談や各種健診、あかちゃん訪問など、妊産婦や乳幼児と会う機会に、家庭が抱える問題の早期把握と継続した支援に取り組めます。

● 小・中学校における児童虐待予防と早期発見に向けた体制の充実

子どもが家庭を離れ、一日の多くの時間を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい場であることから、スクールソーシャルワーカーの巡回訪問や関係機関との連携により、児童虐待の予防と早期発見・早期対応に取り組めます。

〈その他の取組〉

● 児童虐待防止活動の周知・啓発（オレンジリボン運動） ● SNSを活用したオンライン相談の実施・気軽に悩みや不安を話せる機会や場所の充実

コラム 地域で見守る子育て ～オレンジリボン運動～

「オレンジリボン運動」は、児童虐待のない社会の実現を目指す全国運動です。

この運動には、悲しい由来があります。平成16年（2004年）栃木県で3歳と4歳の二人の兄弟が父親の友人から虐待を受け、いったんは保護されながらも幼いのちを奪われるという痛ましい事件が起こりました。その後、二度とこのような事件が起こらないようにとの願いを込めて、「オレンジリボン運動」が全国に広がっていきました。シンボルマークのオレンジ色は、子どもたちの明るい未来を示しています。

毎年11月は「児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）」を全国で実施し、八王子市も市の職員、教員が胸にオレンジリボンを着用し機運を高めているほか、イベント等を通じた啓発に取り組んでいます。

オレンジリボンが、子どもの未来を守る気持ちとともに皆さんの胸に届きますよう、そして、地域のあたたかい見守りの心が、子どもと子育て中の保護者の皆さんをやさしく包み込みますよう願っています。



施策38 支援が必要な家庭への支援と人財育成

母子保健・教育・福祉分野との連携体制の充実や、児童相談所や警察、医療機関など関係機関との連携強化により、児童虐待防止のネットワークを充実するとともに、ネットワークを構成する人財の育成に取り組めます。

〈主な取組〉

● 支援機関の連携を深めるネットワークの充実

子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を中心に、児童相談所や警察、医療機関などとの連携を強化していきます。個別の支援が必要なケースについては、すべての中学校区に設置する地域ブロック会議などにより、具体的な協議や情報共有を行います。

● 要支援家庭への支援の充実

支援の必要性が高い妊産婦や子ども、その家庭に対して、こども家庭センターがサポートプランを作成し、相談支援や家事支援、居場所支援、親子交流支援など、対象家庭に合わせた支援を行います。

● 児童虐待防止のための人財育成

児童虐待に関する専門性を有する職員を育成するため、引き続き、東京都や児童相談所と連携した職員の人財育成を行います。また、子ども家庭支援ネットワークに関わる職員や民生・児童委員などを対象に、児童虐待防止に関する研修を実施し、人財の確保や育成に取り組めます。

● 児童育成支援拠点の検討

養育環境に問題を抱えた家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習サポート等児童の状況に応じた支援を提供していく児童育成支援拠点事業の実施を検討していきます。

〈その他の取組〉

● 児童相談所との連携強化

サポートプランを活用した支援のイメージ



サポートプランの作成
（当事者のニーズ把握）

ニーズに合わせた支援



必要に応じて
利用勧奨・措置

サポートプランを活用した支援メニュー（例）

相談援助

家事援助

衣食住や経済的な支援

一時的な休息

交流支援

養育力の向上支援

施策39 社会的養護を必要とする子どもへの支援

児童虐待など様々な事情により親元で暮らすことができない子どもを、家庭に代わって育てる社会的養護について、制度の周知や理解を深めるための啓発を進めます。

〈主な取組〉

● 社会的養護や里親制度について周知・啓発

里親制度や里親を必要としている子どもたちについて、広く市民に理解してもらうため、講演会の実施や、啓発グッズの配布などによるプロモーションにより周知・啓発していきます。また、児童養護施設退所後の若者への支援が途切れないう、地域の支援機関を周知します。

● 家庭的養護の推進

児童相談所と連携し、養育協力家庭となることを希望する担い手づくりを進めます。

コラム 知ってほしい“里親家庭”で暮らす子どもたちのこと

病気や虐待、経済的な理由で親と一緒に暮らすことができない子どもは、都内に約4,000人います。里親は、その子どもたちを家庭で受け入れ一定期間養育する、児童福祉法に基づいた制度です。里親家庭は、親元で暮らすことができない子どもが、あたたかい家庭で子どもらしい生活が送れるよう、大切な役割を果たしています。

次に紹介する坂本 洋子さんは、市内で40年間、20人の子どもの里親となり、生みの親に代わって深い愛情を持ち、子どもたちを育ててきました。

★坂本 洋子さんからのメッセージ

「こうして一つの家で家族で暮らすことが僕の願いだったんだ」我が家にきた7歳の子は嬉しそうに言いました。

現在5人の多様な子どもたちが自分らしい歩みで成長をしています。人生の最初に特定の大人と愛着を形成することは自己肯定感を育み、それからの人生の強みになっていきます。里親制度は産みの親に代わって家庭を提供し、養育する制度です。甘えがでてきて、自分に自信が持てるようになり、表情が変化する子どもたちの姿は里親の最大のモチベーションです。

一緒に里親しませんか？



《指標》基本施策13

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
こども家庭センター相談(活動)数	67,381件	70,000件	70,000件以上
こども家庭センター新規相談受付件数	2,337件	2,600件	2,600件以上
児童相談所への送致件数	18件	18件以下	18件以下

基本施策14

障害のある子ども・若者への支援

めざす姿

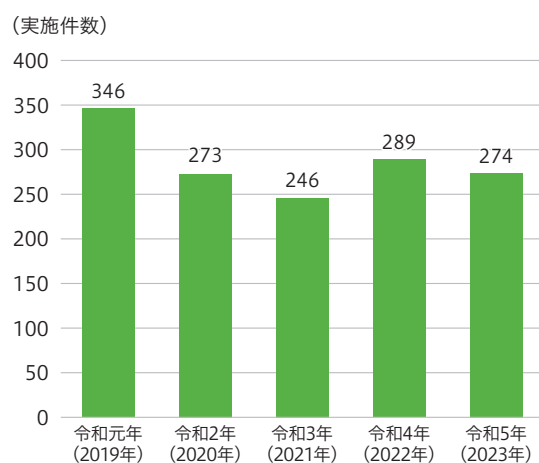
障害のある子ども・若者を支えるネットワークが充実し、発達の早い段階から切れ目ない支援が行われており、地域の中で安心して成長しています。障害のある子ども・若者の特性や成長に合わせた支援や居場所づくりが進んでおり、平等に教育や就労の機会を得られ、社会参加や自立した生活を実現するための力が育まれています。

現状と課題

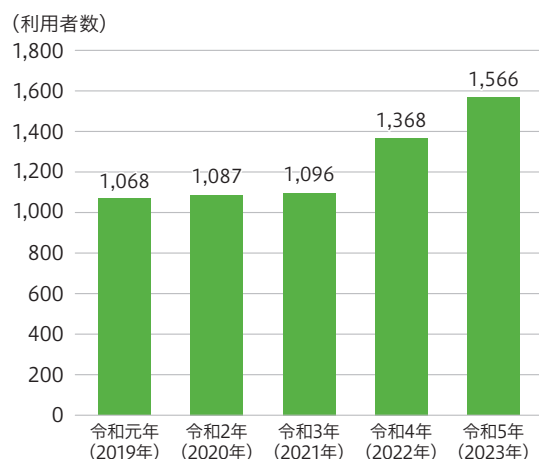
- 「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」や「特別支援教育推進計画」との整合性を図りながら、インクルーシブの理念に基づき、特別な支援を必要とする子どもの支援や環境の整備などを進めています。
- 福祉・保健・医療・教育など各分野が連携し、乳幼児期から学齢期、青年期にかけての切れ目ない支援に取り組む「はちおうじっ子マイファイル」事業を実施しています。
- 幼児教育・保育施設に公認心理師等を派遣する巡回発達相談のニーズは年々高まっています。人財確保や育成により、実施体制を強化していくことが求められています。
- 病院から地域生活へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者とその家族への支援が求められています。
- 発達障害の子どもの子育て経験があるペアレントメンターに話を聞くことができる保護者サロン「ほっとすてっぷ」を令和5年度(2023年度)から開始しました。
- 障害のある若者が地域の一員として尊重され、自分らしく暮らすためには、安心して働き続けられる環境が必要です。本市では、障害者就労・生活支援センター「ふらん」などとの協働により就労面と生活面を一体的に支援しています。

データ

巡回発達相談の実施件数



放課後等デイサービスの利用者数



関連計画

地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画、特別支援教育推進計画



》》 施策の展開

施策40 発達に不安がある子ども・若者への支援

発達に不安がある子ども・若者を早期に発見し、支援や療育を行っていくため、身近な場所における発達相談の支援体制を充実していきます。

〈主な取組〉

● 子ども・若者の発達に関する相談体制の充実

市内2か所の児童発達支援センターや発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達相談を行います。また、発達に不安がある若者については、保健所で精神保健福祉相談を受け付けるほか、東京都発達障害者支援センター（TOSCA）でも相談支援を行います。若者総合相談センターでは、若者の生活相談や心理・雇用の相談を受け付けるほか、教育委員会では、総合教育相談の専門性を高め、保護者や児童・生徒、学校からの相談対応を充実します。

● 保護者サロンの実施

保護者サロンを開催し、ペアレントメンター（親として発達障害の子どもの子育て経験があり、一定のトレーニングを受けた方）の体験談や専門家の講話、同じ不安を持つ参加者同士の交流などを通して保護者支援を行います。

● 幼児教育・保育施設における巡回発達相談の充実

幼児教育・保育施設に在園する発達障害のある、またはその疑いがあるお子さんについて、公認心理士等が具体的なアドバイスを行う巡回発達相談の充実を図ります。また、幼児教育・保育施設の従事者を対象に、障害の理解、援助方法習得のための研修会を拡充します。

● 発達障害の早期発見・早期支援の充実

乳幼児健診等により経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師等の専門職が発育や運動・精神発達に関する相談に対応する発達健診を実施します。子どもの精神発達や言語発達、社会性などの相談についても、心理相談員による相談を実施し、障害の早期発見・早期支援に取り組んでいきます。また、5歳児健診の検討や専門的医療機関の確保、初診待機の解消に向けた取組を検討していきます。

● 障害児・障害者への支援を行う施設の整備

障害児・障害者への支援を継続していくため、施設整備を行うとともに、小児・障害メディカルセンターをはじめとする障害児・障害者施設の老朽化等について、適切に対応していきます。

施策41 切れ目ない支援体制の充実

すべての子どもの成長を就労まで見通した切れ目ない支援で支えます。また、インクルーシブ教育・保育の推進や障害のある若者の就労支援など、一人ひとりが特性に合わせて成長し、個性と能力を発揮することができる環境整備を進めていきます。

〈主な取組〉

●「はちおうじっ子マイファイル」事業の推進

「はちおうじっ子マイファイル」事業を推進し、就学前には八王子版ネウボラ「乳幼児手帳」、就学時には「すてくシート(旧就学支援シート)」、小・中学校では「学校生活支援シート」を作成し、すべての子ども・若者の成長について、就労まで見通した切れ目ない支援を行います。

● 幼児教育・保育施設等での障害児の受入(インクルーシブ教育・保育)

幼児教育・保育施設や学童保育所において、障害のある子もない子も安心して過ごせるインクルーシブの理念を推進していきます。障害のある子どもの受入にあたっては、児童の特性を踏まえた配慮やバリアフリー、静養スペースの確保といった環境整備を進めます。

● 障害のある若者の就労支援

障害のある若者などの就労機会の拡大と安心して働き続けられるよう、障害者就労・生活支援センター「ふらん」などとの協働により就労面と生活面を一体的に支援し、活躍の場を創出していきます。

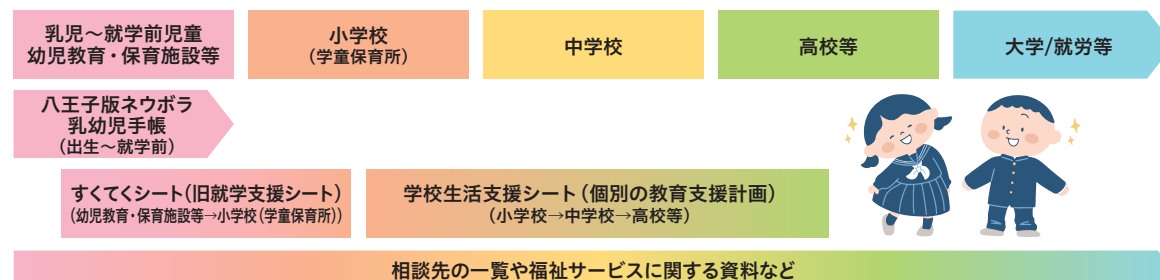
〈その他の取組〉

- 障害のある子どもの親の会についての情報提供
- 児童発達支援などの利用者負担の無償化
- 保育従事者などを対象とした障害児支援研修の実施

「はちおうじっ子マイファイル」事業

「はちおうじっ子マイファイル」は、誕生から就労期までの成長や発達をサポートするため、成長に関する情報を一つにまとめるためのファイルです。マイファイルにまとめることで、子どもの成長を感じたり、関わり方を考えていく資料となります。保護者と関係機関が必要に応じて情報を共有することで、ライフステージに合わせた切れ目ない支援につなげていきます。

〈はちおうじっ子マイファイルで保管していくもの〉



施策42 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

重症心身障害児・医療的ケア児が利用できる施設の拡充や医療的ケア児コーディネーターによる支援など、重症心身障害児・医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、支援していきます。

〈主な取組〉

●在宅レスパイト事業の実施

看護師等が重症心身障害児等の自宅に訪問して、家族の代わりに一定時間ケアを行う在宅レスパイト（小休止・一時預かりのこと）事業を実施し、重症心身障害児等の家族の休息時間を確保します。

●医療的ケア児コーディネーター事業

医療的ケア児の相談窓口に医療機関と連携した医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児等やその家族が福祉・保健・医療・その他関連分野の連携したサポートを受け、安心して生活できるように適切な支援につなげます。

●医療的ケアを必要とする子どもの療育・訓練の場の充実

保育施設や学校施設におけるガイドラインにより、医療的ケアの基本的な考え方や各関係機関の役割などを保護者に周知します。また、医療的ケア児等コーディネーター事業で行うイベントなどを通して、保護者への情報提供を行います。

●重症心身障害児や医療的ケア児を対象とする活動の場の拡充

重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ないことから、日中活動の場などを拡充するため、重症心身障害児や医療的ケア児の受入を事業者働きかけていきます。

〈その他の取組〉

- 受入事業者への補助制度の充実 ●障害児・障害者への支援を行う施設の整備

《指標》基本施策14

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
学校サポーター・特別支援ボランティアの活動者数	746人	826人	826人以上
巡回発達相談件数	274件	350件	350件以上
障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	69.1%	74.0%	80.0%
重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	13事業所	16事業所	16事業所以上

基本施策15

ひとり親家庭への支援

めざす姿

ひとり親家庭への総合的な支援が充実し、生活基盤の安定により安心して子育てができています。家族がふれあうゆとりある生活を送っており、子どもは、様々な体験や交流を重ね、未来への希望を持ちながらいきいきと学び、心豊かに成長しています。

現状と課題

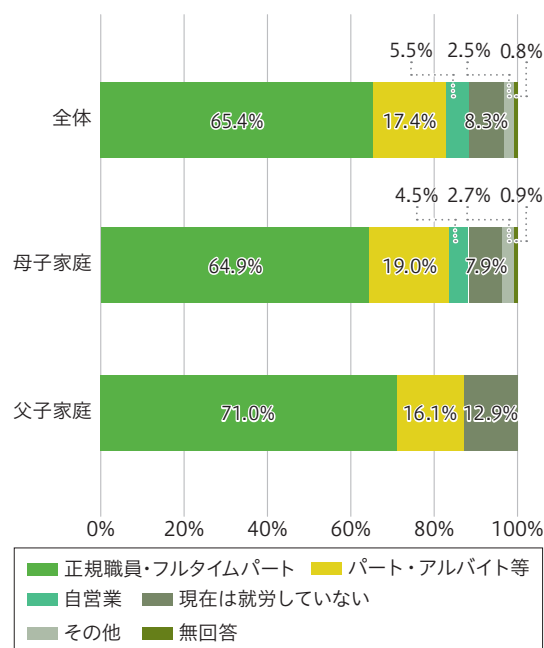
- 八王子市子どもの生活実態調査報告書（令和4年（2022年））では、ひとり親家庭はふたり親家庭に比べ、食料や衣類を買えなかった経験や電気やガスなどの料金の滞納経験がある割合が高いなど生活困難度が高くなっています。また、子どもの体験の欠如についても、ひとり親家庭はふたり親家庭に比べ割合が高くなっています。
- 子育てと仕事・家事を一人で行うひとり親家庭が、安心して生活できるよう、ニーズに沿った就業支援や子育て支援など、一人ひとりの状況にあった支援サービスを提供することが求められています。
- 子どもを連れて相手側と離婚前提で別居している方は、生活が大きく変化しつつも制度のはざまにあります。また、様々な事情で離婚を検討している方は、今後の生活に不安を感じ、子どもにもその影響が及んでいます。
- 令和5年度（2023年度）に実施したひとり親家庭を対象としたアンケート調査において、ひとり親になったときに一番困ったことを聞いたところ、「家計」がもっとも多く、次いで「仕事」、「住居」、「子ども」、「自分の健康」の順となっています。

関連計画

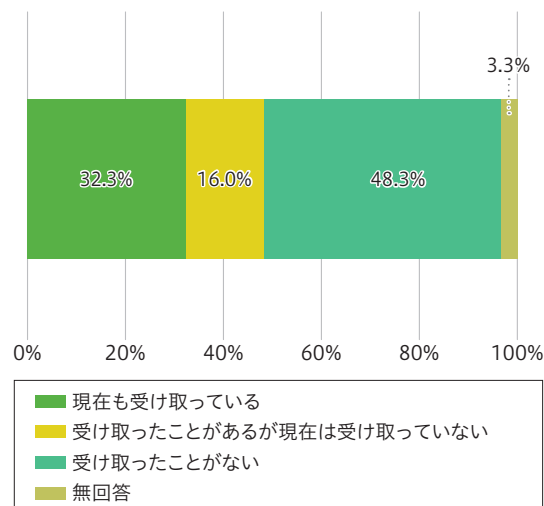
地域福祉計画

データ

ひとり親の就労状況



養育費の受給状況



》》 施策の展開

施策43 ひとり親家庭への支援

仕事や家計、子育てに関わる悩みなど、ひとり親家庭が抱える課題は様々です。安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援に取り組んでいきます。

〈主な取組〉

● 就労支援や資格取得支援の実施

ひとり親家庭の事情を詳しく聴き取り、ニーズに沿った求人を開拓して提供する就労支援を行うとともに、仕事に活かせる講座等の開催、テレワーク推進事業など総合的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」や、自立につながる資格取得のための受講費の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、国家資格などを取得するために修業機関に通う間の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」など、生活基盤の安定のための各種支援を実施します。

● 経済的支援や家事支援の実施

児童扶養手当や児童育成手当の支給、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸し付けなど、引き続き経済的な支援を実施します。また、一人で生計維持・家事・育児を担うひとり親の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスによる家事支援を行います。

● ひとり親家庭への情報提供

ひとり親家庭に向けたメールマガジン「はち☆エール」やひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口公式LINEにより、ひとり親家庭の支援情報やイベント、子育て情報を配信していきます。また、「ひとり親家庭のしおり」を発行し、ひとり親家庭のための制度について情報提供していきます。

〈その他の取組〉

●就業・家計専門員による家計相談支援の実施 ●保育施設や学童保育所への入所や市営住宅の抽選制度などにおけるひとり親家庭への配慮の確保 ●母子・父子自立支援員による相談・支援の実施 ●ひとり親同士の交流の場の提供

施策44 ひとり親家庭で育つ子どもへの支援

学習支援や進路相談など、ひとり親家庭で生活する子どもへの支援に取り組みます。また、親子でふれあう機会を提供するとともに、様々な事情などにより子どもの体験機会が制限されないよう支援していきます。

〈主な取組〉

● 学習支援の実施

児童扶養手当を受給している世帯やそれと同等の所得水準のひとり親世帯、生活保護世帯の小・中学生を対象に、個別指導を行う学習支援教室（はち☆スタ）や、学習支援員を自宅に派遣する家庭教師型学習支援（ゆめはち先生）を実施します。

● ひとり親家庭の親と子がふれあう機会の提供

ひとり親家庭の親子と親同士の交流機会を作るとともに、子どもの体験活動を推進する親子ふれあい事業を実施します。

● 生活力の向上に向けた体験活動の実施

ひとり親家庭で育つ子どもの体験格差の是正を図るとともに、自己肯定感の向上と豊かな心や創造性を育む体験型イベントを行います。また、地域の社会資源を活かしたイベントに子どもたちが参加できるよう、周知などの協力を行っていきます。

施策45 ひとり親家庭になる前からの支援

離婚に関する相談や養育費の相談など、離婚を検討している方が今後の生活の不安を軽減できるよう支援します。また、ひとり親家庭になっても安心して子育てができるよう、就労など自立に向けた総合的な支援を行います。

〈主な取組〉

● 離婚に関する相談等の実施

母子・父子自立支援員が離婚を考えている方からの相談に応じ、婚姻費用や養育費、親権、各種手当など離婚前後に必要な情報を提供し、今後の生活不安が軽減されるよう支援します。また、無料で弁護士相談の機会を提供するなど法的な助言も行います。

● 就労支援の実施

「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の支援対象に離婚を考えている方を含めることで、離婚後の生活を見据えた、自立に向けた総合的な支援を行います。

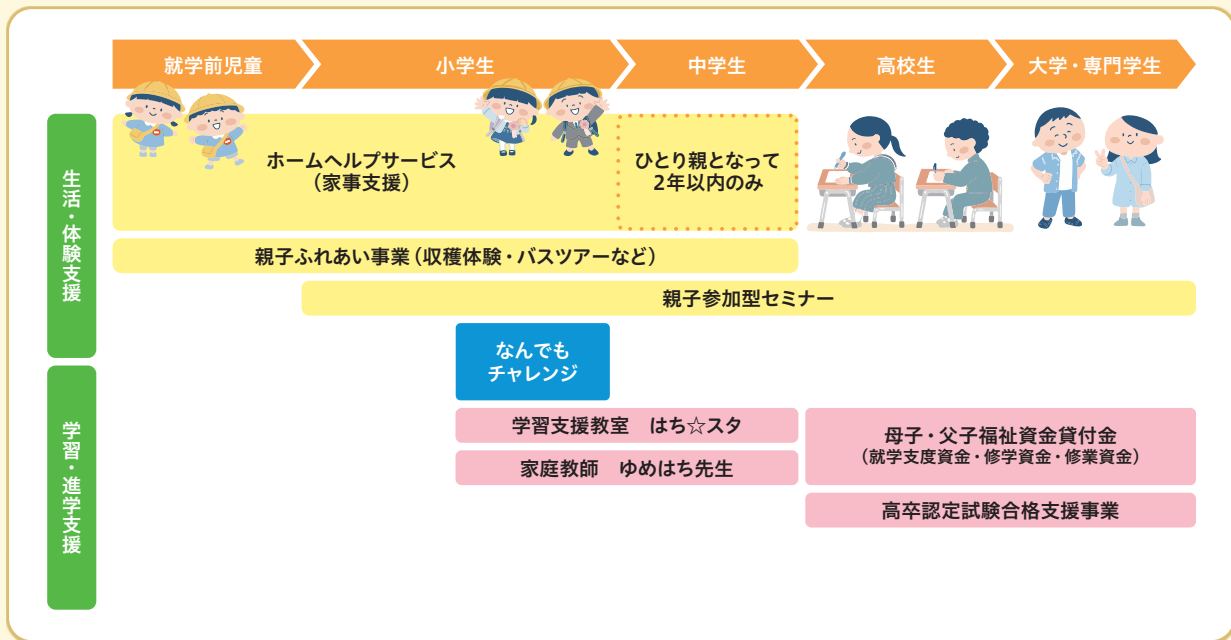
● 養育費を確保するための支援の実施

調停や公正証書作成など、養育費を安定して受け取るために支援を実施し、ひとり親家庭になっても安心して生活できるように支援していきます。

《指標》基本施策15

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
18歳以下の人口における児童扶養手当支給対象児童数の割合	6.0%	5.0%	4.2%
体験活動に参加した子どもの満足度	86.0%	100%	100%
児童扶養手当支給世帯のうち養育費を受け取っている世帯の割合	21.3%	22.2%	22.9%

ひとり親家庭で育つ子どもへの支援



ホームヘルプサービス(家事支援)	お子さんが自宅にいて、他に家事ができる人がいない時に、ヘルパーを派遣して家事などの援助をする制度。
親子ふれあい事業	ひとり親家庭の親子・親同士・子ども同士がふれあい、体験を行う事業。令和6年度(2024年度)は、バスツアーや野菜の収穫体験を開催。
なんでもチャレンジ	調理実習や工作などを行い、生活力の向上を目指すイベント。
親子参加型セミナー	様々な支援制度の紹介や生活に役立つスキルを親子で体験しながら学べるセミナー。
学習支援教室「はち☆スタ」	大学生などの講師が週2回、個別学習支援(主に講師1人に生徒2～3人)を行う塾型の学習支援。
家庭教師「ゆめはち先生」	はち☆スタに通うことが難しい生徒などに、大学生などの講師を家庭に派遣する家庭教師型の学習支援。
母子・父子福祉資金貸付金(就学支度資金・修学資金・修業資金)	高校や大学等・専門学校などの学費を無利子で貸付する制度。
高卒認定試験合格支援事業	高卒認定に合格するための講座費用の一部を支援する給付金。

ひとり親家庭になる前からの支援

離婚前後家庭支援事業	公正証書作成手数料や養育費保証契約保証料等の助成などの養育費確保支援事業と、養育費や親子交流など、離婚関係を専門とする弁護士による個別相談。
ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	本人のニーズを聴き取り、それに合った求人を開拓して就職につなげるとともに、セミナーやパソコン講習会、テレワーク推進事業などでスキルアップを図る事業。

基本施策16

子ども・若者の貧困の解消

めざす姿

子ども・若者の将来が、家庭環境に左右されることのないよう、必要な支援の充実と教育の機会均等が図られ、将来への希望を持って、チャレンジができる社会となっています。また、子ども・若者が社会に出た後も貧困が連鎖することなく自立した生活を送ることができています。

現状と課題

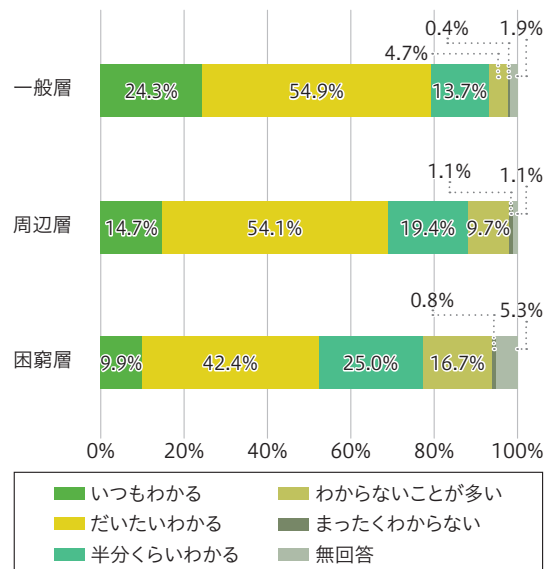
- 子どもの貧困は学習環境に大きく影響し、学習意欲や学力低下につながると言われており、大人になっても困窮する「貧困の連鎖」が社会的な問題となっています。
- 八王子市子どもの生活実態調査報告書（令和4年（2022年））では、コロナ禍において、遊園地やテーマパークなどの体験が経験できなかった子どもは生活的に困窮している家庭の方が多くなっています。また、小学5年生において、授業が分からないことが多い子どもの割合が生活的に困窮している家庭で特に増加しています。
- 子どもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題です。
- 国では子どもの貧困対策の推進に関する法律をこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改め、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐとしています。
- 生活に困っている世帯の相談は増加しており、継続した相談支援が必要となっています。
- 若者の非正規雇用比率が高止まりするなど若者の貧困は深刻化しており、学習支援や就労支援など自立に向けた支援をしていくことが必要です。

関連計画

地域福祉計画、教育振興基本計画

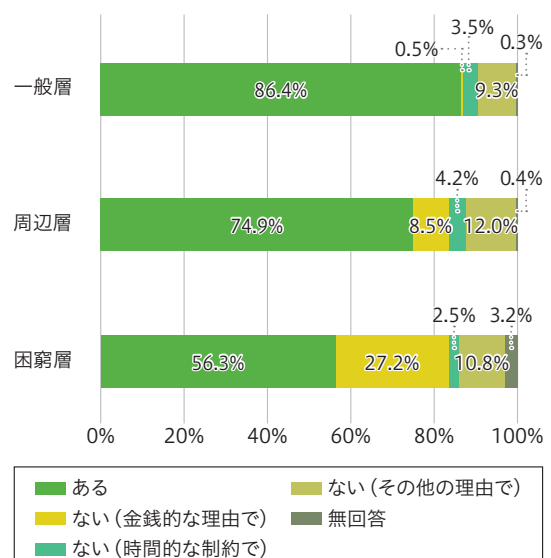
データ

授業が分からないことが多いと答えた子どもの割合（小学5年生）

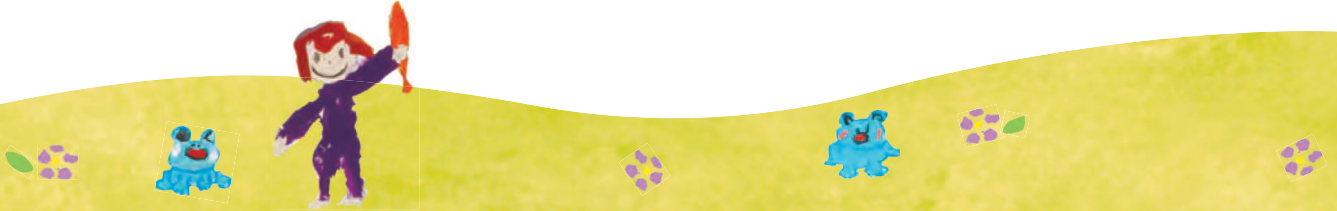


出典：子どもの生活実態調査（令和4年度（2022年度））

テーマパークなどの体験が経験できなかった子どもの割合



出典：子どもの生活実態調査（令和4年度（2022年度））



》》 施策の展開

施策46 子どもへの教育・生活支援

貧困の状況にある子どもが、将来の夢や希望を実現できるよう、身近な場所での学習支援等を実施します。また、子どもにとって身近な居場所で、気軽に相談ができるような環境づくりを進めていきます。

〈主な取組〉

● 身近な場所での学習支援の実施

生活に困窮する世帯の子どもが、身近な場所で学習支援が受けられるよう事業を実施します。

● 地域での相談・居場所づくり

学校やはちびバ、学童保育所、こども家庭センター、はちまるサポート、子ども食堂など、子どもにとって身近な場所に、悩みを相談できる大人がいる環境づくりを推進します。また、相談内容に対し、適切な支援につなぐことができるよう、教職員・スタッフへの研修を実施します。

● 生活に困難を有する子どもを支援する団体への支援

子ども食堂や無料学習塾など、生活に困難を有する子どもの支援を行う市民活動団体への支援を行うとともに、市民活動団体に対し、支援先の情報を提供します。

〈その他の取組〉

● 子どもの貧困に関する実態把握

施策47 生活に困っている世帯への支援

保護者が経済的に自立できるよう、準備段階も含めた就労支援を実施するとともに、住宅・教育面などでの支援や地域での居場所やつながりづくりなど、家族が安定した生活を継続していくために必要な総合的な支援を行います。

〈主な取組〉

● 支援対象者の実態に応じた自立支援プログラムや多機関連携による支援の実施

生活困窮者自立支援相談窓口では、保護者の経済的自立に向け、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムの活用や関係機関との連携により、困窮からの脱却を目指した包括的な支援を実施しています。

● 身近な場所で早期に相談や支援が行える体制づくり

はちまるサポートが中心となり、社会福祉法人をはじめとする民間企業や地域活動団体など、地域で活動する多様な主体との“つながり”を強め、地域生活課題の早期把握・早期支援の体制を充実します。

〈その他の取組〉

● 各種手当や子どもの進学助成、住宅支援などの経済的支援

施策48 若者の生活の安定

若者が様々な事情により、経済的に困難な状況であっても、進学・就学への希望を実現することができるよう支援していきます。また、若者が経済的に自立して、安定した生活を送ることができるよう、就職・就労支援を行うとともに、一人ひとりの状況にあった総合的な支援を行います。

〈主な取組〉

● 若者の安定した雇用の促進

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや東京都との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。

● 若者の職場定着に関する支援

市内中小企業などに就職した若者を対象に、ビジネスマナーの習得や労働意欲の向上、企業の枠を超えた横のつながりをつくるための合同研修を行います。

● 若者への就労・生活などに関する相談支援

就職したものの人間関係に悩みを抱えるなどして退職した若者や、就業経験のない若者などの就労に向けた相談を受け付け、市内の協力企業で就労体験・職場実習の経験を積むことで、円滑に就職活動を進めることができるよう支援を行います。また、生活困窮者自立支援相談窓口では、生活に困りごとや不安を抱えている若者に寄り添いながら、就労訓練や家計改善など、一人ひとりの自立に向けた相談支援を行います。

● 若者の就学に関する支援

生活に困っている若者への就学支援として、高校3年生などへの塾費用や受験料の無利子での貸付を行います。

〈その他の取組〉

● 市営住宅の整備・管理、民間住宅への家賃補助(子育て世帯・障害者などを対象)

● 居住支援協議会の運営

はちおうじミライ応援団



はちおうじミライ応援団は、八王子市内で活動する団体のネットワークで、子ども食堂や学習支援、居場所の提供を通じて地域の子どもたちを支援しています。特に、経済的に困難な家庭やひとり親家庭の子どもたちに対して、安全で温かい環境を提供することを目指しています。はちおうじミライ応援団の活動は、地域のボランティアや企業、個人からの寄付などによって支えられており、地域の絆を強め、子どもたちの健全な成長を促進する重要な役割を果たしています。

登録団体の主な活動内容



子ども食堂

子ども一人でも行ける、無料または少額で食事ができる食堂。



無料塾

無料または少額で子どもに学習支援を行う。



居場所

遊びや相談、交流などを目的とした空間を提供。



フードバンク

企業等から寄贈された食品・物品等を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配布。

《 指標 》 基本施策 16

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	22.1%	25.0%	30.0%
生活に困っている世帯の新規相談受付件数	3,431件	3,700件	4,000件
八王子若者サポートステーションにおける進路決定者数	32人	60人	70人

基本施策17

外国につながる子ども・若者と家庭への支援

めざす姿

外国人や海外から帰国した子ども・若者・保護者が、言葉の壁や心の壁を感じることなく、安心して暮らすことができ、地域に居場所を作ることができています。また、日本人も外国人も地域の一員として、国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らしています。

現状と課題

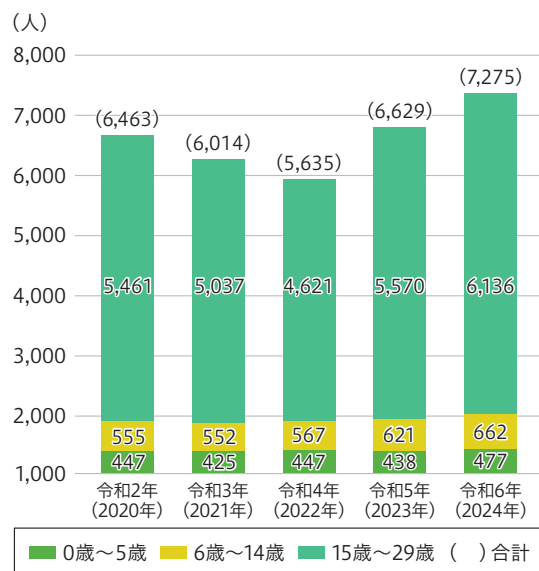
- 外国人市民の人口は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により伸び率が鈍化したものの、令和2年(2020年)4月の13,256人から令和6年(2024年)4月の間で15,483人と増加しています。
- 外国人の子ども・若者の人口も減少した時期もありましたが、令和2年(2020年)4月の6,463人から令和6年(2024年)4月の間で7,275人と増加しています。
- 外国人市民の定住化が進み、日本での進学や就職を希望する人も増えており、日本語学習のニーズが高まっています。
- 言語、文化、生活習慣が異なる場所での出産、子育ては、周囲とのコミュニケーションの難しさや情報の乏しさなどから、子育ての負担感が大きくなっています。
- 外国人を対象とした生活相談、くらしの情報提供の窓口として「在住外国人サポートデスク」を設置しています。
- 外国人の子どもと保護者の居場所を作るため、多文化キッズサロンを実施しています。
- 市民の多文化共生意識や国際感覚の醸成のため、日本人と外国人の交流の機会や小・中学校での国際理解教育など、多文化共生意識や国際理解の推進を図る必要があります。

関連計画

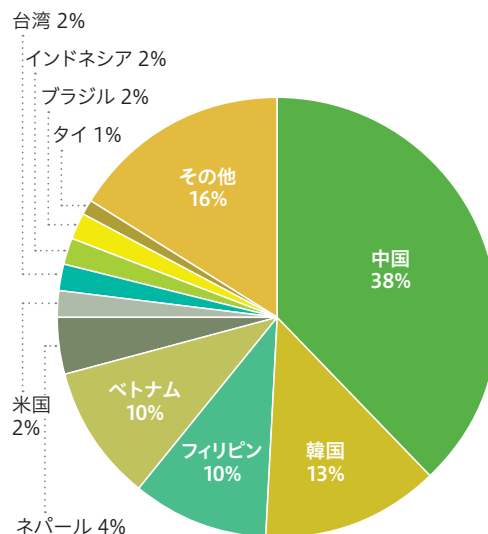
教育振興基本計画、多文化共生推進プラン

データ

市内の30歳未満の外国人人口



出典：住民基本台帳

外国人市民の国・地域別状況
令和4年(2022年)

出典：第2期多文化共生推進プラン



》》 施策の展開

施策49 外国につながる子ども・若者と家庭への支援

外国人家庭や乳幼児期を海外で過ごした子ども・若者を支援するため、日本語や学校の学習内容の支援、生活支援を充実します。また、外国人家庭同士の交流の場や居場所を提供します。

〈主な取組〉

● 子どもへの日本語学習支援や生活支援

小・中・義務教育学校において、日本語学級における学習支援を行っていきます。就学時には、支援が必要な外国籍等児童・生徒に対し、一定時間、母語などによる支援を実施していきます。また、多文化キッズサロンでは、日本語を母語としない子どもの学習支援や相談支援、交流支援など、学校外での支援を行います。

● 保護者への日本語学習支援や生活支援

外国人市民に向けて、日本語教室を開催するとともに、ボランティア団体による日本語教室を支援していきます。また、在住外国人サポートデスクでは、子育てや教育、就労などの生活相談を充実していきます。

● 子どもや保護者の居場所づくり

多文化キッズサロン八王子では、日本語を母語としない子どもや保護者に対し、相談や支援を行うとともに、交流の場・居場所を提供していきます。

〈その他の取組〉

- 行政情報などの多言語化、やさしい日本語の活用
- 宗教上の理由により配慮した保育園給食の提供

多文化キッズサロンによる相談・支援

事業イメージ

※いずれも実施例

【例】

- 学校との調整役を配置
- 専門家による相談会
- 進路・進学相談会
- 教育、福祉等の相談員を配置
- 多文化キッズコーディネーターを配置

相談

区市町村

地域の実情に
合わせて
設置・運営

【例】

- 遠足や見学・視察
- 先輩との交流会
- 地域との交流イベント
- 母語・母国文化に触れるイベント

交流

【例】

- 日本語教室の設置(対面・オンライン)
- 教科学習支援
- 就学促進支援
- 高校入試対策

学習

多文化キッズサロン



【例】

- 遊び場の設置
- 子ども食堂の設置
- 生活ルール講座の開催

その他の 付加機能

出典：東京都HP

施策50 多文化共生意識の啓発や国際理解の推進

外国人家庭の子ども・若者や保護者が、地域の一員として安心して生活できるよう、多文化共生意識の啓発や国際理解の推進に取り組みます。

〈主な取組〉

● 小・中学校における国際理解教育の推進

小・中学校では、留学生との交流や外国語指導助手（ALT）を配置し、実際に英語でやりとりしたり、多文化について学んだりする機会など、国際理解教育プログラムによる国際理解教育を進めていきます。また、小・中学校の教員を対象とした外国語教育研修を実施します。

● 海外友好交流都市との交流

青少年交流や文化交流、友好交流協定を締結している都市との交流を通して、お互いの習慣や文化に対する理解を深めていきます。

● 助っ人留学生制度による地域交流

八王子市内で開催されるイベントのサポートなど、地域を助ける様々な助っ人活動を通して、留学生が地域とつながる機会を支援し、地域における多文化共生意識を醸成します。

〈その他の取組〉

● 多文化共生の意識を高めるための交流機会の提供

コラム 「助っ人留学生」の力がまちを盛り上げる！

学園都市である本市には約4,000人もの外国人留学生が暮らしており、地域の人たちと交流したいと思っている留学生と、留学生の力が発揮できる地域での活動をマッチングするのが、この「助っ人留学生」事業です。

「助っ人留学生」に登録した留学生には、小・中学校でのゲストティーチャー、町会や自治会でされるイベント、高尾山の観光案内など、様々な助っ人活動に参加し、地域の人と一緒にまちを盛り上げてもらっています。

留学生が地域とつながり、八王子の魅力を発見する機会であるとともに、地域の人にとっても、異なる国の言語や文化に触れる機会となっています。

★参加した外国人留学生の感想

「母国での知識や経験を活かすことができた」
「日本の文化を肌で感じる良い経験ができた」



《指標》基本施策17

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
語学ボランティア登録者数	371人	現状値以上	現状値以上
外国人と交流したいと思う市民の割合	45.9%	55.0%	65.0%

基本施策18

様々な悩みを抱える
子ども・若者への支援

めざす姿

様々な悩みを抱える子どもや若者が安心して相談できる環境が整い、必要な支援を受けることができます。また、地域社会全体が協力し、様々な悩みを抱える子どもや若者を支援するネットワークが構築されています。

現状と課題

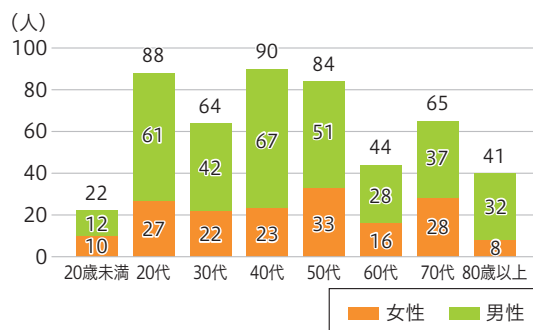
- 令和5年に孤独・孤立対策推進法が施行されました。この法律は、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すものです。
- 若者総合相談センターでは、幅広く相談を受け、様々な悩みを抱える若者を必要な支援につなげる取組を進めています。
- 全国・東京都と比較すると、本市は20歳未満及び20代の若年層の自殺死亡率が高位にあり、また、令和元年（2019年）以降、10代～30代は自殺が死因の第1位となっています。大学等が多い本市の特徴等も踏まえると、若年層への対策強化は喫緊の課題といえます。
- 子ども・若者は、SNSを主なコミュニケーション手段として多用しているため、辛い気持ちを抱えていても周囲が気付かなかったり、相談や支援につなぐににくい傾向があります。
- 不登校の子ども数は増加しています。学校に通う・通わないにかかわらず、すべての子どもたちが社会で生きていく力を身に付けることが大切であり、専門的な指導や相談などの支援につなげていく必要があります。
- ヤングケアラーの認知度は向上していますが、十分とは言えません。ヤングケアラー自身がヤングケアラーであることを知り、必要な支援につなぐことが重要です。

関連計画

地域福祉計画、自殺対策計画

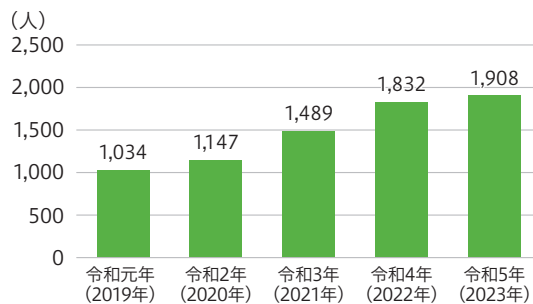
データ

八王子市 年代別自殺者数
(平成30～令和4年の5年間の累計)



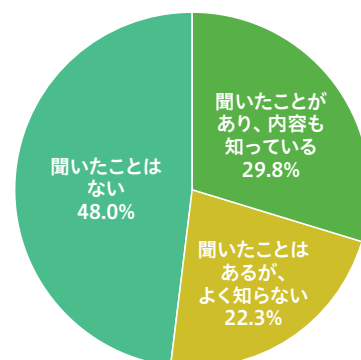
出典：第2期自殺対策計画

不登校児数



出典：はちおうじの教育統計(令和6年度(2024年度)版)

ヤングケアラーの認知度



出典：ヤングケアラーの実態に関する調査研究(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

》》 施策の展開

施策51 包括的な相談・支援体制

不安や悩みを抱える子ども・若者、その家族が相談しやすい環境を整備し、それぞれの現状に応じた支援機関につなげていきます。

〈主な取組〉

● こども家庭センターの運営

すべての妊産婦、子育て世代、子どもを対象に一体的に相談支援を行なう機能を有する機関としてこども家庭センターを運営します。

● はちまるサポートによる相談・支援体制

地域福祉の専門職であるコミュニティーソーシャルワーカーが常駐するはちまるサポートでは、分野横断的な生活課題の相談を受け付け、多様な支援機関と包括的な支援を提供します。

● 若者なんでも相談窓口

若者総合相談センターでは、悩みや不安を抱えた若者やその家族に寄り添い、若者本人の社会的な自立に向けて、総合的に相談を受け付けていきます。

● 孤独・孤立対策の推進

民間企業や大学などとの共創により、孤独・孤立状態による、生活環境や心身状態の低下を予防するための早期発見や、居場所づくり、交流機会の創出など、早期支援の取組を官民連携より進めます。

● はちビバの再編・拠点化による子ども・若者の相談・育成支援

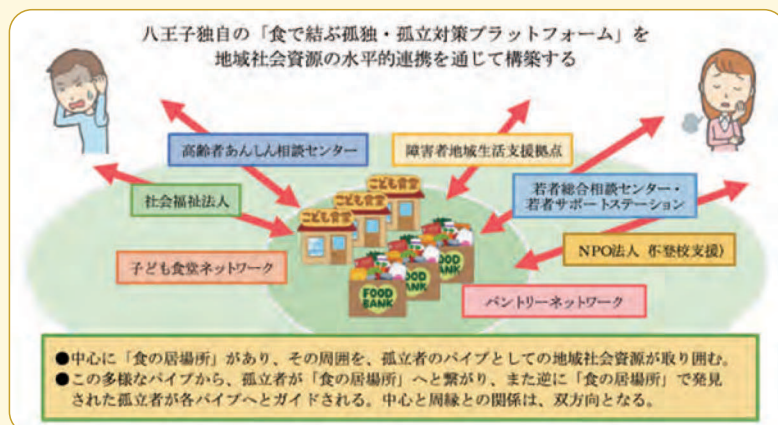
こども家庭センターの設置に合わせ、はちビバの担当圏域の再編・拠点化を進め、関係機関と連携し、アウトリーチ型支援や予防的支援の強化など、子ども・若者の相談や育成支援に取り組んでいきます。

〈その他の取組〉

● 「若者支援地域協議会」における支援体制づくり

食で結ぶ 孤独・孤立対策プラットフォーム

子ども食堂や地域食堂がつながる「食のネットワーク」を活用し、民間事業者が中心となって孤独・孤立の問題に取り組む「地域プラットフォーム」づくりが始まっています。「食で結ぶ 孤独・孤立対策プラットフォーム」では、孤独・孤立状態にある方の早期発見や支援機関の相互理解・連携に取り組んでいきます。



施策52 自殺や引きこもりなど様々な悩みへの支援

自殺やひきこもりなど様々な困難や悩みを抱えた子ども・若者やその家族に寄り添い、支援機関や団体と連携しながら、一人ひとりの状況やペースに合わせた支援を行っています。

〈主な取組〉

● 自殺対策の推進

街頭キャンペーン、ポスター掲示、広報でのコラム掲載など市民向けの啓発活動を行うとともに、市民や大学生向けにゲートキーパー養成講座を実施して支援者の育成を図ります。

● 不登校やひきこもり状態にある子ども・若者への支援

八王子市教育委員会の「つながるプラン」(不登校総合対策)に基づき、総合的な対策に取り組みます。学校では、スクールソーシャルワーカーの定期巡回による子どもの状態の把握やスクールカウンセラーによる児童・生徒の全員面談、校内別室指導支援員(東京都事業)の配置による効果検証を行い、別室指導の充実を図ります。また、はちびバや図書館、給食センターなどの公的機関では学校との連携により、不登校の子どもたちが安心できる居場所を確保していきます。不登校の子どもが中学校卒業後に支援が途切れないよう、必要に応じて若者総合相談センターなどの支援につなげていきます。

ひきこもり状態にある子どもや若者とその家族への支援としては、若者総合相談センターやはちまるサポート、こども家庭センターにおいて、相談を受け付けていきます。また、はちびバでは居場所の提供をしています。

● こころの健康に向けた支援

ひきこもり状態にある若者に対して、必要に応じて保健師や精神科医などによる相談や様々な専門機関との連携によるアウトリーチを行っています。また、社会生活の適応と対人関係の改善を図るためのデイケア活動や、家族のためのグループワークなどの支援を行います。

● ヤングケアラーやダブルケアへの支援

ヤングケアラーやダブルケアをしている人が必要な支援につながるよう周知を行うほか、こども家庭センターや若者総合相談センター、はちまるサポートなどで相談を受け付けていきます。

〈その他の取組〉

●農福連携の推進 ●特殊疾病などの患者・家族への療育相談 ●がん患者の相談に乗る支援機関の周知・啓発 ●消費生活相談 ●性的指向・性自認などの悩みを抱える方への相談体制

子ども・若者の自殺対策 ～気づく つながる 見守るまちを目指して～

本市では、自殺者に占める若年層の割合が全国や東京都を上回るなど、深刻な状況が続いています。子ども・若者は、SNSを主なコミュニケーション手段としており、周囲の人が気付かず、相談や支援につながりにくい傾向があります。そのため、市では「インターネット検索連動広告」※を令和5年度から実施し、悩みを持つ方が相談窓口につながる支援を行っています。

※「死にたい」など自殺に関連するキーワードで検索されたときに、本市ホームページの相談先を紹介するページが表示されるサービス

市内のバスケットボールチームと連携して若者に周知



コラム ヤングケアラーを知っていますか？

「ヤングケアラー」は、令和6年6月に改正された子ども・若者育成支援推進法にて、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と明記されました。

令和2年度に厚生労働省で初めて行われたヤングケアラーの実態に関する全国調査にて、「世話をしている家族の有無」という質問に対して、中学2年生の5.7%、全日制高等学校所属の高校2年生の4.1%が「いる」という回答をしています。また令和3年には、小学6年生に対して同様の調査を行い、「いる」と回答した児童が6.5%であったという結果が示されました。いずれも「世話を必要としている家族」は「きょうだい」と回答している割合が多く、その次に多かった回答として「父母」が挙げられています。

ヤングケアラー支援が重要視されている理由としては、「子どもが子どもらしく生きられないこと」が挙げられます。ヤングケアラー自身は、自分の置かれている状況を認識できず、家族のケアが当たり前で、支援を求めない傾向にあります。実態調査においても、現在置かれている状況について相談をしたことがないという回答が約7割でした。つまり家族内で完結してしまい、表面化されにくいのです。学業や部活動、友達と遊ぶ等、自分の時間が家族へのケアに置き換わり、ケアに時間がとられてしまうことで、「睡眠が十分とれず学校に遅刻してしまう」「授業中に寝てしまう」「宿題ができない」「学業に遅れが出る」等の生活や学業面での支障、「友達との話題についていけず距離ができてしまう」等の対人コミュニケーションにおける支障等が出てきます。さらには、収入を得るために働かなければならず進学を諦めたり、希望する仕事に就けないということも起こりえます。子どもにとって、将来にわたって大きな影響を及ぼすことになるため、早期に支援を展開することが重要です。

周囲の人々が声なき声をキャッチし、適切な相談機関へ繋ぐことが第一歩となります。そしてヤングケアラー自身が「助けを求めている」「自分の人生を生きていい」ということに気づくことが大切です。こども家庭センターでは、0歳から18歳未満の子どもとご家庭に関するあらゆる相談に応じており、保護者はもちろん子ども自身からの相談もお受けしています。また、高校生年齢以上からおおむね39歳未満までの若者とそのご家族についても、切れ目なく支援につなげるよう、八王子市若者総合相談センターで相談を受けております。

「ヤングケアラー」は近年、認知度の高まりが見られるものの、気づいていても声をあげられていない現状があります。もし周りに心配な子どもや若者がいらっしゃいましたら、こども家庭センターや若者総合センターで相談できることをぜひお伝えください。



▲ヤングケアラー周知のための研修の様子

《 指標 》 基本施策 18

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
若者総合相談センターにおける利用件数	3,462件	3,500件	3,500件以上
居場所があると感じている市民の割合	66.7%	70.0%	75.0%
「身近なゲートキーパー講習会」の受講者数	3,655人	4,100人	4,100人以上

第3章

子ども・子育て支援事業計画

第3章

子ども・子育て支援事業計画

本市では、令和5年度に実施したアンケート調査などにより「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これは計画期間中(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))の利用に関するニーズ量(以下、「量の見込み」という)と提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下、「確保方策」という)を定めたもので、すべての家庭が安心して子育てできるよう、量の拡充と質の向上に計画的に取り組んでいくものです。なお、特に明記されていない限り、確保方策については、施設ごとの提供体制の量を合算した数値を記載しています。

1 区域

教育・保育及び地域子育て支援事業にかかる区域は、市全域を1区域にとらえ、各事業において、地域のニーズや課題を把握したうえで、提供体制の確保を図っていきます。

2 教育・保育

教育・保育の事業計画は次のとおりとします。

教育・保育															
事業内容	子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、家庭的保育・小規模保育や事業所内保育などの地域型保育も実施していきます。														
対象／単位	0～5歳 ／ 年度当初の利用人数(人／日)														
年度	令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)				
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳	
利用区分	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用
①量の見込み	694	1,695	1,908	6,295	2,955	699	1,860	1,921	6,249	2,778	702	1,787	2,096	6,299	2,668
②確保方策	875	1,843	2,068	6,639	6,800	872	1,969	2,101	6,618	6,754	877	1,909	2,201	6,678	6,754
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足
年度	令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)									
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳						
利用区分	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用					
①量の見込み	696	1,751	2,019	6,324	2,581	685	1,703	1,981	6,387	2,517					
②確保方策	877	1,908	2,150	6,698	6,754	877	1,883	2,142	6,746	6,754					
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足					
量の見込み算出方法	推計児童数から地区ごとの幼児教育・保育需要を加味して算出														
事業実施の考え方	引き続き就業率は高まっていくと予想されますが、市全域では教育・保育ニーズに対応できています。地域別年齢別のニーズや大規模開発の情報収集を行い、待機児童ゼロの達成と維持を目指します。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。														

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業計画は次のとおりとします。すべての家庭に向けて、子育てひろばなどの地域ニーズに合わせた様々な子育て支援を充実していきます。※実施状況については令和7年(2025年)3月時点

1.利用者支援事業(基本型)					
事業内容	子育て家庭がニーズに合わせて、多様な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などから必要な支援を選択し利用できるように、情報の提供や相談・支援を行います。子育てひろばなど親子の身近な場所で、子育てに関わる幅広い情報提供を行います。				
実施状況	親子つどいの広場11か所及びはちビバ10か所で実施しています。				
対象／単位	0～5歳／実施か所数(か所)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み	21	21	21	21	21
② 確保方策	21	21	21	21	21
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み 算出方法	親子つどいのひろばやはちビバの具体的な拠点数にて算出				
事業実施の考え方	子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境の整備し、地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。確保方策については、はちビバの再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。				

1.利用者支援事業(地域子育て相談機関)					
事業内容	地域子育て支援拠点事業などの利用者にとって身近な場所において、相談や助言を行います。				
実施状況	親子つどいの広場11か所で実施しています。				
対象／単位	0～5歳／実施か所数(か所)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み	11	11	47	47	47
② 確保方策	11	11	47	47	47
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み 算出方法	子育てひろばの具体的な拠点数にて算出				
事業実施の考え方	令和9年度以降は親子つどいの広場に加え、子育てひろば47か所に拡大していきます。				

1.利用者支援事業(特定型)

事業内容	市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報を提供します。				
実施状況	保育幼稚園課と八王子駅南口総合事務所子ども担当で実施しています。				
対象／単位	0～5歳／実施か所数(か所)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	2	2	2	2	2
② 確 保 方 策	2	2	2	2	2
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	相談窓口がある具体的な拠点数にて算出				
事業実施の考え方	保育幼稚園課など、拠点となる窓口で実施していきます。				

1.利用者支援事業(こども家庭センター型)

事業内容	母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援・情報提供を行います。				
実施状況	こども家庭センター3か所で実施				
対象／単位	0～18歳／実施か所数(か所)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	3	3	3	3	3
② 確 保 方 策	3	3	3	3	3
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	こども家庭センターの拠点数にて算出				
事業実施の考え方	市内が広域にわたるために、3箇所の拠点で実施していきます。				

2.延長保育事業

事業内容	多様化する就労形態に対応するため、保育時間の前後に延長して保育を実施します。				
実施状況	認可保育所81か所で実施しています。				
対象／単位	0～5歳／利用人数(人/日)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	4,656	4,548	4,502	4,407	4,351
② 確 保 方 策	8,879	8,879	8,879	8,879	8,879
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	推計児童数(0～5歳)×利用を希望する家庭の割合				
事業実施の考え方	【公立保育園】公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者の様々なニーズに応じた保育の提供に努めます。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。 【民間保育園】保育施設を新設する際には、事業実施を求めています。				

3.放課後児童健全育成事業

事業内容	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、放課後に遊びや生活の場を提供します。				
実施状況	学童保育所は、令和6年（2024年）4月1日現在、68小学校区に90施設を設置しています。小学6年生までの受け入れは、25施設で行っています。				
対象／単位	小学校1～6年生／利用人数（人／日）				
年 度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
① 量 の 見 込 み	6,630	6,487	6,131	5,965	5,603
② 確 保 方 策 （施設数）	7,124	7,124	7,124	7,124	7,124
充足・不足の状況	91	91	91	91	91
量 の 見 込 み 算 出 方 法	推計児童数×学年ごとの入所率×学校ごとの入所申請伸び率				
事業実施の考え方	学校施設や地域資源を活用し、待機児童ゼロを継続し受け入れを充実していくとともに、放課後子ども教室との一体的な事業連携を推進し、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めていきます。高学年については、施設に余裕のある学童保育所と放課後子ども教室で受け入れていきます。				

4.子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容	保護者が就労や出産、病気などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊で短期間子どもを預かります。				
実施状況	児童養護施設や認可外保育所、養育協力家庭の合計9か所で預かりをしています。				
対象／単位	0歳3か月～12歳（小学校6年生まで）／利用人数（人／年）				
年 度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
① 量 の 見 込 み	976	986	996	1,006	1,016
② 確 保 方 策	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	直近の利用実績×過去2年間の実績における利用実績の伸び率				
事業実施の考え方	事業の認知度を高め、利用者の増加を図ります。身近な場所で預かりができるように養育協力家庭を拡充していきます。				

5.乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容	乳児のいる全家庭を保健師などが訪問し、妊産婦の健康や乳児の成長・発達についての相談や情報提供などの支援を行います。				
実施状況	保健師及び助産師の訪問により実施しています。				
対象／単位	生後4か月以内の乳児／訪問件数（人／年）				
年 度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
① 量 の 見 込 み	2,866	2,723	2,647	2,571	2,496
② 確 保 方 策	実施機関：こども家庭センター 実施形態：直営・委託併用				
量 の 見 込 み 算 出 方 法	0歳児人口推計×訪問率100%				
事業実施の考え方	訪問を実施した家庭へは妊婦のための支援給付を行います。また、訪問を希望しない保護者にも、立ち寄り訪問などで全戸把握を行います。長期入院や里帰り出産などで生後4か月以内に実施できない場合も、引き続き希望者には訪問していきます。				

6.養育支援訪問事業					
事業内容	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、相談員による訪問相談を実施し、負担軽減を図ります。				
実施状況	相談員などが、子育てへの不安感が高い家庭へ助言・指導を実施しています。				
対象／単位	支援を特に必要とする妊婦及び家庭／訪問件数(件／年)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	5,109	5,467	5,850	6,259	6,697
② 確 保 方 策	実施機関：こども家庭センター				
量 の 見 込 み 算 出 方 法	訪問実績×実績の伸び率				
事業実施の考え方	家庭の安定した子育て環境を整えるため、相談員が訪問し相談支援を行っていきます。				

7.地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)					
事業内容	地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる身近な居場所を提供します。また、地域の子育て情報の提供や子育て講座を開催し、家庭の子育て力の向上を図ります。				
実施状況	【親子つどいの広場】11か所 【はちビバ内】10か所 【公設公営保育園内】9か所 【民間保育所内】17か所				
対象／単位	0～2歳／利用する子どもの数(人／年)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	202,388	202,396	202,315	201,166	200,295
② 確 保 方 策	344,201	344,201	344,174	343,848	343,604
(施 設 数)	47	47	47	47	47
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	子育てひろば総利用者数(令和4年度から令和5年度の平均)+ニーズ調査から算出したニーズ量				
事業実施の考え方	ひろばの設置が進んだことから、それぞれの子育てひろばの役割を整理するとともに、ひろばで行う事業内容を充実していきます。確保方策については、公立保育園及びはちビバの再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。				

8.一時預かり事業(幼稚園)					
事業内容	幼稚園の教育時間の前後に保育を希望する場合、在園児を教育時間の前後に預かります。用事などで不定期に利用する場合(不定期利用)と就労で毎日利用する場合(定期利用)があります。				
実施状況	幼稚園(認定こども園含む)30園で実施しています。				
対象／単位	3～5歳／利用人数(人／年)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	152,787	152,787	152,787	152,787	152,787
② 確 保 方 策	409,360	450,296	495,326	495,326	495,326
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	利用実績が増加傾向にあるが、令和6年度から開始した「未就園児すくてく通園事業」の利用増が見込まれるため、横ばいで推移するとしました。				
事業実施の考え方	多くの園で提供体制が整っていますが、令和8年度から本格実施となる「(仮称)こども誰でも通園制度」の利用状況を踏まえながら、今後も継続して事業実施を行っていきます。				

8.一時預かり事業(保育所など)

事業内容	保護者が就労や病気などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合や、育児のリフレッシュのために一時的に預かります。 【一時預かり事業】保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 【休日保育】日曜日・祝日に、一時的に預かります。 【緊急保育】出産や入院などの理由で、1～4週間、一時的に預かります。 【年末保育】12月29～31日の間、一時的に預かります。 【ファミリー・サポート・センター事業】地域において会員同士が子育てを相互に援助します。 【トワイライトステイ事業】保護者が就労や出産、病気などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、夜間に一時的に預かります。				
実施状況	【一時預かり事業】公立保育所6園、民間保育所16園で実施しています。 【休日保育】公立保育所1園、民間保育所1園で実施しています。 【緊急保育】公立保育所10園、民間保育所16園で実施しています。 【年末保育】公立保育所2園で実施しています。 【ファミリー・サポート・センター事業】328名(提供会員数) 【トワイライトステイ事業】母子生活支援施設1か所で実施しています。				
対象／単位	0～5歳／利用人数(人／年)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	22,432	22,432	22,432	22,432	22,432
② 確 保 方 策	58,296	58,290	58,290	58,290	58,314
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	「(仮称)こども誰でも通園制度」の制度開始を予定しており、未就園児の動向に変化が生じていく見込みがあるため、令和2年度から令和4年度平均の横ばいとしています。				
事業実施の考え方	【公立保育所】公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者のニーズに応じた保育の提供に努めます。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。 【民間保育所】令和8年度から本格実施となる「(仮称)こども誰でも通園制度」の利用状況を踏まえながら、今後も継続して事業実施を行っていきます。 【ファミリー・サポート・センター事業】ファミリー・サポート・センターの事業内容を充実していくとともに、活動を広く周知し、引き続き育児の援助を受けたい方の利用機会の確保を図っていきます。 【トワイライトステイ事業】今後も継続して事業を実施していきます。				

9.病児・病後児保育事業

事業内容	病時または回復期で集団保育を受けることが困難な子どもを一時的に預かります。				
実施状況	【病児・病後児保育室】病院などに併設された施設4か所で実施しています。 【ファミリー・サポート・センター事業】提供会員が自宅において、病後児を預かります。				
対象／単位	0～小学3年生／利用人数(人／年)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量 の 見 込 み	2,337	2,332	2,330	2,326	2,323
② 確 保 方 策	7,569	7,569	7,569	7,569	7,569
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	【病児・病後児保育室】令和5年度実績に、今後の増加見込を加味して算出 【ファミリー・サポート・センター事業】共働き児童推計数(0-5歳)×発生頻度×平均して利用する日数(実績)				
事業実施の考え方	【病児・病後児保育室】空き状況や施設情報を予約システムで公開することで、利用者が使いやすい施設運営を行っていきます。 【ファミリー・サポート・センター事業】利用者のニーズに合わせて、支援を継続していきます。				

10.子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	育児の支援を受けたい会員（依頼会員）と支援を行いたい会員（提供会員）による相互援助活動により、地域における子育てを支援します。				
実施状況	提供会員が、学童保育所や習い事の送迎、自宅での預かりを行っています。				
対象／単位	小学校1～6年生／利用人数（人／年）				
年 度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
① 量 の 見 込 み	723	708	693	678	665
② 確 保 方 策	925	975	1,025	1,075	1,125
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	家庭類型別児童数（人）×利用意向				
事業実施の考え方	ファミリー・サポート・センターの事業内容を充実していくとともに、活動を広く周知し、引き続き育児の援助を受けたい方の利用機会の確保を図っていきます。				

11.妊婦健康診査事業

事業内容	母子ともに安心して出産を迎えるため、医療機関にて妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、費用助成を行います。				
実施状況	都内の指定医療機関で受診でき、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診票を14回分交付しています。				
対象／単位	全妊婦／健診受診回数（回／年）				
年 度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
① 量 の 見 込 み	26,389	25,333	24,320	23,242	22,412
② 確 保 方 策	実施場所：都内契約医療機関 実施方法：妊娠届出時に14回分の受診票を交付 実施体制：個別受診				
量 の 見 込 み 算 出 方 法	妊娠届提出数の推計×14回×受診率				
事業実施の考え方	・妊娠届の早期提出や妊婦健診の大切さの啓発を行います。 ・妊婦面談を受けた方へは、妊婦のための支援給付を行います。 ・健診を14回すべて受診しない傾向のある多子世帯や外国人家庭などへ適正回数の受診について働きかけを行います。				

12.子育て世帯訪問支援事業

事業内容	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児や家事を支援するヘルパーを派遣し、負担軽減を図ります。				
実施状況	令和7年度からの実施となります。				
対象／単位	特に支援を必要とする妊婦及び家庭／件数（件／年）				
年 度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
① 量 の 見 込 み	151	147	143	139	135
② 確 保 方 策	350	350	350	350	350
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量 の 見 込 み 算 出 方 法	推計児童数×対象世帯数÷全児童数×平均利用日数				
事業実施の考え方	家庭の安定した子育て環境を整えるため委託業者による家事や育児の訪問支援を行っています。				

13.児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所の無い児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣のサポートや食事の提供等を通して子どもの健全な育成を図ります。				
実施状況	令和8年度からの実施を検討しています。				
対象／単位	学齢期児童のうち、特に支援を必要とするもの及びその保護者／利用人数(人/年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み	628	612	593	576	557
② 確保方策	0	4,860	4,860	4,860	4,860
充足・不足の状況	不足	充足	充足	充足	充足
量の見込み 算出方法	推計児童数×対象世帯数÷6歳以上の児童数				
事業実施の考え方	食事・衣服・生活環境等について、不適切な養育状態にある児童や不登校の児童、学校生活になじめない児童、家庭以外に居場所の無い学齢期以降の児童やその保護者に対して、居場所や食事の提供、課外活動の提供等を通して、子どもの健全育成を図ります。				

14.実費徴収に係る補足給付を行う事業(特定教育・保育施設等に係る費用の一部を助成)

事業内容	保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用などを助成します。				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画	実施	実施	実施	実施	実施
事業実施の考え方	低所得で生計が困難である世帯に対して、日用品・文具等及び副食材料費に要する費用として保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。				

15.多様な主体の参入促進事業(新規参入施設等の事業者への支援)

事業内容	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行います。特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画	実施	実施	実施	実施	実施
事業実施の考え方	今後も継続して事業を実施していきます。				

16.要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関職員の専門性の向上とネットワークの強化を図ります。				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画	実施	実施	実施	実施	実施
事業実施の考え方	食事・衣服・生活環境等について、不適切な養育状態にある児童や不登校の児童、学校生活になじめない児童、家庭以外に居場所の無い学齢期以降の児童やその保護者に対して、居場所や食事の提供、課外活動の提供等を通して、子どもの健全育成を図ります。				

※親子関係形成支援事業については、類似事業で充足しているため量の見込みの設定はしていません。今後の状況により量の見込みや確保方策の設定が必要と判断した場合は、中間改定などのタイミングで設定していきます。

17.妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊産婦およびその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげていきます。				
実施状況	こども家庭センター3か所で妊婦面接、妊娠8か月アンケート、あかちゃん訪問を実施				
対象／単位	妊娠期から出産後の妊産婦／相談回数(回／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み	7,344	7,050	6,768	6,498	6,237
② 確保方策	7,344	7,050	6,768	6,498	6,237
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み 算出方法	妊娠届出数×3回				
事業実施の考え方	妊娠期から出産後の妊産婦に対して、妊婦面談や8か月アンケート、あかちゃん訪問等を行い、安心して子育てできるよう切れ目ない支援を継続していきます。				

18.乳児等通園支援事業

事業内容	保育施設等に通園していない生後6か月から3歳未満の子どもが、保護者の就労状況にかかわらず月一定時間まで保育施設等を利用可能にします。 子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。					
実施状況	東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用した未就園児すくてく通園事業を実施					
対象／単位	0～2歳／利用人数(人／日)					
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
0歳児	①量の見込み	19	18	17	16	16
	②確保方策	33	68	70	72	74
	充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
1歳児	①量の見込み	19	20	19	18	17
	②確保方策	33	68	70	72	74
	充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
2歳児	①量の見込み	19	18	18	17	16
	②確保方策	33	68	70	72	74
	充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み 算出方法	(人口推計・教育・保育量の見込み)×30%×10h(上限時間)÷176h(定員一人1月当たりの受入可能時間数)					
事業実施の考え方	令和7年度については、令和6年度と同様に東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用した未就園児すくてく通園事業を継続します。令和8年度からは、乳幼児等通園支援事業が給付化されることから、事業の移行を行い、保育施設等の余裕枠活用を進めていきます。					

19.産後ケア事業					
事業内容	出産後の母子が自宅や医療機関、助産所等で、授乳・沐浴の相談や指導・育児相談等の助産師のケアを安心して受けられる事業を実施していきます。				
実施状況	委託医療機関・助産所・助産師に委託にて事業実施				
対象／単位	産後ケアを必要とする母子／利用人数(人／年)				
年 度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み	3,576	3,432	3,294	3,162	3,036
② 確保方策	3,576	3,432	3,294	3,162	3,036
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み 算出方法	妊娠届出数×3回(利用上限)				
事業実施の考え方	出産後の母子が自宅や医療機関、助産所等で、授乳・沐浴の相談や指導・育児相談等の助産師のケアを安心して受けられる事業を継続して実施していきます。				



第4章

計画の推進

1 計画の推進

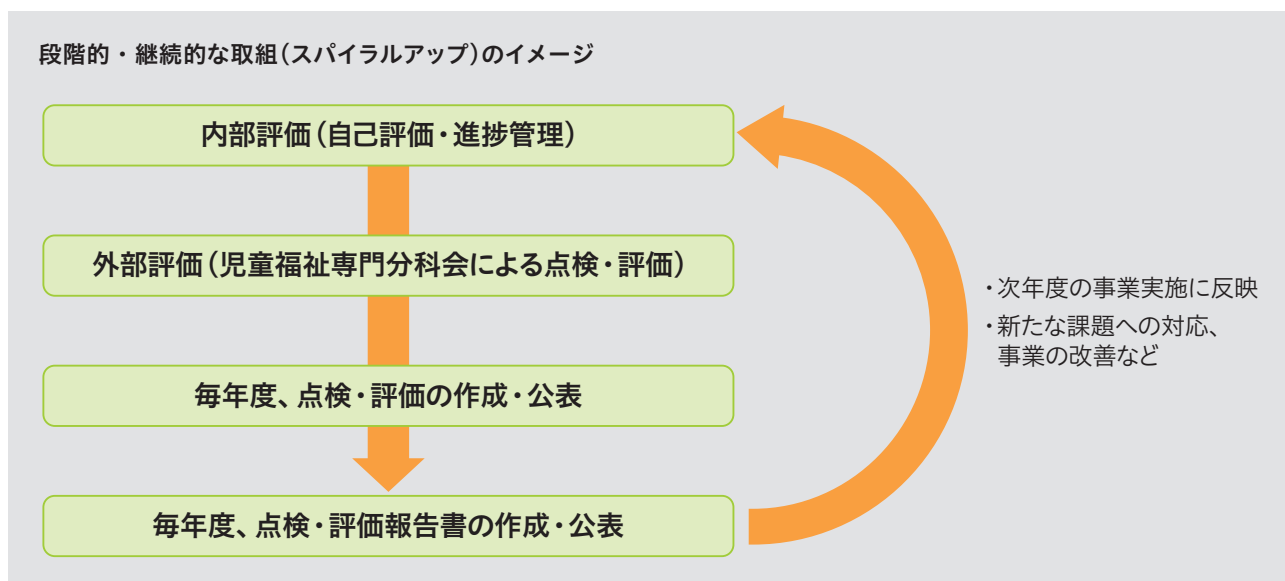
本計画に基づく子ども・若者施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり・市民活動・生涯学習など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進します。また、国や東京都、他の自治体とも連携を図るとともに、市民や関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。

2 点検・評価体制

計画の進捗状況を把握するため、数値目標を設定します。数値目標は計画全体に係るもののほか、基本施策ごとにも設定し、各事業の成果指標としていきます。指標の達成状況や実施所管の自己評価により、計画に記載する取組の進捗管理を行うとともに、取組の充実や見直しに取り組みます。また、社会情勢や市民ニーズの変化、国や東京都における制度改正等にも的確かつ柔軟に対応していきます。

併せて、毎年度の取組状況を市長の附属機関である社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）に報告し、点検・評価を受け、課題の改善と施策の推進に取り組んでいきます。

以上の体制により本計画を推進し、状況に応じた「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」により、基本理念の実現を目指します。



3 各基本施策の指標と目標一覧

基本方針	基本施策	指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	中間値 令和9年度 (2027年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
全体指標		自分自身のことが好きだと思っている児童・生徒の割合	小学生56.3%	—※1	70%
			中学生45.3%	—※1	60%
		今の自分が好きだと思っている若者の割合	71.7%	—※1	80%
		安心して子育てができていると感じている子育て家庭の割合	81.5%	—※1	90%
1	1	子ども・若者との意見交換の機会の回数	14回	20回	20回以上
		相談できる大人が1人以上いると回答した小・中学生の割合	小学生99.4%	毎年度、 前年度を上回る	毎年度、 前年度を上回る
			中学生98.9%		
		自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合	小学生89.1%	毎年度、 前年度を上回る	毎年度、 前年度を上回る
			中学生88.5%		
	2	体育の授業のほかにも運動をしている小・中学生の割合	小学生85.5%	100%	100%
			中学生80.2%		
		1年以内に子どもが文化・芸術体験等を十分にできたと思う保護者の割合	13.3%	現状値以上	現状値以上
	3	若者が対象となる生涯学習講座の数	10回	現状値以上	現状値以上
		幼児教育・保育従事者研修実施回数	3回	8回	8回以上
		幼児教育・保育施設における「保・幼・小連携の日」の実施率	84.4%	90%	90%以上
	4	朝食を毎日食べている小・中学生の割合	小学生84.7%	毎年度、 前年度を上回る	毎年度、 前年度を上回る
			中学生78.7%		
		赤ちゃんふれあい事業の実施中学校数(全38校)	35校	35校以上	35校以上
	5	子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区(全37校区)	26校区	33校区	全37校区
		地域に居場所があると感じている子ども・若者の割合	子ども88.6%	89.4%	89.8%
			若者68.8%	70%	75%
2	6	子育てを支える環境が整っていると感じている子育て世帯の割合	55.2%	62%	70%
		妊婦面談を受ける妊婦の割合	100.3%※2	100%	100%
		産後ケア事業の利用満足度	92.0%	95%	95%以上
		あかちゃん訪問事業の訪問率	99.2%	100%	100%
	7	保育施設の待機児童数	15人	0人	0人
		病児・病後児保育事業の延利用児童数	946人	1,700人	1,700人以上
		学童保育所待機児童ゼロの維持	0人	0人	0人
		仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現している市民の割合	43.5%	47%	50%
	8	はちまるサポートの整備数	13か所	14か所	15か所
		はちまるサポートの認知度	13.5%	31%	50%
		いつでも相談できる人・場がある子育て世帯の割合	77%	80%	85%

※1 次回調査は令和10年度(2028年度)。

※2 妊婦面談実施数÷妊娠届数で算出。他自治体で妊娠届を提出した方が転入後に妊婦面談を受けた場合、数値は100%を超える場合がある。

基本方針	基本施策	指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	中間値 令和9年度 (2027年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
2	9	子育てひろばの年間利用者数	126,215人	132,000人	132,000人以上
		こども誰でも通園制度の実施園数	実施前	35園	35園以上
		子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区(全37校区)	26校区	33校区	全37校区
3	10	ファミリー・サポート・センターの活動に対するマッチング率	92.5%	94%	94%以上
		子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	44.7%	52%	60%
		子育て応援企業の登録数	150事業所	195事業所	225事業所
	11	すくすく☆メール(LINE)の利用者満足度	54.4%	57%	60%
		子育て応援サイトの認知度	76.8%	現状値以上	現状値以上
	12	地域防犯リーダーの数(町会等当たり平均人数)	2.4人	3人	3人以上
		八王子市内の交通事故の件数(18歳以下)	143件	現状値以下	129件以下
		赤ちゃんふらっとの認知度	78.7%	現状値以上	現状値以上
4	13	こども家庭センターの相談(活動)件数	67,381件	70,000件	70,000件以上
		こども家庭センターの新規相談受付件数	2,337件	2,600件	2,600件以上
		児童相談所への送致件数※3	18件	18件以下	18件以下
	14	学校サポーター・特別支援ボランティアの活動者数	746人	826人	826人以上
		巡回発達相談の実施件数	274件	350件	350件以上
		障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	69.1%	74%	80%
		重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	13事業所	16事業所	16事業所以上
	15	18歳以下の人口における児童扶養手当支給対象児童数の割合	6.0%	5.0%	4.2%
		体験活動に参加した子どもの満足度	86%	100%	100%
		児童扶養手当支給世帯のうち養育費を受け取っている世帯の割合	21.3%	22.2%	22.9%
	16	生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	22.1%	25%	30%
		生活に困っている世帯の新規相談受付件数	3,431件	3,700件	4,000件
		八王子若者サポートステーションにおける進路決定者数	32人	60人	70人
	17	語学ボランティア登録者数	371人	現状値以上	現状値以上
		外国人と交流したいと思う市民の割合	45.9%	55%	65%
	18	若者総合相談センターにおける利用件数	3,462件	3,500件	3,500件以上
		居場所があると感じている市民の割合	66.7%	70%	75%
		「身近なゲートキーパー講習会」の受講者数	3,655人	4,100人	4,100人以上

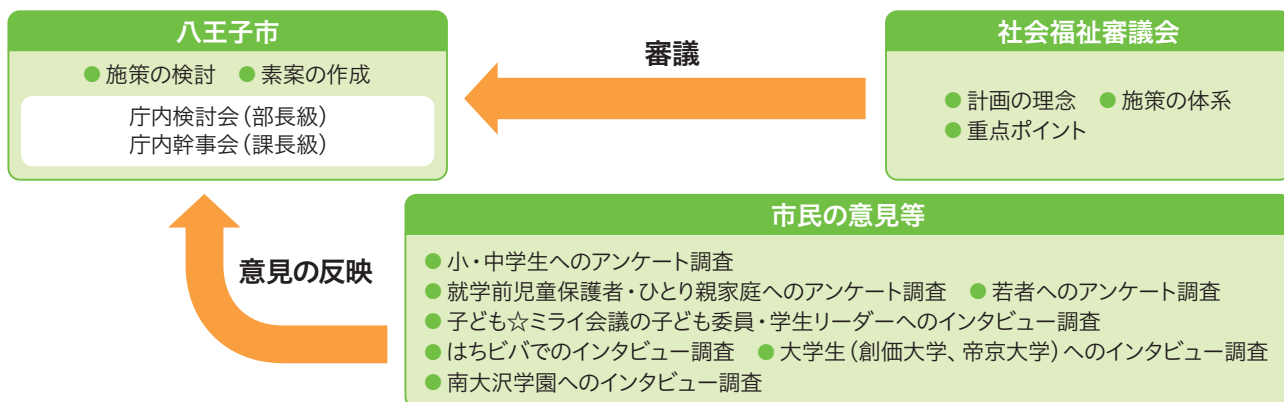
※3 保護が必要な子どもを児童相談所に引き渡した件数

資料編

1 計画の策定体制

計画の策定にあたり、市民委員などから構成される「八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」（以下、分科会という）において、計画の理念や施策体系、重点ポイントなどについて審議を行いました。

また、庁内の組織横断的な検討体制として「第2期子ども・若者育成支援計画策定庁内検討会」を設置し、施策の検討、素案を作成を行いました、



2 計画の策定経過

児童福祉専門分科会

回	開催日	主な検討内容
1	令和5年(2023年) 11月10日(金)	八王子市子ども・若者育成支援計画の改定に向けて
2	令和6年(2024年) 1月12日(金)	次期子ども・若者育成支援計画の改定に係る基本方針について
3	令和6年(2024年) 3月22日(金)	次期計画の概要、スケジュール、重点ポイントについて
4	令和6年(2024年) 4月26日(金)	次期子ども・若者育成支援計画の概要について
5	令和6年(2024年) 5月17日(金)	八王子市子ども・若者育成支援計画(令和5年度分)の取組状況及び評価について
6	令和6年(2024年) 5月31日(金)	八王子市子ども・若者育成支援計画(令和5年度分)の取組状況及び評価について
7	令和6年(2024年) 6月21日(金)	八王子市子ども・若者育成支援計画(令和5年度分)の取組状況及び評価について
8	令和6年(2024年) 8月 2日(金)	次期計画の検討(施策体系)
9・10 (合同)	令和6年(2024年) 9月13日(金)	次期計画の検討(施策体系)
11	令和6年(2024年) 10月 4日(金)	次期計画(素案)の確認

庁内検討会

回	種別	開催日	主な検討内容
1	検討会	令和6年(2024年) 7月 5日(金)	第2期子ども・若者育成支援計画の概要について 第2期計画に向けた課題の整理 子ども・若者の意見聴取及びアンケート調査の結果について
2	幹事会	令和6年(2024年) 7月26日(金)	第2期子ども・若者育成支援計画の概要について 第2期計画に向けた課題の整理 子ども・若者の意見聴取及びアンケート調査の結果について
3	幹事会	令和6年(2024年) 9月20日(金)	子ども・若者の意見について 第2期子ども・若者育成支援計画の素案(案)について
4	検討会	令和6年(2024年) 10月 9日(水)	子ども・若者の意見について 第2期子ども・若者育成支援計画の素案(案)について

3 八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属等
荒井 雄一	八王子市公立小学校長会
石井 淳	八王子市私立保育協会
石田 健太郎	明星大学
井上 竜太	八王子市公立中学校長会
岩本 ゆりな	市民委員
小楠 安輝子	市民委員
川越 優紀	市民委員
串田 和士	八王子市私立幼稚園協会
久保井 奈美	市民委員
小寺 明子	市民委員
櫻井 励造	八王子市立中学校PTA連合会
菅野 周平	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
早乙女 進一	東京都立八王子拓真高等学校
高倉 裕香	八王子市民活動協議会
高橋 香里	市民委員
高橋 雅美	八王子市立小学校PTA連合会
千葉 唯慧	市民委員
内藤 トシ枝	八王子市民生委員児童委員協議会
野中 真理子	八王子市民活動協議会
藤枝 充子	明星大学
前原 教久	八王子市町会自治会連合会
町田 利恵	八王子商工会議所
松丸 渉	八王子市公立小学校長会
森田 亮	連合南多摩地区協議会
師岡 章	白梅学園大学
和田 直也	八王子市立小学校PTA連合会

敬称略・五十音順・計画策定期間(令和5年(2023年)11月～令和7年(2025年)3月)の委員を掲載

4 用語集

あ行

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸入、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと

インクルーシブ

「包含する」ことの意味。「インクルーシブ教育・保育」は、障害のある子どももない子ども、あらゆる子どもが必要な支援を受けながら、同じ場で教育や保育が受けられる仕組み

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

か行

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をはかることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられる人のこと

こども家庭センター

すべての妊産婦、子育て世代、子どもを対象に一体的に相談支援を行う機関。保健師等と子ども家庭支援員等が連携・協力しながら児童虐待の予防的支援を行います

こども基本法

将来、社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健全な育成や社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援などについて、その基本的な事項を定めた法律

さ行

次世代育成推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された時限法

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どものこと

重層的支援体制整備事業

地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業

スクールソーシャルワーカー

保護者や学校と協力し、子どもたちを取り巻く環境に働きかけるなど、福祉的な視点から児童生徒と学校を支援する職種

スクールロイヤー

学校で発生する様々な問題について、中立的な立場から学校に法的な助言などを行う弁護士のこと

すくてくシート(旧就学支援シート)

小学校入学にあたって、安心して学校生活を迎えられるよう、子どもに対する家庭での工夫や園での援助内容などの情報を、園と保護者で作成し、小学校に伝えるもの

スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育園・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

た行

大学コンソーシアム八王子

高等教育の充実、地域社会の発展並びに地域の国際化を目指すなどの魅力ある学園都市の形成に向けた中心的な役割を担うことを目的に活動している団体。八王子市周辺部も含めた25大学等と5つの市民・経済団体並びに八王子市が加盟している

ダブルケア

育児と介護が同時に行われていることを指す言葉。また、育児と介護に限らず、複数のケアを同時に吸う必要があることなどを指す

は行

はちまるサポート

市内に現在13か所設置されている地域の相談窓口で、地域福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が常駐している

犯罪実行者募集情報（闇バイト）

SNSやインターネットの掲示板で、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿のこと

放課後子ども教室

学校施設などを活用し、希望するすべての小学生を対象に、放課後の安全・安心な居場所や多様な体験活動の場を提供する事業

ま行

メディアリテラシー

メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの能力で構成される複合的な能力のこと

や行

幼児教育・保育センター

乳幼児期の教育・保育の質のさらなる向上を実現させるため、令和3年（2021年）2月に設置した機関。①研修機能②幼児教育・保育施設への支援機能③情報収集・発信④関係機関をつなぐ連携機能の4つの機能を持っている

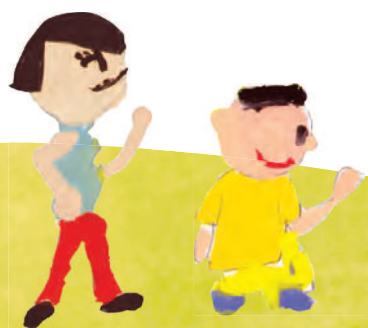
ヤングケアラー

本来大人がやると想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども

わ行

若者総合相談センター

進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いをなんでも受け止め、一歩を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った支援や情報を提供する機関



子ども・若者の想いが詰まった計画書

計画書の表紙は、アートワークショップ「みんなで理想のまちを描こう!」(令和6年(2024年)11月30日開催)で作成した作品が基になっています。ワークショップの開催にあたって、事前に参加する子どもたちから八王子の好きなところや遊びに行っておもしろかったところ、こんな場所があったら嬉しいな、など思い出やエピソードを送ってもらいました。それを基に、画家・ワークショップ講師の小楠 アキコさんが絵を作成。ワークショップ当日、子どもたちは自分の思い出やエピソードがたくさん詰まったまちの絵に色塗りしました。

また計画書の裏表紙は、東京造形大学の青木 景さんが作成したイラストが基になっています。子ども・若者育成支援計画は子ども期から若者期まで切れ目なく一体的な支援を行います。当事者である若者にも興味を持ってもらえるよう、大学と連携してイラスト制作をお願いしました。

ご協力いただきましたみなさまに心より感謝申し上げます。

第2期八王子市子ども・若者育成支援計画

令和7年(2025年)3月発行

「ビジョン すくすく てくてく はちおうじ」

発行	八王子市
編集	子ども家庭部子どものしあわせ課
表紙デザイン協力	小楠 アキコ アートワークショップにご参加いただいたみなさま
裏表紙デザイン協力	東京造形大学 青木 景
所在地	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話	042-626-3111(代表) 042-620-7391(直通)
ファックス	042-627-7776
メール	b470100@city.hachioji.tokyo.jp



あなたのみちを、
あるけるまち。    